

法務省委託事業

タイにおける法的支援のニーズ調査

【改訂版】

平成28年（2016年）9月
平成30年（2018年）3月改訂
令和2年（2020年）3月改訂
令和6年（2024年）3月改訂

弁護士 池田 崇志
(令和2年及び令和6年改訂担当)弁護士 安西 明毅

< 目 次 >

第1章 タイにおけるビジネス関連法令の実態

第1節	タイにおけるビジネス関連法令の内容	3
1	法制度の歴史的変遷	3
2	最近の憲法改正	5
3	現行のタイの法制度の概要	9
4	対外資本の進出に対する規制	10
5	タイの法制度の問題点	10
6	ビジネス法の一般法たる民商法典	12
7	会社法の概要	29
8	労働法の概要	33
9	知的財産権制度	37
10	環境政策と環境法	46
11	個人情報保護法	46
12	競争法	50
第2節	ビジネス関連法令に関するタイ規制当局の規制の実態	53
1	奨励と規制	53
2	投資奨励法による奨励	53
3	外国人事業法及び外国人就労法による規制	57
第3節	タイの裁判制度及びその運用の実態	58
1	タイの裁判制度	58
2	タイの法曹教育と法曹資格	61
3	タイの仲裁制度	63

第2章 タイにおける日本企業・在留邦人が直面する法的問題の実態 及びこれに対する対応の在り方

第1節	日本企業や事業者が直面する法的問題の実態及びこれに対する対応の在り方	66
1	アンケート調査の結果	66
2	法的支援のニーズの所在（概略）	66
3	直面する問題① ～タイへ進出する形式～	68
4	直面する問題② ～ビザ及びワークパーミット～	69
5	直面する問題③ ～名義貸し（ノミニー）～	73
6	直面する問題④ ～会社の実際の運営～	74

7	直面する問題⑤	～BOIやIEATの承認手続と恩典手続～	75
8	直面する問題⑥	～労務管理～	76
9	直面する問題⑦	～行政手続～	77
10	直面する問題⑧	～タイ国内での日本企業どうしの取引～	78
第2節	在留邦人が直面する法的問題の実態及びこれに対する対応の在り方		
			79
1	はじめに		79
2	直面する問題⑨	～タイ人との離婚～	79
3	直面する問題⑩	～日本人どうしのタイでの離婚～	81

第3章 日本の法曹有資格者がタイで提供できる法的支援の在り方

第1節	日本の法曹有資格者がタイで提供できる法的支援の在り方 (タイの外弁規制等、日本の法曹有資格者の活動環境を含む。)		
			83
1	序論		83
2	外国人事業法		83
3	外国人就労法とワークパーミット		85
第2節	日本の法曹有資格者による法的支援に対するニーズの質及び量		86
1	日本の弁護士の活動領域とその可能性		86
2	コンプライアンスの問題		87

第4章 その他タイの実情に鑑み特筆すべき事項や調査受託者 において特に力点を置いて実践した事項

第1節	日本の諸機関との連携の可能性		91
1	日本大使館及び領事館		91
2	盤谷日本人商工会議所(JCC)		93
3	国際協力機構(JICA)タイ事務所		94
4	タイ国日本人会		95
5	日本貿易振興機構(JETRO)バンコク事務所		96
第2節	無料法律相談の提案		97
1	無料法律相談の目的		97
2	日系企業を対象とした無料法律相談		97

第1章 タイにおけるビジネス関連法令の実態

第1節 タイにおけるビジネス関連法令の内容

1 法制度の歴史的変遷

(1) 黎明期

タイでは、伝統的法典として、ランナー（チェンマイ）王国の創始者であるメンライ王が、1300年頃に制定したといわれる「メンライ法典」がある。

その後、ラーマ1世（King Ramatibode/Rama I）の命により、「三印法典」（Pramaun Kotmai Ratchakan thi Nung, 1805年）が編纂された。この法典は、アユタヤ時代（Ayuttaya Period:1350年～1767年）における諸法規・法制度の展開を受けて制定されたものであり、29章より成る具体的内容は、証拠法、火と水による神明裁判（ordel）法、上訴法などであり、インド法（Hindu Code of Manu）の影響を受けていた。同法典の大部分は、タイの法改革が実現し始める20世紀初頭まで実効力を有していたとされている。¹

しかし、これらは、いずれも支配者（王）及び刑罰を定めたもの（公法）が大部分であり、国民と国民の権利関係を定めたものは、ほんの一部しかなかったとされている。

(2) 近代法の導入

タイでは、19世紀後半に、イギリスをはじめ欧米諸国15カ国との間に通商条約を締結したが、これらの条約は、治外法権や関税制限を含む不平等なものであった。これらの不平等条約を撤廃するために、法制の完備と諸制度の近代化が必要となった。

ラーマ5世（King Chulalongkorn/Rama V, 幼名から「チェラロンコーン大王」と称される、在位1868年～1910年）の時代は、西欧列強（特に、イギリスとフランス）の軍事的展開が格段に熾烈化する歴史的局面にあった。ラーマ5世は、奴隷制度の廃止、行政機構の整備、軍政の刷新、近代教育制度の確立、鉄道事業等を手掛け、タイの法システム全般についても、抜本的・革命的に近代化作業に着手した。タイは、西欧によって課された条約上の制限から自らを解放するためには、西欧の法概念・法制度を採用しなければならぬというパラドクスに直面した。²

そのためラーマ5世は、その在位中、二度にわたり渡米するとともに、多くの留学生をヨーロッパに派遣した。国内の各省庁には、欧米の専門家を顧問として招聘した。日本からも多くの専門家が各省庁に採用された。それは、宮内省の鶴原善三郎（漆芸術家）、文部省芸術局美術学校教官の三木栄や佐瀬芳之助、国鉄の古沢博雄や農務省養蚕指導員の男女十数名らであった。

当時の欧米人顧問は、イギリス人の大蔵大臣顧問ドルを始め、外務省や国防省などでタイの大臣と同等の権限を持っている者も多かったとされる。日本人顧問の中では、政

¹ 「タイ民商法典の比較法的考察<序説>（1）」五十川直行

² 「タイ民商法典の比較法的考察<序説>（1）」五十川直行

尾藤吉³ が司法省最高顧問に採用され、最高裁判所 (Dika) の判事になり、欧米人顧問の最上席者としてタイの法整備に活躍した。当時の司法省には、20数名の欧米人法律顧問がいたが、政尾藤吉は、これらの法律顧問の首席であり、次席にサーのタイトルを持ったイギリス人や特命全権公使の官職を持ったフランス人を従えていた。⁴

(3) 英仏及び日本の法制度への影響

ラーマ5世は、1984年に、Council of Stateを創設した。これは、立法機関として、タイの司法ないし法システムを改良しようとする努力を行い重要な役割を果たした。その後、司法省が設置され、暫定的な法律 (例えば、証拠法 (1985年)、臨時刑事訴訟法及び臨時民事訴訟法 (ともに1895年)) が、主としてイギリス法に基づいて制定された。

本格的な近代法典の編纂事業は、1897年に司法省の下に法典編纂委員会が組織され、刑法の編纂作業に着手してからのことである。法典編纂作業では、当時の日本が治外法権を撤廃したことをまねて、イギリスやフランスといった西欧と日本から学者を招き、近代法の法体系を編纂することになった。

司法省は、政尾藤吉を中心にまず日本法に近い刑法を草案し、1908年に公布させた。同年には、民事訴訟法典及び裁判所構成法が制定された。翌年には、法典編纂の主軸となる民商法典の編纂を期して、タイ民商法典が組織化され、民商法典の起草に着手した。ところが、1913年春に政尾藤吉が帰国したことに伴い、その作業がイギリス及びフランスの顧問に引き継がれたため、これらの法律はイギリス及びフランス両国 (特にフランス) の影響を強く受けることになった。

民商法典の第1編・第2編は、1923年11月11日に公布されたものの施行には至らなかった (この旧条項を、「Old Text」と呼ぶ)。これを改正した第1編・第2編は、1925年11月11日から施行された。

³ 政尾藤吉は、明治3年 (1870年)、愛媛県大洲町 (現在の大洲市) に生まれ、明治22年 (1889年) に東京専門学校 (現在の早稲田大学) 英文科を卒業した。その後、米国に留学し、1895年にバージニア大学法学部を卒業し、1896年にエール大学大学院で博士号を取得した。日タイ両国間に公使館が設立された明治30年 (1897年) 10月、日本外務省の推薦によりタイ政府法律顧問としてタイに渡り、大正2年 (1913年) に顧問を辞して帰国するまでタイに滞在したが、この間、ラピー親王及びピシット親王から司法大臣の命を受けて法律草案の起草にあたった。タイ政府は、その功に報いるため、新刑法公布に際して勲二等王冠勲章を贈り、帰国の際には勲二等王族勲章を贈った。

政尾藤吉が、明治33年 (1900年) に一時帰国した際、東京法科大学で講演したが、梅謙次郎博士らに勧められ、論文を提出することになった。その内容は、古代世界の法律を、英法、ローマ法、インド法、中国法に大別し、タイは従来仏教国であるためインドの影響を強く受けたものが多く、慈悲をもって臨むインドの古代法と一致するとしたものであり、これにより日本の博士号も取得した。帰国後は、大正4年 (1915年) 及び大正6年 (1917年) の選挙で衆議院議員に当選した。大正9年 (1920年) 2月、特命全権公使としてタイに赴任したが、翌年8月にバンコクで急死した。タイ国政府は国葬を催した。

⁴ 政尾藤吉がタイに渡った経緯については、若干異なる二つの説明がある。まず、欧米列強のアジア植民地化に対抗して、アジアの連帯とりわけタイ (地氏はシャム) の独立維持を図るため、初代の駐タイ公使である稲垣満治郎が日本人顧問を送り込むことを企図し、当時東京の「ジャパン・タイムズ」の朱筆代理であった政尾藤吉を送り、近代法編集委員会に加わせたという説がある (吉川利治執筆・石井米雄ほか監修、東南アジアを知る事典 (平凡社、1986年) 291頁)。

他方、政尾藤吉は、明治30年に帰国した際、新聞記者として外務省に出入りしていた際、大隈重信や小村寿太郎に知られ、その勧めによって外務省特派員としてタイ (当時はシャム) に渡航し、その際外務省書記官に任ぜられ、司法省の法律顧問となって法典編纂事業に携わったというものである。

以上につき、「タイ民商法典の比較法的考察<序説> (1)」五十川直行を参照した。

第一次大戦後、不平等条約の改正が、1920年にアメリカと新条約を締結することで実を結び、これを皮切りに諸外国との間で新条約を締結していった。こうした社会状況の下で、タイ民商法典の編纂事業は加速化し、第3編が1929年1月1日に公布され、同年4月1日に施行された。第4編は、1931年3月1日に公布され、1932年4月1日に施行された。

現在も効力を有する民商法典、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法(いわゆる「四大法典」)の構成は、いずれも日本の法律に類似している。

(4) 裁判所における司法的実践とイギリス法の影響

タイの裁判所の組織は、1908年の裁判所構成法により、最高裁判所(Dika court)を頂点とする司法機構として、タイ全土にわたって整備された。具体的な司法実践にあたっては、タイの伝統法が見出せないか、タイの伝統法が時流に遅れ当該紛争に不適切である場合にはイギリスの法原理に依拠して紛争を解決したとされている。

ここでは、西欧の法原理が、「法の一般原則」として判決に摂取されるという手法によりつつ、イギリス法学(特に、オースティン(John Austin)の分析法学)を修得した裁判官により、例えば「約因」(consideration)やエストoppel(estoppel)などの法概念が、ごく普通の法的使用言語として摂取されていたと指摘されている。

(5) 1932年の立憲革命

1932年の立憲革命により王政を廃止し、主権が国民にあることを明らかにし、民主主義の政治体制を取り入れることにし、様々な法律が制定された。

1932年の立憲革命の中心人物となったプリーディー・パノムヨンは、法制度の整備を行ったが、ここでは自身が留学したフランス法を中心に取り入れた。大学で最初に法学部を設置したタマサート大学では、当初はタイ語のテキストがなかったためフランス語のテキストを使用した。フランス人教授を招聘したり、外国人の裁判官も招聘した。現在も著名な「Tilleke & Gibbins 法律事務所」⁵の「Tilleke」と「Gibbins」は、いずれも当時、イギリスから裁判官としてタイに来た弁護士である。

第二次世界大戦後は、アメリカの合衆国の法制度を取り入れる傾向が強くなった。

2 最近の憲法改正

(1) 序論

法体系の最高の価値理念を示す憲法の変遷を概観する。

ただし、後述するとおり、タイでは上位法と下位法との区別(すなわち法的効力の序列)についての明確な区別がない。その結果、法律の効力が命令により事実上改変される可能性がある。同じことは、憲法と法律との関係についても妥当し、憲法の改正には通常法律に較べて厳格な手続が要求され、かつ憲法裁判所があるにもかかわらず、憲

⁵ <http://www.tilleke.com>

法が通常の法律に較べて強い効力を持っているとの意識は薄いように思われる。⁶

(2) 1997年憲法

タイでは、1997年に新しい憲法を導入した。その内容は、従来の憲法と比べると画期的と評価される。1997年の憲法は、汚職防止及び国会議員のモラルや質の向上を目指したものであった。そのために、憲法裁判所及び国会監査官の導入、国家人権委員会の創設、政治職公務員（大臣など）の資産の公表、国家汚職追放委員会の設置などの条項が設けられた。

また、1997年の憲法では、はじめて基本的人権の項目が加わった。

その結果、この憲法は、国民の意思を反映する真の議会制民主主義を実現するため、①人権保護、②選挙制度改革、③政治プロセスの監視システムの設置を三つの重要な要素として、タイにおいて初めて民主主義的手続を経て制定された憲法と評価されている。⁷

その他、1997年の憲法の特徴として、以下の点が指摘されている。⁸

- ④ 第8条（2章）に、国王が不可侵と規定されており、この条項に基づき、刑法に不敬罪が規定されている。
- ⑤ 国会（第6章）の規定が、全体の条文の3分の1を占めている。
- ⑥ 裁判所（第8章）は、日本国憲法の「司法」に相当するものであるが、「裁判所」という具体的な形式をもって規定されている。
- ⑦ 地方行政（第9章）は、日本国憲法の「地方自治」に相当するものであるが、「自治」を意味する文言を用いず、「行政」としている。このように、タイでは、地方の「自治」という発想がない。

(3) 2007年憲法

1997年憲法施行後、タイ史上初めての上院議員選挙が、2000年3月に実施された。その後、2001年1月には下院議員選挙が、また2005年2月には下院の任期満了に伴う総選挙が実施された。いずれもタクシン首相が率いるタイラックタイ党が圧勝したが、汚職疑惑と政治手法に対する反発も大きくなり、2006年になると、反タクシン運動は更に広がりを見せた。タクシン首相は、2月24日に下院を解散し総選挙を行い、再びタイラックタイ党が圧勝したが、この選挙について、憲法裁判所は無効の判断を下した。

2006年9月、民主改革評議会によるクーデターが発生し、タクシン政権が崩壊するとともに1997年憲法が停止された。2006年10月1日、暫定憲法（全39条）が公布・施行され、元陸軍司令官であるスラユット枢密院議員が暫定首相に就任した。その後、憲法起草会議が開かれ、2007年に新たな憲法が誕生した。

⁶ この点は、タイではクーデターが頻繁に発生することと関係するようと思われる。なお、後述するとおり、タイでは「四大法典」と呼ばれる法律があり、民商法典、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法がこれに該当し、憲法はこれに入っていない。

⁷ 大友有「タイ王国憲法一概要及び翻訳」（衆議院憲法調査会事務局）

⁸ 「タイの法律入門」サクダー・タニットクン・小林豊（小林株式会社）

2007年憲法は、このような背景事情から、タクシン前首相の復帰又はタクシンのポピュリスト政治家の出現を防ごうとした意図が明白で、首相の対議会権限を弱めるものとなった。

主な改正点は、

- ① 首相の任期を連続8年としたこと（従来は規定なし）
- ② 不信任動議は下院議員の5分の1以上で提出可能としたこと（従来は5分の2以上）
- ③ 下院選挙区を中選挙区及び比例代表としたこと（従来は小選挙区及び全国の比例代表）
- ④ 上院選挙区は公選制及び任命制としたこと（従来はすべて公選制）

であるとされている。⁹

なお、第3章「タイの国民の権利及び自由」については、比較的詳細な規定が設けられた。その内容は、第1節が総則、第2節が平等、第3節が自由権と人身の自由、第4節が司法手続における権利、第5節が財産権、第6節が職業の権利と自由、第7節が個人の言論の自由及びマスメディアの言論の自由、第8節が教育を受ける権利及び学問・教育の自由、第9節が公衆衛生・福祉を受ける権利、第10節が情報及び不服申立の権利、第11節が集会及び結社の自由、第12節が地域コミュニティの権利、第13節が憲法擁護への権利となっている。¹⁰

（4）2014年暫定憲法

2014年のクーデターに伴い、新たに首相となったプラユット元陸軍大將は、新たな憲法を策定した。この憲法は、民主主義の体制と選挙が実施されるまでの間の暫定的な憲法である。

2016年8月7日、民主的な政権の樹立に向けた新憲法草案への賛否を問う国民投票が実施された。即日開票され、賛成多数で可決された。

2014年のクーデター後に旧憲法は廃止されており、軍政を終わらせるためには新憲法の制定が前提となる。新憲法は、2016年10月に即位したワチラロンコン国王の署名を経て公布・施行される予定であった。

（5）2017年憲法

上記のとおり、2014年のクーデター後の新憲法は2016年8月の国民投票で可決され、総選挙の実施も待たれていたが、新憲法案が新国王の求めにより修正されたため、当初想定されたよりも時間を要し、新憲法は2017年4月6日に公布・施行された。その後下院総選挙が2019年3月24日に行われ、タイ貢献党が主導する反軍政派は過半数を取得できなかったため、軍政派のプラユット首相が誕生した。

2017年憲法（全279条）の主な内容は以下のとおりである。

⁹ 片山裕神戸大学教授の指摘。

¹⁰ 孝忠延夫「タイ王国の憲法」（政策創造研究第3号（2010年3月））

(a) 人権について

- ① 何人も憲法や法律で禁止されていない限り、その行動する権利と自由を有するとされているが、国家の安全、公序良俗、他人の権利を害しない限りとされている（基本的には、以下の基本的人権についてもこのような留保が付されている。）。
- ② 法の下での平等
- ③ 自己の生命、身体に対する権利・自由を享受する権利
- ④ 刑事事件について適正手続を受ける権利
- ⑤ 強制労働の禁止
- ⑥ 信教の自由
- ⑦ プライバシー、名誉、名声、家族に対する権利・自由
- ⑧ 居住の自由
- ⑨ 表現の自由
- ⑩ 報道の自由
- ⑪ 検閲の禁止
- ⑫ 通信の自由
- ⑬ 財産や相続に関する権利・自由
- ⑭ 移動の自由
- ⑮ 職業選択の自由
- ⑯ 結社の自由
- ⑰ 公共のデータ・情報にアクセスする権利
- ⑱ 環境権、請願権等
- ⑲ 平穏に生活する権利
- ⑳ 消費者としての権利
- ㉑ 公衆衛生のサービスを受ける権利

(b) 統治機構について

(i) 国会

下院の構成（有権者により直接選ばれた者（400人）、比例代表として政党の名簿から選ばれた者（100人）。いずれも任期は4年である。）

上院の構成（任命制(250人)。任期は5年である。）

(ii) 首相：上院下院を合計した人数の過半数の賛成を得た者（候補者は各政党からリストアップされた者（3名まで可能。下院議員外から非民選の首相を指名できる。））

(iii) 司法権は裁判所に付与されており、一般裁判所、行政裁判所、軍事裁判所、憲法裁判所に分かれている。

3 現行のタイの法制度の概要

(1) 法制度

上述したとおり、近代法の導入期において欧米各国からの指導を受けており、日本人である政尾藤吉が活躍したこともあり、タイの法制度は、大陸法系及び英米法系の両者の影響を受けている。憲法を最高規範とするものの、頻繁にクーデターが生起するため、実際上の法体系は、民商法典、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法の四大法典が中心になっている。

この他、破産法、労働法、税法、関税法、知的財産法、環境保護法などの主要な法律は成文法として整備されている。

1997年の経済危機以降、経済関連法制の整備が進められた。この中には、労働者保護法の改正（1998年、2008年、2010年、2017年、2018年、2019年及び2023年改正）、破産法における会社更生手続に関する改正、外国人事業法の改正など、日本企業とその経営者にとって重要なものも含まれている。また、電子商取引法、集積回路の回路保護法などIT社会に対応する法律の整備、製造物責任法（2009年施行）の制定も行われている。特に最近もなされている労働者保護法の改正と民商法典の改正は、日本企業にも影響が大きい。製造物責任法については、日本法にない特色を有しており、適用範囲も広いことから、十分に検討しておく必要がある。

(2) 最近の改正動向

タイにおける法制度の最近の傾向として、環境保護・環境汚染の問題に対する関心も高まっていることがあげられる。一部の地域ではあるが、憲法に定める環境保護に関する諸手続が履践されていないとの市民団体の訴えを受け入れて、行政裁判所が複数の開発事業を差し止めるという事態も発生している。そのため、タイへ進出する日系企業は、環境関連法規についての研究と対応が必要となる。

また、競争法が2017年に施行され、2022年には個人情報保護法も施行された。

もっとも、法律の整備は進んだものの、法律の具体的な解釈・適用について基準が明確でないため、実務に混乱を生じさせることも多い。労働法の種々の改正については、新たに派遣労働者の利益保護のための規定が置かれたが、法解釈面で生じた混乱は現在も解消されておらず、日本企業はいまだその対応に苦慮している。また、競争法や個人情報保護法については、タイにとっても事実上新たに導入された法制度であり、法律自体は整備されているものの、下部規則の整備が進んでいなかったり、また、当局の担当官自体が当該法律の解釈に不慣れなこともあり、今後の実務の集積に期待がかかるところである。

関税法の解釈・適用をめぐるっては、税関当局から多額のペナルティを科される事例が後を絶たない。特に、輸入貨物の部類（HSコード）や関税評価額については細心の注意が必要とされている。

(3) 「四大法典」

タイでは、民商法典、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法を代表的な法律としており、これらの法律を指して、「四大法典」という場合がある。日本で「六法全書」という場合の「六法」と呼ぶ感覚に似ている。ここから分かるように、「憲法」は基本法の一つには含まれていない。

また、行政法については、民商法典の特別法とみる傾向がある。

4 対外資本の進出に対する規制

(1) 大陸法及び英米法の双方の影響

タイの法制度は、上述のとおり、大陸法系と英米法系の双方の影響を受けている。

憲法を最高規範としつつ、民商法典、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法などの基本法を中心に、破産法、労働法、税法、関税法、知的財産法、環境保護法、競争法、個人情報保護法など主要な法律が、成文法として整備されている。

(2) 対外資本の進出に対する規制（外国人事業法）

タイでは、対外資本の進出について、製造業では積極的に奨励する反面、非製造業についてはきわめて規制制的である。後者の代表的な法律が、外国人事業法である。

外国人事業法は、要するに資本の過半数を外国人（又は外国法人）が占める場合に規制しようとするものであり、主に非製造業において適用される。この外国人事業法の外資規制を免れるため、タイ人（又はタイ法人）から名義借り（ノミニ）が利用されてきた。しかし、これに対する規制も強化されてきた。外国人出資比率が登録資本金の40%以上の場合、タイ側株主に過去6ヶ月間の銀行の預金通帳の記録提出が求められるのがその一例であった。

2014年に入って、商務省は、更に規制を強化する方針を明らかにした。今後、タイへの進出を検討する日系企業はもちろん、すでに進出済みの日系企業も、株主構成について十分に検討し検証することが重要になる。

5 タイの法制度の問題点

(1) 法律の具体的な解釈・運用の基準が不明確であること

このように、タイにおいて法整備は進んでいるものの、法律の具体的な解釈・運用についての基準が明確でない場合もあり、実務においても混乱を生じることがある。例えば、労働者保護法の2008年改正では、新たに派遣労働者の利益保護のための規定が置かれたが、その法解釈面で生じた混乱は、長年にわたり解消されなかったため、日系企業は、その対応に苦慮してきた。

また、関税法の解釈・適用をめぐる紛糾し、関税当局から多額のペナルティを科される事例も後を絶たない。特に、輸入貨物の部類（HSコード）や関税評価額については、細心の注意が必要となる。

(2) タイの法令がタイ語で表記されているため外国人に理解しにくいこと

タイの法令は、すべてタイ語で表記されていることから、法令検索が難しく、法令の存在自体に気付かないこともあるとされる。

しかし、ビジネス法令の多くが刑事罰をも規定しており、ビジネス法令違反が比較的簡単に刑事罰を受ける傾向があることから、法令の存否や適用の有無に十分な注意をする必要がある。

こうした観点からは、日本の法曹有資格者がタイの法令を熟知し、タイに進出する日系企業や在留邦人に対し、助言や協力を行うことが重要となる。

(3) 法令の効力の序列が不明確であり、法令の存在が不明であることも多いこと

タイは、上述のとおり、19世紀の後半から近代法の制定が開始されたため、法令そのものは比較的整っているといえる。

ただし、「法の支配」の原理によれば、憲法を頂点とする法秩序が築かれているはずのところ、こうした法令の序列が明確でない。その結果、国会で制定された法律を、布告や命令の施行により事実上骨抜きにするような事態が生じている。

(4) 法律（理想）と現実の乖離

どのように立派な法律を作っても、それが守られない限り、その法は死んだ法律になる。多くの人がある法律を守らず放置すれば、法治国家としての機能が成立しなくなってしまう。

法律が定める理想と現実との間に、ギャップが生じる可能性は、常に存在している。

タイでは、法律と現実の間にギャップが生じる場合が多くある。

例えば、タイでも公務員が賄賂を受け取ることは犯罪であるが、これを許容する習慣がある。また、外国人就労法及びこれに基づく労働許可証（ワークパーミット）の制度は、外国人に対して一定の職業に就くことを禁止している。¹¹ところが、多くの外国人が、この法律に違反し、禁止された職業に従事している。このように多数の者が法律を破りながらペナルティを受けないでいると、その法律の規定が死文化してしまう。

こうした場合、当該法律の実効性を得るためには、厳しく取り締まるか、又は現実に合わせて合法化するしかない。

(5) その他

いかなる国家でも、法体系や法制度の有効性・実効性は、その国の民主主義の成熟度に比例する。タイの法制度として、上記の（1）ないし（4）以外に、以下の問題点が指摘されることがある。¹²

① 法律を作る能力のある者が少ない

タイでは、日本のように官僚が法律案を用意し、国会において議決するだけの状態におくことは余りない。その結果、実質的に立法作業を担う機関におけるマン・パワーが足りない。

¹¹ 1979年外国人就労禁止職業規定勅令は、外国人が就労できない39の職種を規定している。

¹² 「タイの法律入門」サクダー・タニットクン・小林豊（小林株式会社）

② 国会の審議では審議時間が少ない

タイでは国会に委員会制度があるが、確立しているとはいえず、細かい検討がなされずに法律案が成立してしまう傾向がある。

③ 「行政指導」という概念が存在しない

タイでは、「行政指導」という概念が存在せず、実際には、「官報布告」や「告示」という手法・方法で政府が国民に法律を強制してきた。その結果、タイの行政では、適法と違法のどちらかしかなく、中間のグレーゾーンが存在しない。

④ 「審議会」が存在しない

タイでは、「審議会」は一つも存在しない。その代用として、政治上の有力者に顧問又は顧問団が付いており、これらの人の意見を参考にして法律実施の判断を行っている。審議会が存在しないため、法律を作る際に民間人又は部外者の意見を取り入れないため、作成した法律が現実に合致せず、実行できない法律となるなど、国民に対して失政をさらけ出すことがある。

⑤ 国会を通過しない法規範がある

タイでは、クーデターにより全権力をおさえた革命評議会がその長の名前で公布した布告又は命令は、その布告又は命令が国会の承認を受けていないにもかかわらず有効な法令として存在することがある。その代表的なものとして、1972年の労働立法（正式名称は「革命評議会布告103号及び108号」）がある。

6 ビジネス法の一般法たる民商法典

民商法典は、第1巻総則、第2巻債権、第3巻各種契約、第4巻財産、第5巻親族、第6巻相続の構成となっており、日本の民法の構成と酷似している。¹³¹⁴

第1巻 総則

第1編 総則

第2編 人

第1章 自然人

第1節 人の様態

第2節 行為能力

第3節 住所

第4節 失踪

第2章 法人

第1節 総則

第2節 社団

第3節 財団

第3編 物

¹³ THE CIVIL AND COMMERCIAL CODE（法曹協会が販売しているもの）の英語訳及びJETROのホームページにある和訳を参考にした。

¹⁴ 日本の民法は、第1編総則、第2編物権、第3編債権、第4編親族、第5編相続であり、タイ民商法典の第1巻が日本民法の第1編に、同様に第2巻及び第3巻が第3編に、第4巻が第2編に、第5巻及び第6巻が第4編及び第5編に相当する。

第4編	法律行為
第1章	総則
第2章	意思表示
第3章	無効及び取消し
第4章	条件及び期限
第5編	期間
第6編	時効
第1章	総則
第2章	時効期間
第2巻	債権
第1編	総則
第1章	債権の目的
第2章	債権の効力
第1節	債務不履行
第2節	権利の譲渡
第3節	債務者の請求権行使
第4節	詐害行為の取消し
第5節	留置権
第6節	先取特権
第3章	複数の債務者及び債権者
第4章	請求権の譲渡
第5章	債権の消滅
第1節	弁済
第2節	債務の免除
第3節	債務の相殺
第4節	債務の更改
第5節	債務の混同
第2編	契約
第1章	契約の成立
第2章	契約の効力
第3章	手付金・違約金
第4章	契約の解除
第3編	事務管理
第4編	不当利得
第5編	不法行為
第1章	不法行為の責任
第2章	不法行為の損害賠償
第3章	免責
第3巻	各種契約
第1編	売買
第1章	売買の形態及び重要原則
第1節	総則
第2節	所有権の移転
第2章	売主の義務と責任
第1節	引き渡し
第2節	滅失に対する責任

- 第3節 権利移転における責任
- 第4節 責任免除契約
- 第3章 買主の義務
- 第4章 特種な売買
 - 第1節 売り預け（買戻し）
 - 第2節 モデル販売・説明販売・試用販売
 - 第3節 競売
- 第2編 交換
- 第3編 贈与
- 第4編 賃貸借
 - 第1章 総則
 - 第2章 賃貸人の権利と責任
 - 第3章 賃借人の権利と責任
 - 第4章 賃貸借契約の終了
- 第5編 賃貸借売買
- 第6編 雇用
- 第7編 請負
- 第8編 運送受託
 - 第1章 物品輸送
 - 第2章 旅客運送
- 第9編 貸借
 - 第1章 使用貸借
 - 第2章 消費貸借
- 第10編 寄託
 - 第1章 総則
 - 第2章 預金
 - 第3章 宿泊所の責任者
- 第11編 保証
 - 第1章 総則
 - 第2章 債務履行前の効力
 - 第3章 債務履行後の効力
 - 第4章 保証の消滅
- 第12編 抵当権
 - 第1章 総則
 - 第2章 抵当権の範囲
 - 第3章 抵当権者と抵当権設定者の権利と義務
 - 第4章 抵当権の実行
 - 第5章 抵当物譲受者の権利と義務
 - 第6章 抵当権設定契約の消滅
- 第13編 質
 - 第1章 総則
 - 第2章 質権設定者と質権者の権利と義務
 - 第3章 質権の実行
 - 第4章 質権の消滅
- 第14編 倉庫保管
 - 第1章 総則

第2章	預証券と質入証券
第15編	代理人
第1章	総則
第2章	本人に対する代理人の義務と責任
第3章	代理人に対する本人の義務と責任
第4章	第3者に対する本人と代理人の責任
第5章	代理契約の解消
第6章	代理商
第16編	仲立人
第17編	和解
第18編	賭博
第19編	当座勘定
第20篇	保険
第1章	総則
第2章	損害保険
第1節	総則
第2節	運送保険
第3節	責任保険
第3章	生命保険
第21編	手形
第1章	総則
第2章	為替手形
第1節	為替手形の発行と裏書
第2節	引受
第3節	保証
第4節	支払
第5節	参加
第6節	引受拒絶又は支払拒絶による遡及
第7節	為替手形の複本
第3章	約束手形
第4章	小切手
第5章	時効
第6章	手形の変造・盗難・紛失
第22編	パートナーシップ及び会社
第1章	総則
第2章	合名会社
第1節	定義
第2節	パートナー同士の関係
第3節	パートナーシップと第3者との関係
第4節	合名会社の解散及び清算
第5節	合名会社の登記
第6節	パートナーシップの合併
第3章	合資会社
第4章	株式会社
第1節	株式会社の形態及び設立
第2節	株式及び株主

第3節	株式会社の運営方法
第4節	会計監査
第5節	検査
第6節	増資及び減資
第7節	社債
第8節	株式会社の解散
第9節	株式会社の合併
第10節	通知状
第11節	会社登記の抹消
第5章	パートナーシップ及び株式会社の清算
第23編	協会
第4卷	財産
第1編	総則
第2編	所有権
第1章	所有権の取得
第2章	所有権の範囲及び行使
第3章	共有権
第3編	占有
第4編	用益物権
第5編	居住権
第6編	地上権
第7編	収穫権
第8編	不動産における付帯義務
第5卷	親族
第1編	婚姻
第1章	婚約
第2章	婚姻の要件
第3章	夫婦の関係
第4章	夫婦の財産
第5章	婚姻の無効
第6章	婚姻の解消
第2編	親子
第1章	親
第2章	親子の権利と義務
第3章	後見
第4章	養子
第3編	扶養費
第6卷	相続
第1編	総則
第1章	遺産の相続
第2章	相続人
第3章	相続からの廃除
第4章	相続その他の放棄
第2編	相続における合法的権利
第1章	総則
第2章	法定相続人間の順位

- 第3章 法定相続人の順位による相続分
 - 第1節 親族
 - 第2節 配偶者
- 第4章 代襲相続
- 第3編 遺言
 - 第1章 総則
 - 第2章 遺言の方式
 - 第3章 遺言の効力と解釈
 - 第4章 遺産管理後見人を任命する遺言
 - 第5章 遺言又は遺言の定め取消し及び破棄
 - 第6章 遺言又は遺言の定め失効
- 第4編 遺産管理と分割
 - 第1章 相続管理人
 - 第2章 相続財産の売却及び債務弁済と相続財産の配当
 - 第3章 相続分割
- 第5編 相続人不存在
- 第6編 時効

民商法典のうち、以下において「第1巻 総則」について解説する。

(1) 第1巻 総則

第1巻（総則）の構成は、第1編が「総則」、第2編が「人」、第3編が「物」、第4編が「法律行為」、第5編が「期間」、第6編が「時効」となっており、第1編の前に、1条から3条まで三つの条文がある。

(1-0) 序章

第1巻総則は、第1編通則に入る前に三つの条項がある。

この法律を「民商法典」（プラムアン・コットマーイ・ペーン・パーニット）と呼ぶことが規定され（1条）、仏暦2468年（西暦1925年）から施行すること（2条）¹⁵、この法律の施行後は、この法律と相反する一連の法規を廃止することを規定する（3条）。

(1-1) 第1編 総則

この法律は、条項が定める文言又はその内容に従って使用する（4条1項）。適用する法律がないときは地域の慣習に従い、慣習がないときは近接する法律との比較により、近接する法律がない場合には一般的な法律の原則に基づき判断する（4条2項）。

権利の行使及び義務の履行は、誠実をもって行わなければならない（5条）。人は、すべて誠実に行為するものと推定する（6条）。

法定利息は、年7.5%とする（7条）。

不可抗力とは、その事由に遭遇した者が、その立場又は状況にいる者としてしかるべき注意を払ったとしても、その発生を防止できない事由を意味する（8条）。

¹⁵ タイでは、ラオスやカンボジアと同様、釈迦が入滅した年の翌年（西暦前543年）を入滅紀元元年と考える。これに対して、ミャンマーやスリランカでは、入滅した年（西暦前544年）を入滅紀元元年としている。

法律が文書の作成を要求する場合、その文書は名義人自らが記述する必要はないが、その者の署名がなければならない(9条1項)。署名に代わり文書になされる指紋押捺、十文字、捺印又はその他の印は、二人の保証人による署名があれば有効な署名であるものとみなされる(9条2項)。

文書の内容について、二つの解釈が成り立つ場合、結果をもたらさない解釈ではなく、結果をもたらす解釈を採用する(10条)。債権又は債務について疑義のある場合、不利益を被る当事者の利益になるように解釈する(11条)。

文書に金額又は量が文字及び数字で記載されている場合で、文字と数字が合致しておらず、かつ真実の意思が明らかでないとき、文字の金額又は量を基準とする(12条)。文書に金額又は量が文字で複数個所に記載され、又は数字で複数個所に記載があるものの合致せず、かつ真実の意思が明らかでない場合には、最も少ない金額又は量を基準とする(13条)。

文書がタイ語及その他の言語で作成されている場合、一部にまとめられ、又は複数の部にわたるときでも、その内容が一致せず、かつ当事者の意思がどの言語に従うか不明のときは、タイ語に依拠するものとする(14条)。

(1-2) 第2編 人

(1-2-1) 第1章 自然人

(1-2-1-1) 第1節 人の様態

権利享有主体としての人は、出生した時に始まり、死亡により終了する(15条1項)。胎児は、一定の権利を行使することができる(15条2項)。人の年齢は、出生の日から計算する(16条)。

複数の者が災害により死亡した場合、その先後を決めることができない場合には、同時に死亡した者と推定する(17条)。

人の氏名の使用権については、当該使用者に対し、本人に被害を生じないように請求することなどができる(18条)。

(1-2-1-2) 第2節 行為能力

人は、20歳で成年となる(19条)。未成年者は、1448条に基づき婚姻した時に成年となる(20条)。

未成年者は、法律に規定のある場合を除き、法定代理人の同意を得なければ法律行為を行うことができず、同意なしに行った法律行為は無効である(21条)。未成年者は、権利を得又は義務を免れる行為は自ら行うことができ(22条)、個人的な行為及び自らにとって身分相応で生活の維持に必要な行為はすべて行うことができる(23条、24条)。未成年者は、15歳になれば遺言できる(25条)。未成年者は、法定代理人が目的を定めて処分を許した財産又は目的を定めずして処分を許された財産を任意に処分することができる(26条)。

法定代理人は、未成年者の商業その他の営業のための契約又は労働契約に同意することができ(27条1項)、この場合、未成年者は成年者と同一の立場を有する(27条2項)。法定代理人は、同意を取り消す手続等を有する(28条3項・4項・5項)。

正常な意思能力のない者については、一定の近親者又は検察官の請求により、裁判所に禁治産者の宣告を求めることができ(28条1項)、禁治産者の宣告を受けた者には後見人を付する(28条2項)。禁治産者の宣告は官報で告示する(28条3項)。禁治産者の行為は、取り消すことができる(29条、30条)。禁治産者の事由がなくなったときは宣告を取り消す(31条1項・2項)。

身体障害者又は心神耗弱者などは、第28条に定める者等の請求により、裁判所に準禁治産者の宣告を求めることができる(32条1項)。準禁治産者については保佐人を付することなど、後見人と同様の規定がある(32条2項・3項・4項)。禁治産者の宣告の申立があった場合に禁治産者の宣告ができ、逆の場合もある(33条)。準禁治産者は、重要な財産行為は保佐人の同意を得なければならず(34条1項)、それ以外でも準禁治産者の同意を要するとの裁判所の決定を求めることができる(34条2項・3項・4項)。保佐人の同意なくなされた準禁治産者の行為は、取り消すことができる(34条5項)。裁判所は、保佐人の同意なく、準禁治産者の行為を同意することができる(35条)。準禁治産者の事由がなくなったときは、31条の規定を準用する(36条)。

(1-2-1-3) 第3節 住所

自然人の住所は、その者が主たる居住場所としている地とする(37条)。自然人は別々の場所に複数の居住地を有することができる(38条)。住所が明白でない場合には、居所を住所とみなす(39条)。主たる居住地のない場合等は、発見された場所をその者の住所とみなす(40条)。住所は、明白に変更する意思をもって居所を移した場合に変更できる(41条)。

ある行為についてのみ住所とすることを指定した場合、その行為についてのみ住所とみなされる(42条)。夫婦の住所は、夫又は妻が明白な意思で別に住所を有する場合を除き、夫婦として生活している居所をもって住所とする(43条)。

未成年者の住所は法定代理人の住所とし(44条1項)、未成年者が父母の保護下にあり父母が別々の住所を有するときは、一緒に住む父又は母の住所とする(44条2項)。

禁治産者の住所は、後見人の住所とする(45条)。公務員の住所は、一時的な任命でなければ、その地位に基づく勤務地とする(46条)。服役者の住所は、刑務所とする(47条)。

(1-2-1-4) 第4節 失踪

住所又は居所を去り生死不明の者がいる場合、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、不在者の財産管理について必要な処分を命じることができる(48条1項)。不在者が住所又は居所を去った後1年を経過したときは、第1項に定める者の請求により、不在者の財産管理人を任命することができる(48条2項)。不在者が財産管理人を

置いていたが、その委任契約が終了した場合等は、第48条を準用する（49条）。

利害関係人又は検察官の請求により、裁判所は財産管理人に対し、財産目録の作成を命じることができる（50条）。第802条に基づき財産管理人の権限を超える行為が必要と判断したとき、裁判所の許可を得た上でその行為を行うことができる（51条）。裁判所が選任した財産管理人は、3ヶ月以内に不在者の財産目録を作成しなければならない（52条）。第50条及び第52条が定める財産目録には、内容が正しいことを証明する2人以上の署名がなければならない（53条）。

財産管理人は、第801条及び第802条に基づく管理人と同一の権限を有する（54条）。不在者がある特定の件について代理人に権限を委任していたとき、財産管理人は、その特定の件について介入することはできない（55条）。

利害関係人若しくは検察官の請求により、又は裁判所が適当と判断した場合、裁判所は、財産管理人に対し、不在者の財産管理にあたっての担保を差し出させる等の命令を出すことができる（56条）。

財産管理人は、報酬を受領することができる（57条1項・2項）。財産管理人は、不在者が戻ってきた等一定の事由が生じたときは退任する（58条）。財産管理人が死亡する等の事由が生じた場合、一定の者の申立により、裁判所はしかるべき命令を下す（59条）。本法典の代理人に関する規定は、不在者の財産管理にもこれを準用する（60条）。

住所又は居所を去り5年間生死不明の場合、利害関係人又は検察官の請求により、裁判所は失踪者の宣告を行うことができる（61条1項）。戦争による場合等は、期間を2年に短縮する（61条2項）。失踪者は、第61条に示された期間を経過したときに死亡したものとみなす（62条）。失踪者として宣告された者等は、失踪者が生存していること又は認定された時点と異なる時期に死亡したことを証明した場合、裁判所は失踪宣告を取り消すが、この場合でも善意で行った行為には影響を及ぼさない（63条1項）。失踪宣告により財産を得たが取消しにより権利を失った者については、不当利得の規定を準用する（63条）。失踪者宣告は、官報で告示する（64条）。

（1-2-2）第2章 法人

（1-2-2-1）第1節 総則

法人は、本法典又は法律の規定により成立する（65条）。法人は、法律、定款、設立証書で規定された権限又は目的の範囲内で権利及び義務を有する（66条）。法人は、第66条に基づき、自然人のみに認められる権利及び義務を除き、自然人と同じ権利及び義務を有する（67条）。

法人の住所は、主たる事務所の所在地、作業地、定款又は設立証書で住所と定めた場所とする（68条）。法人が複数の作業所等を有する場合、その場所での活動に関しては、作業所等の所在地を住所とみなす（69条）。

法人は、法律、定款、設立証書の規定に基づき、1人又は複数の理事を要する（70条1項）。法人の目的は、理事により行われる（70条2項）。法人が複数の理事を有する

場合、法人の活動は、法律、定款、設立証書に別段の規定がある場合を除き、理事の過半数の意見に従う（71条1項）。理事の変更又は理事の権限の制限若しくは変更は、法律、定款、設立証書に基づくことを要し、善意の第三者には対抗できない（72条）。理事の数に欠員等が生じた場合、利害関係人又は検察官の請求により、裁判所は仮理事を選任することができる（73条）。法人と理事との間で利害が相反するときは、理事はその件については代理権を有しない（74条）。第74条が定める場合で、残りの理事では会議が成立せず法人が活動できない場合、法律、定款、設立証書で別段の定めがある場合を除き、第73条の規定を準用し特別代理人を選任する（75条）。

理事又は代行権限者の行為により他人に損害を与えたときは、法人は損害賠償責任を負う（76条1項）。他人の損害が、法人の目的又は権限の範囲を超えた行為により生じたときは、その行為を是認した者又は第1項に基づき行為を行った者は、連帯責任を負う（76条2項）。本法典の代理人に関する規定は、法人と法人理事との関係及び法人又は法人理事と第三者との関係にも準用する。

（1-2-2-2）第2節 社団

統合した形態を有し利益を追求しながら配当を目的としない活動のための社団の設立については、本法典に基づく定款を有し登記しなければならない（78条）。社団の定款には、社団の名称及び目的などの事項を記載しなければならない（79条）。社団は、名称の中に、「社団」（サマーコム）の語句を使用しなければならない。

社団の登記申請は、3人以上の会員予定者が共同で行うこと等が規定されている（81条）。これを受けた登記官の審査の内容（82条1項）、登記証明書の発行（82条2項）、登記しない場合の通知についての規定がある（82条3項）。登記却下について登記申請人の異議申立手続（82条3項）、内務大臣の判定手続（82条4項）がある。

社団は登記をもって法人となる（83条）。定款変更手続に関する規定がある（84条）。

理事の新任又は変更は、定款に基づき、主たる事務所の所在地の登記官に届け出る（85条1項）。登記官は、理事がふさわしくないと判断したときは却下することができる（85条2項）。新理事が登記されるまでは、旧理事が職務を果たす（85条3項）。

社団の理事会は、総会の監督の下に、法律及び定款に基づく社団の運営者となる（86条）。社団の理事会は、対外業務について社団を代表する（87条）。すでになされた理事会の業務行為は、事後に理事の選任又は資格に欠けることが判明した場合でも、その効力に影響を及ぼさない（88条）。

社団の会員は、社団の業務時間内において社団の業務及び資産を監査する権限を有する（89条）。社団の会員は、定款で別の定めを置いている場合を除き、入会日などに会費全額を支払う（90条）。社団の会員は、定款で別の定めを置いている場合を除き、いつでも退会することができる（91条）。各会員は、会員が支払っていない会費額を超えない範囲内で、社団の債務に責任を負う（92条）。

社団の理事会は、毎年少なくとも1回、通常総会を開催する(93条)。社団の理事会は、必要と認めるとき、臨時総会を招集することができ(94条1項)、会員は、一定の条件を満たした場合には、文書で臨時総会の招集を請求できる(94条2項)。社団の理事会は、文書を受け取った後30日以内に臨時総会を招集しなければならない(94条3項)、社団の理事会が招集しなかったときは、会員が自ら招集することができる(94条4項)。

総会の招集に関する手続が規定されている(95条1項・2項)。社団の総会は、定款で別段の要件を定める場合を除き、全会員の半数以上の会員が出席したときに成立する(96条1項)。会議が成立しない場合の効果についても規定がある(96条2項)。総会の決議は、定款で特別多数決を定める場合を除き、多数決による(97条)。会員は、定款に別段の定めがある場合を除き、総会出席及び投票を委任することができる(98条)。理事又は会員は、利害を有する議案については投票することができない(99条)。社団の定款又は本節の規定に反し、又は違反して総会を開催し若しくは決議したとき、会員又は検察官は、決議の取消しを裁判所に申し立てることができる(100条)。

社団は、定款に定められた解散事由があった場合等、一定の事由により解散する(101条)。登記官は、一定の場合に社団の登記を取り消す権限を有し(102条)、この場合には、社団に通知する(103条1項)。理事又は会員は、これに対して不服を申し立てることができる(103条2項)。取消事由がある場合(102条参照)、利害関係人又は検察官は、登記の取消しを請求できる(104条)。解散事由がある場合の届出義務等の規定がある(105条1項・2項・3項)。

社団が解散する場合には清算し、第3巻第22編の登録パートナーシップ、有限会社、株式会社の清算に関する規定を準用する(106条)。清算が終了し残余財産がある場合でも、社団の会員に分与しないこと等が規定されている(107条)。

登記官保管の書類の閲覧等に関する規定がある(108条)。内務大臣を本節の内容に関する主務大臣とし、内務大臣の権限を定める規定がある(109条)。

(1-2-2-3) 第3節 財団

財団とは、利益追求及びその配当を目的とせず、本法典の規定に基づき登記された社会慈善、宗教、芸術、科学、文学、教育又はその他の公益の目的のために供された財産をいう(110条1項)。財団の財産の運用は、目的に沿った活動のためになされなければならない(110条2項)。

財団には定款を定め、法律及び定款に基づく財団の業務執行者である3人以上の理事を置く(111条)。定款には、名称、目的、主たる事務所の所在地など一定の事項を記載しなければならない(112条)。財団は、その名称の中に、「財団」(ムーンラニィティ)の語句を使用しなければならない(113条)。

財団の登記申請に関する規定(114条)、登記官の権限に関する規定(115条1項・2項・3項)、不服申立がされた際の内務大臣の権限に関する規定(115条4項・5項)がある。財団申請の取消しに関する規定がある(116条1項・2項)。財団申請人が死

亡した場合（117条1項・2項）及び財団設立が遺言によりなされた場合（118条1項・2項・3項・4項・5項、119条、120条）についても規定されている。

財団が登記されたとき、設立申請人が存命であれば、財団設立のために供された財産は、登記官が財産を登記した日以降、財団に帰属する（121条1項）。財団の登記設立申請人が死亡した場合、財団設立のために捧げられた財産は、申請人の死亡した時から財団に帰属する（121条2項）。

財団は、登記をした日から法人となる（122条）。

財団の理事会は、対外的業務について財団を代表する（123条）。財団の理事会の業務は、後に財団理事の選任又は資格に欠陥が明らかになった場合でも、その効力に影響を及ぼさない（124条）。財団の理事の登記に関する規定がある（125条1項・2項・3項・4項）。財団の理事会は、127条に従い、財団の定款を改定する権限を有する（126条）。定款の改定は、財団の目的に基づく業務遂行を可能にするため等の目的でのみ行うことができる（127条）。

登記官は、財団の活動が法律及び財団の定款に基づくように査察及び監督する権限を有する（128条）。財団の業務にあたる理事が財団に損害を与える等したときは、登記官、検察官、利害関係人は、裁判所に解任命令を求めることができる（129条1項・2項・3項）。

財団は、定款で規定された解散事由が生じたとき等に解散する（130条）。登記官、検察官、利害関係人は、財団の目的が法律に反することが明らかになった場合などに、裁判所に対し財団の解散を請求することができる（131条）。財団が解散又は破産する場合の手續に関する規定がある（132条1項・2項・3項）。財団の解散があつた場合には清算し、第3巻第22編の登録パートナーシップ、有限会社、株式会社の清算についての規定を財団に準用する（133条）。

清算が終了したとき、残余財産は財団の定款で指名されたところにより、110条に基づく目的を有する財団又は法人に帰属し、定款が財団又は法人を指名していないときは、検察官、清算人、利害関係人は、裁判所に対し財団の目的に類似した目的を有する財団又はその他の法人に配分するよう請求することができる（134条1項）。財産が国庫に帰属する場合もある（134条2項）。

登記官が保管する財団に関する書類の閲覧申請に関する規定がある（135条）。財団に関する内務大臣の規定がある（136条）。

（1－3）第3編 物

物とは、有体物をいう（137条）。財産（サップン）とは、物及び有価で所有可能な無体物を意味する（138条）。

不動産（アサンハーリムサップ）とは、土地及び恒久的に土地と一体となった定着物を意味し、土地又はその定着物に係る物権も意味する。動産（サンハーリムサップ）とは、不動産以外の財産を意味し、その財産に係る権利も意味する（140条）。

可分物（サップ・ベーンダイ）とは、明白に分離でき、その分割された各々の部分が別個に完結した形を有する物を意味する（141条）。不可分物（サップ・ベーンマイダイ）とは、物としての性質の変化を伴わずに分割することができない物を意味し、法律により分割することができないと規定された物も含む（142条）。不融通物（サック・ノークパニット）とは、所有できない物及び合法的に取引できない物を意味する（143条）。

従物（スワンクワップ・コーン・サップ）とは、物の性質上又は習慣上、その物であらしめている重要部分であり、その物に瑕疵、破損、変形、変質を与えることなく分割できない部分を意味する（144条1項）。物の所有者は、その従物の所有権も有する（144条2項）。立木は、その木が生えている土地の従物である（145条1項）。一時的に土地又は建物に付属している物は、その土地又は建物の従物とはみなさず、他人の土地に権利を有し、その土地内に建造した建物又はその他の建造物についても従物とはみなさない（146条）。

設備（ウパコー）とは、慣習又は主物（サップ・ティー・プラターン）の所有者の明確な意思により、主物の使用管理又は維持のために主物とともに常用し、物の所有者が主物に取り付け若しくは組み込み又はその主物とともに使用するためその他の措置を施した動産を意味する（147条1項）。主物から一時的に分離された設備は、依然としてその主物の設備であるとする（147条2項）。設備は、別段の定めがある場合を除き主物に付属する（147条）。

果実には、天然果実と法定果実とがある（148条）。天然果実（ドークボン・タマダー）とは、物の通常の所有又は使用により、自然にその物そのものから生じ、その元物から分離した時に収穫できる産出物を意味する（148条）。法定果実（ドークボン・ニティナイ）とは、物の使用の対価としてその元物の所有者が他から受け取り、収穫できる財産又はその他の利益を意味する（148条）。

（1-4）第4編 法律行為

（1-4-1）第1章 総則

法律行為（ニティカム）とは、法律又は意思に基づきなされる行為であり、権利の発生、変更、移転、保全、抑制のために人と人との間の法律関係を直接規定するものを意味する（149条）。

法律により規定された公序良俗に反する行為又は公序良俗に反する目的をもった行為は、無効とする（150条）。法律の内容と異なる行為は、その法律が公序良俗に反するものでない限り無効とならない（151条）。

法律が規定した形式に従わない行為は、無効となる（152条）。人の能力に関する法律の内容規定に従わない行為は、取り消し得る（153条）。

(1-4-2) 第2章 意思表示

意思表示は、表意者がその真意とは異なることを知りながら行ったとしても、その意思表示は無効とならない(154条本文)。ただ相手方が表意者の真意を知り得た場合は無効となる(154条但書)。

相手方と通謀した虚偽の意思表示は無効であるが、善意の第三者には対抗できない(155条1項)。虚偽の意思表示が、他の法律行為を欺くために行われたときは、詐欺に関する規定を準用する(155条2項)。

法律行為の要素に錯誤のある意思表示は無効とする(156条)。法律行為の要素の錯誤とは、法律行為の形態における錯誤、法律行為の当事者である人に関する錯誤、法律行為の対象となる財産に関する錯誤などである(156条2項)。人又は財産の性質に錯誤のある意思表示は取り消すことができるが(157条1項)、通常重要部分とされる性質における錯誤でなければならない(157条2項)。表意者の重大な過失から生じた錯誤は、表意者自身の利益となるよう利用してはならない(158条)。

詐欺によってなされた意思表示は取り消し得る(159条1項)。取り消し得る詐欺は、その詐欺がなければ取り消し得る行為が行われないほどの程度のものであることを要する(159条2項)。一方の当事者が第三者の詐欺により意思表示したとき、その意思表示は他方の当事者が詐欺の事実を知り、又は知り得た場合は取り消し得る(159条3項)。詐欺による取消しは、善意の第三者に対抗できない(160条)。詐欺が通常を程度を超えて一方の当事者が認めることになる誘引の事由になったとしても、その行為の取消しはできない(161条)。二人の当事者がいる法律行為において、一方の当事者の知らない事実又は性質を故意に伝えなかったときは、その未伝達がなければその法律行為が起り得なかつたことが証明されれば詐欺となる(162条)。二人の当事者が、いずれも詐欺を働いていたときは、一方が他方の詐欺による取消し及び損害賠償を求めることはできない(163条)。

強迫を受けた意思表示は取り消し得る(164条1項)。取り消し得る強迫とは、危険が迫りその強迫がなければその行為が行われなかつたほどの重大さと程度をもって畏怖させるものであることを要する(164条2項)。通常権利の行使は、強迫とはならない(165条1項)。信仰、畏敬による行為は、強迫による行為とはみなさない(165条2項)。強迫は、第三者が強迫者でなければ、意思表示の取消しを対抗できる(166条)。

錯誤、詐欺、強迫の有無の判定においては、表意者の性別、年齢、地位、健康、精神状態からその行為に係る状況、環境まで慎重に考慮する(167条)。

対面による意思表示は、意思表示を受ける者がその意思表示を知った時から効力を生じ、電話やその他通信道具による場合も同様とする(168条)。隔地者への意思表示は、受け取る者に到達したときから効力を生じる(169条1項)。意思表示は、表意者が意思表示をした後に死亡した場合等でも、効力は妨げられない(169条)。未成年者等への意思表示は、法定代理人等が意思表示を知っていた場合等を除き、その受ける者に対

抗できないが（170条1項）、法律により一人で行うことのできる行為には適用しない（170条2項）。

意思表示の解釈は、口頭又は文字の証言よりも意思の事実関係に注目する（171条）。

（1-4-3）第3章 無効及び取消し

無効の行為は、追認することはできず（172条1項）、無効により財産を返還しなければならない場合、不当利得の条項を準用する（172条2項）。法律行為の一部が無効であるとき、その法律行為はすべて無効となるが、一部の行為を分離する意思を示した場合はこの限りでない（173条）。当事者が行為の無効を知らながら、無効でない別の法律行為をしたと推定されるとき、無効でない法律行為とみなす（174条）。

未成年者、錯誤に基づき意思表示した者、詐欺又は強迫を受けた表意者等は、意思表示の取消権を有する（175条）。

取り消し得る行為を取り消した場合、初めから無効であるものとみなし、当事者は元の立場に戻るものとし、元の状態に戻せない場合は損害賠償を受けとる（176条1項）。取り消し得る行為であることを知っていた、又は知り得た者は、その行為が取り消されたときは、知り又は知り得たときから無効であることを知っていたものとみなす（176条2項）。取り消し得べき行為を取り消した日から1年を経過したときは、第1項に基づき元の立場に戻ったことにより生じる請求権を行使できない（176条3項）。

取消権者が、取り消し得る行為を追認したとき、その行為は初めから有効であったものとみなすが、第三者の権利を害することはできない（177条）。取り消し得る行為の取消し又は追認は、相手方に対する意思表示をもって行う（178条）。取り消し得る行為の追認は、取消事由が無くなった時から有効となる（179条1項・2項・3項・4項）。追認可能な時以降に、全部又は一部の債務の履行等が生じたときは、追認したものとみなす（180条）。追認できる時から1年を経過した時又は取り消し得べき法律行為がなされてから10年を経過した時、取消権は消滅する（181条）。

（1-4-4）第4章 条件及び期限

条件とは、将来実現するか否か不明の事由があり、その事由により法律行為が効力を有するか消滅するかが定まる場合をいう（182条）。停止条件付の法律行為は、条件成就の時からその効力を生じる（183条1項）。解除条件付の法律行為は、条件成就の時からその効力を失う（183条2項）。法律行為の当事者が、条件成就の効果をその成就以前に遡らせることに同意したときは、その意思に従う（183条3項）。

条件付法律行為の当事者は、条件の成否が未定の間は、条件の成就により生じる相手方の利益を害することはできない（184条）。条件の成否が未定の間当事者の権利義務は、法律に従ってこれを処分、相続、保存、担保に供することができる（185条）。

条件の成就により不利益を被る者が、故意にその条件を妨害したときは、その条件は成就したものとみなす（186条1項）。条件の成就により利益を得る者が、故意にその条件を成就させたときは、その条件は成就しなかったものとみなす（186条2項）。

法律行為の時に条件がすでに成就していた場合、その条件が停止条件であればその法律行為は無条件とみなし、解除条件であればその法律行為は無効とみなす(187条1項)。法律行為の時に条件がすでに不成就に確定していた場合、その条件が停止条件であればその法律行為は無効とみなし、解除条件であればその法律行為は無条件とみなす(187条2項)。第1項に基づく条件の成就、第2項に基づく条件の不成就を知らない者は、第184条及び第185条に基づく権利義務を有する(187条3項)。

不法な条件又は公序良俗に反する条件を有する法律行為は無効とする(188条)。不能の停止条件付法律行為は、無効とする(189条1項)。不能の解除条件付法律行為は、無条件とする(189条2項)。停止条件付法律行為は、その条件が債務者の意思いかんにかかるときは無効とする(190条)。

法律行為に始期を付したときは、その法律行為の履行は期限が到来するまでこれを請求することができない(191条1項)。法律行為に終期を付したときは、その法律行為の効力は期限が到来した時に終了する(191条2項)。期限は、債務者の利益のために定めたものと推定する(192条1項)。期限が一方当事者の利益となっている場合、その者の利益を害さないのであれば期限の利益を放棄できる(192条2項)。債務者は、裁判所より破産法に基づき財産保全命令を受けたなどの場合、期限の利益を主張することができない(193条)。

(1-5) 第5編 期間

期間の計算は、法律、裁判所の命令、規約、法律行為で別段の定めがある場合を除き、本章の規定による(193条の1)。

期間の計算は原則として日を用いる(193条の2)。日よりも短い時間単位で期間を定めたときは、原則として初日は計算しない(193条の3)。裁判上又は公務上若しくは商工業上、日(ワン)とは、法律、裁判所の命令、規約に基づく通常の業務時間を意味する(193条の4)。

期間を定めるのに週、月、年をもってしたときは、暦に従って計算する(193条の5 / 1項・2項)。期間を定めるのに月と日又は月と月の一部をもってするときは、月数を数え残りの日数を数える(193条の6 / 1項)。期間を数えるのに年の一部をもってするときは、年の一部はまず月数で数え、月の一部は日数で数える(193条の6 / 2項)。月の一部の計算は、月30日として計算する(193条の6 / 3項)。

延長期間の起算日を定めないで期間の延長があったときは、元の期間の翌日を起算日とする(193条の7)。期間満了日が公休日又は祭日であるとき、休日明けの勤務開始日を期間の満了日とする(193条の8)。

(1-6) 第6編 時効

(1-6-1) 第1章 総則

請求者は、法律が定めた期限内に行使しなかったときは、時効が完成する(193条の9)。時効が完成した債務について、債務者は弁済することができる(193条の10)。

時効は、当事者の合意により停止、延長、短縮することができない（193条の11）。

時効は、請求権を行使できる時から起算し、行為の禁止請求権については禁止行為があった時から起算する（193条の12）。債権者が事前に支払を請求できない場合は、最初に請求できる時から起算する（193条の13）。

時効は、債務者が文書で一部弁済を行った場合などに中断する（193条の14）。時効中断効の規定がある（193条の15／1項・2項）。分割支払の債権の中断をするためには、時効期間満了前に文書で債務を認めるよう請求することが必要である（193条の16）。提訴により時効が中断した場合、棄却又は取下等があったときは、時効は中断しなかったものとみなす（193条の17／1項・2項）。提訴などによる時効中断についても同様とする（193条の18）。

時効期間満了時に、193条の14に基づく不可抗力の事由が生じたときは、その不可抗力がなくなった時から30日間は時効は完成しない（193条の19）。未成年者又は精神異常者についても時効停止の規定がある（193条の21）。夫婦間の請求権の時効についても時効停止の制度がある（193条の22）。死亡した人に対する時効停止の規定がある（193条の23）。

時効が完成した場合、債務者は時効の利益を放棄できるが、その利益の放棄は、第三者又は保証人の権利には影響しない（193条の24）。時効が完成したときは、その効力は時効の起算日に遡る（193条の25）。

主たる部分が時効になった場合、従たる部分もまた時効となる（193条の25）。債務者の財産に対し抵当権等を有する者は、主たる部分の請求権について時効が完成した場合でも、担保財産から弁済を受ける権利を有するが、利息については5年分以上を求めることはできない（193条の27）。時効が完成した債務について弁済した場合、その返還を求めることはできない（193条の28／1項・2項）。時効が争点として争われない限り、裁判所は時効完成を理由に棄却判決を下すことはできない（193条の29）。

（1－6－2）第2章 時効期間

時効期間は、本法典又は他の法律に定めのある場合を除いては、10年とする（193条の30）。国の租税請求権の時効期間は10年とし、その他の国の請求権は本編の規定による（193条の31）。裁判所の確定判決又は和解契約で生じた請求権の時効期間は、10年とする。

未払利息や未払賃金などの請求権の時効は、5年とする（193条の33）。商工業事業者の請求権などの時効期間は、2年とする（193条の34）。193条の28第2項に基づき文書をもって生じた請求権の時効期間は、債務者が責任を認めた日などから2年とする。

7 会社法の概要

(1) 公開会社と非公開会社

タイでは、その会社が、公開会社であるか非公開会社であるかにより、根拠となる法律が異なる。公開会社の場合には公開株式会社法であり、非公開会社の場合には民商法典である。公開株式会社法は、民商法典の特別法として位置づけられるため、公開株式会社法に規定のない場合には、民商法典に拠ることとなる。¹⁶

公開会社においても、非公開会社においても、会社の機関は、株主、取締役、会計監査人で構成される。さらに、上場企業の場合には、証券取引所の規制により、監査役(会)の設置が強制される。

タイの非公開会社の場合、従前は3名以上の株主が必要であったが、2023年の改正により2名に変更された。公開会社の場合、15名以上の株主が必要である(公開株式会社法155条)。これらの人数を下回った場合には、裁判所により解散命令が下される可能性がある(民商法典1237条、公開株式会社法155条)。

(2) 株主の権利と株主

タイの会社法においても、資本多数決の原則の下、多数派株主の専横の危険性を排除するため、単独株主権及び少数株主権が保証されている。少数株主権を付与する基準としては、20%を目安にしていると考えられる。株主総会招集請求(民商法典1173条、公開株式会社法100条)、株主総会決議取消請求(民商法典1195条、公開株式会社法108条)、登記官に対する検査役選任請求(民商法典1215条、公開株式会社法128条)では、20%の持株要件が定められている。

普通株式のほか、優先株式を発行することができる(民商法典1108条)。この場合の優先株式は、その内容について明文規定がないため、配当だけではなく、議決権などの共益権についても普通株式と異なる取扱いを定めることができると解釈されている。優先株式の発行は、会社設立の際及び新株発行(増資)の場合に限られている。優先株式については、いったん普通株式として発行した株式を優先株式に変更することはできず、一度発行された優先株式の内容を変更することもできない。議決権について異なる株式を発行することはできるが、完全無議決権株式の発行はできないと理解されている。なお、非公開会社については株式分割の制度はない。

(3) 株主総会

株主総会については、民商法典1171条ないし1195条、公開株式会社法98条ないし108条に定められている。民商法典1177条では、一定の事項について会社の定款が民商法典に優先することを認めている。

¹⁶ 民商法典は、その第22編で、「パートナーシップ及び会社」の規定をおいている。同編は、第1章 総則、第2章 合名会社、第3章 合資会社、第4章 株式会社、第5章 パートナーシップ及び株式会社の清算の各項目からなる。このうち第4章は、第1節 株式会社の形態及び設立、第2節 株式及び株主、第3節 株式会社の運営方法、第4節 会計監査、第5節 検査、第6節 増資及び減資、第7節 社債、第8節 株式会社の解散、第9節 株式会社の合併、第10節 通知状、第11節 会社登記の抹消の各項目からなる。

株主総会には、創立総会、定時株主総会、臨時株主総会がある。臨時株主総会の開催が義務付けられる場合として、①会社の損失が資本金額の半分以上となった場合（民商法典1172条）、②20%以上の株式を有する株主が総会の招集を要求した場合（民商法典1173条）、③会計監査人に欠損が生じた場合（民商法典1121条）が規定されている。

株主総会の開催場所は、非公開会社については明文の規定がない。公開会社については、本店の所在地又は近隣県とされているものの、定款で別の定めをすることが認められている（公開株式会社法101条）。なお、株主総会の招集通知については、新聞への公告が必要とされていたが、2023年の改正により法律上の義務ではなくなった（もっとも、定款に記載があれば、それに従うことになる。）。

議長は、議事の運営に加え、決議の票数が同数であった場合には決定票を投じる権利をもつ（民商法典1193条）。議長は、原則として取締役会の議長が務めるものとされ、取締役会の議長がいない、又は開会予定時間を15分経過しても出席しない場合には、株主総会により互選により決定される（民商法典1180条）。

株主総会の定足数は、非公開会社の場合、少なくとも2名の株主（代理人を含む）が出席しなければならず、かつ出席株主が有する株式の合計が会社資本の4分の1以上でなければならないとされている。特別決議（定款変更、増資、減資、合併、会社の解散など）については、75%以上の株主の出席が必要となる。公開会社の場合、25人以上の株主が出席するか、又は全株主数の半数以上でかつ発行済株式数の3分の1以上の株式をもつ株主が出席するか、いずれかの要件を充たす必要がある。

議決権の数は、（保有する株式数ではなく）出席者の頭数による。ただし、決議の方法により議決権の付与方法が異なる。決議方法は、原則として挙手によるものとされており、挙手により決議が行われる前に2人以上の株主が投票による決議を要求した場合には、投票により決議が行われることになる（民商法典1190条）。このように、タイの株式会社の株主総会の運営において、最も特徴的であるのは、株式数に応じた議決権ではなく、出席株主1人について1議決権が付与されることである（民商法典1182条）が、通常は定款において、一株一議決権とするよう定めがなされる。

株主総会では、原則としてすべての株主に議決権が与えられる。しかし、次の場合には、例外的に当該株主に議決権はない。まず、①払込催促を受けているにもかかわらず払込が完了していない場合である（民商法典1184条）。会社設立時に引き受けた株式の25%以上を払い込めば、残りの未払込分は取締役の催促があったときに払い込めばよいとされているため、こうした状況が生じる。また、②決議の内容に特別な利害関係を有する株主である。

書面投票については明文の規定はないが認められておらず、代理人を任命した上での議決権の代理行使は認められる。代理行使を行う場合、命令で定められた株式の委任状を文面に記載した上で株主総会の開始時より前に会社に提出する（民商法典1187条・1189条、公開株式会社法102条・103条）。なお、電話・TV会議については、新型コロナ

ナウイルス感染拡大後、2020年4月の勅令により広く認められることになった。その要件は①参加者の本人確認（出席確認）、②参加者が、通常投票、匿名投票ともに実施できるようにすること、③書面で議事録を作成すること、④非公開会議の場合を除き、会議中、音声録音又は音声録音及び映像録画の両方で記録すること、⑤参加者のログを保管すること、⑥ITセキュリティの基準を満たしていることである。

株主総会決議に瑕疵がある場合には、株主は裁判所へ取消しを求めることができるが、決議があった日から1ヶ月以内に行う必要がある（民商法典1195条）。

（4）取締役及び取締役会

取締役の人数は、民商法典では規定されていない。そのため、非公開会社では最低1名以上あればよく、国籍要件や居住要件もない。ただし、非公開会社でも、業種によりタイ人取締役の割合が規定されている場合がある（例、運送業や倉庫業）。

他方、公開会社では、5名以上の取締役が必要とされ、かつ半数以上がタイ国内に居住地を有していなければならない（公開株式会社法6条、7条）。ただし、公開株式会社法においても国籍に関する制約はない。

取締役の選任・解任については、非公開会社の場合、取締役の選任・解任ともに普通決議で行うが、公開会社では解任を行うためには特別決議が要求されている（公開株式会社法76条）。株主権の濫用を抑制する趣旨と解されている。

取締役の任期は、非公開会社及び公開株式会社ともに原則1年であり、定款に別段の定めがある場合には最長10年とすることができる（民商法典1152条）。毎年3分の1ずつ改選する必要があり、任期の長い取締役から辞任の対象となるが、再任は可能である（民商法典1153条、公開株式会社法71条）。なお、欠員となった取締役の補充については、取締役会の決議でなすことができ、その任期は前任の取締役の任期の残りの期間である。

タイには代表取締役の概念がなく、そのため、誰がどのような形で会社を代表した法律行為を行うべきかが問題となるが、日本のような記名・捺印の制度がないので、特に誰がサイン権をもつかという形で問題となり、法律上も署名取締役（authorized director）を定めることとされている。実務上、複数の者にサイン権を付与することも可能であるし、単独でサインできる範囲を決めておくこともできる。日常の取引では、銀行での決済手続や税務局などの徴収手続など様々な場面でサインが必要となる。そこで、日常業務をタイ人従業員に任せておきながら、全くサイン権を付与しないとすると日常業務に支障を来すとの指摘があるため、署名取締役が会社を不在にすることが多いのであれば、そのサイン権も信頼できるタイ人従業員に付与している例も見受けられる。

取締役会については、非公開会社の場合には取締役1人でもよく取締役会を設置する義務はない。公開会社は、取締役会を設置する義務があり、3ヶ月に1度以上取締役会を開催しなければならない（公開株式会社法67条・79条）。取締役会の決議は、取締役

の半数以上の出席により、1人1議決権として頭数の多数決で行う。決議事項に特別な利害関係を有する取締役には議決権は認められていない。議長は、互選により選任される（公開株式会社法78条）。投票が同数になった場合には、議長が追加の1票を投じる権利がある（キャスティングボード制度、公開株式会社法80条）。また、委任状に基づく代理出席も認められておらず、書面決議も認められていない。なお、電話・TV会議については2020年4月の勅令により広く認められることになったが、改めて非公開会社については2023年の民商法典の改正により、公開会社については2022年の公開会社法の改正により法律上認められることとなり、その要件は①参加者の本人確認（出席確認）、②参加者が、通常投票、匿名投票ともに実施できるようにすること、③書面で議事録を作成すること、④非公開会議の場合を除き、会議中、音声録音又は音声録音及び映像録画の両方で記録すること、⑤参加者のログを保管すること、⑥ITセキュリティの基準を満たしていることである。

公開会社では、取締役と会社との取引及び自社・同系列会社の株式・社債の所有について、取締役会に報告することが義務付けられている（公開株式会社法88条）。

（5）監査役と会計監査人

非公開会社には、監査役を設置する義務はない。他方、公開会社では、3名以上の監査役を設置する義務がある。

タイでは、会社の規模・業種を問わず外部監査が必須とされており、すべての会社が会計監査人を設置しなければならない（民商法典1209条、公開株式会社法121条）。

会計監査人は、タイ公認会計士でなければならない。¹⁷ 民商法典上、会計監査人は会社の株主となってもよいが、会社との間に利害関係を有する者、取締役、従業員は選任できない（民商法典1208条、公開株式会社法121条）。

選任は、株主総会の決議によって行われ、報酬も株主総会で決定される（民商法典1210条）。

会計監査人は、会社が作成する決算書の監査を行い、監査報告書にて決算書の適正性についての意見表明を行う。会計監査人は、監査を実施するために、会計帳簿・証票類を閲覧し、質問をする権限が与えられている。

（6）組織再編

タイでは従前は新設合併の制度（民商法典1073条）しか存在しなかったが、2023年の民商法典の改正により、吸収合併の制度が認められるようになった。

¹⁷ 2002年の商務省令の改正により、資本500万バーツ以下のパートナーシップ、総資産3,000万バーツ以下のパートナーシップ、年間収益3,000万バーツ以下のパートナーシップについては、税務監査人（Tax Auditor）が行ってもよいものとされた。

8 労働法の概要

(1) タイの労働法制

タイの労働法は、弱者救済の性質が強いと指摘されることがある。

具体的な法令としては、①労働者保護法（2008年、労働保護福祉局が管轄）¹⁸、②民法典第3巻第6編の雇用に関する規定（労働省管轄）、③職業紹介及び求職者保護法（2001年、雇用局管轄）などがある。

(2) 労働者保護法

(2-1) 「労働者」の定義

労働者保護法は、雇用者と労働者との間における権利義務について規定している。

この場合の「労働者」（ルーク・チャーン、「被雇用者」と訳される場合もある）とは、「その名称のいかんにかかわらず、賃金を受け取ることで使用者のために労務を提供することに合意した者」とされている。そのため、業種や従業員数にかかわらず、すべての事業所の雇用者と労働者に適用される（労働者保護法5条）。ただし、以下の事業所では、適用除外とされている。

- 中央公務所、地方公務所、自治体公務所
- 国営企業労働関係法に基づく国営企業
- 省令で定められた以下の業種及び職種（抄）
 - ・ 熟練又は学術労働、サービス及び管理面における労働、事務職、販売に関する専門職、サービス面における専門職、製造に関する労働、又はこれらの業務に関連する労働
 - ・ 管理職、学術職、事務職及び財務又は会計に関する労働

また、労働者保護法は、以下のような取扱を労働者に対して行う場合には、労働者から事前に書面による承諾を得なければならないとしている（労働者保護法77条）。

- 時間外勤務をさせる場合
- 休日勤務をさせる場合
- 賃金、時間外勤務手当、休日時間外勤務手当及び労働に起因するその他の手当を小切手又は外国通貨で支払う場合
- 賃金などから一つの事由に対し、月の賃金額の10分の1又は複数の事由により月の賃金額の5分の1を超えて控除する場合

労働大臣は、労働監督官を任命し業務に当たらせることとしている。雇用者は、以下に該当する場合には、労働監督官に報告をしなければならない。

- 18歳未満の年少者を雇用する場合（違反した場合、2万バーツ以下の罰金）
- 雇用者が休業する場合（違反した場合、1万バーツ以下の罰金）
- 通常の雇用ではなく機械の導入や技術革新などを理由に解雇する場合（違反した場合、2万バーツ以下の罰金）

¹⁸ 労働者保護法は、全166条からなる法律であり、「労働保護法」とも訳されている。

(2-2) 休暇などの労働条件

休暇については、1年以上勤務した者に対しては、6日以上の有給休暇を与えなければならない。その他に、①疾病休暇、②出産休暇、③不妊手術休暇、④兵役休暇、⑤研修休暇、⑥労働組合活動のための休暇を与えなければならない。従業員は、賃金の支払の有無にかかわらず、ビジネス休暇を取得する権利を有していたが、それは使用者の裁量に委ねられていたところ、2019年労働者保護法の改正により、従業員は、年間3日以上の有給のビジネス休暇を取得する権利を有することとなった。

時間外労働については、割増賃金として通常の賃金の1.5倍以上を支払う。休日の労働については、通常の賃金の2倍以上の賃金、休日の時間外労働については、通常の賃金の3倍以上を支払う。なお、時間外労働、休日労働、休日の時間外労働の割増賃金は、①雇用者と同様に労働者のボーナスや解雇を決める権限と義務を持つ者、②訪問販売や勧誘などの成果、出来高に応じて手数料を受け取る労働者には、適用されない。

ただし、これらの労働者が休日労働をした場合には、その時間に応じて通常の賃金と同額を支払う。なお、タイでは月給で稼働する労働者に対して時間外手当を計算する場合、月給を暦日数及び就業時間で除して時給を計算し、その後に割増賃金率を乗じて時間外勤務手当などを計算している。

競業禁止義務については法律の規定がなく、就業規則で競業禁止義務を定めることが可能となっている。ただし、雇用者に不当に有利な雇用契約や就業規則を定めることは認められない。

また、過去の判例により、従事することが禁止されている業務の範囲及びその業務の地理的範囲が合理的に制限されている限り、競業禁止を定めることが許される。

試用期間を設定することが法的に認められている。ただし、120日を超えてから解雇をする場合には、試用期間中であっても雇用者は解雇手当を支払わなければならない。

賞与については、労働法上の定めはない。現実には、賞与などの福利厚生を行わないと労働者がすぐに退職してしまうため、多くの日系企業では、1～4ヶ月分の給与と同額の賞与を支払うことが一般的である。

新型コロナウイルス感染拡大後の社会情勢に鑑み、タイでも在宅勤務を含むリモートワークが広く採用されるようになり、それに伴う労働者保護法の改正が2023年になされ、仕事の性質が許す限り、労働者が自宅、住居、その他ITを通じてリモートワークが可能な場所に仕事を持ち帰って行うことを認める旨、使用者と労働者の間で合意をすることができるとされた。そして、使用者と労働者がリモートワークを許容する旨の合意を行った場合、使用者が以下の内容を書面化又は電子データ化しなければならないと定められている。

- ① 当該合意の始期及び終期
- ② 所定労働日及び所定労働時間並びに休憩時間及び時間外労働に関する事項
- ③ 時間外労働及び休日労働（各種休暇を含む）に関する条件

④ 労働者の義務及び使用者による管理監督の範囲

⑤ 仕事に必要な道具及び装備の供給に関する義務（仕事上の必要経費を含む）

さらに、リモートワークで働く労働者が、勤務時間外に使用者又は監督者からの連絡を拒む権利を有すること、職場又はオフィスで働く労働者と同じ権利を有することを規定している（改正労働者保護法23条の1／3項及び4項）。

（2-3）少年及び女性労働者

労働者保護法により、満15歳未満の労働者を雇用することが禁止されている。15歳以上18歳未満の年少労働者については、特定の危険な労働の禁止、4時間連続の就労の後に1時間以上の休憩、22時から6時までの就労の禁止、時間外労働及び休日労働の制限がある。この点、2017年の労働者保護法の改正により、15歳未満の児童、18歳未満の年少労働者の使用についての罰則が引き上げられている。

女性労働者については、セクシャルハラスメントの禁止、危険労働の禁止、深夜労働（22時～6時）の制限、妊娠を理由とする解雇の禁止など女性保護の規定が設けられている。2019年の労働者保護法の改正により、妊娠中の従業員に対する出産休暇は、出産前の産前ケアのための休暇も含むこととし、一出産当たり90日から98日に増加した。さらに、出産休暇を取得する従業員は、出産休暇期間中45日を超えない期間につき賃金を受け取る権利を有することとされている。

（2-4）賃金

賃金については、労働者保護法上、「雇用契約に基づく通常労働時間に対する労働の対価」との定義がなされている。賃金の支払については、①最低賃金以上の金額であること、②支払は現金で行うこと、③性別を問わず同一職務については同一賃金であること、④月に最低1回又は労使の合意に基づく時期に賃金を支払うこと、⑤労働者の不可抗力に基づくものではない休業時に賃金の75%以上を支払うこと、⑥通常賃金、時間外労働、休日労働手当、休日時間外労働手当から法律で定められた事項（税金などの法律上従業員が支払うべき金銭など）以外の金銭を控除することを禁止することなどの原則がある。

最低賃金については、1972年の労働法に基づく内務省令に基づき、1973年以降は、地域毎に最低賃金の日額が規定されていた。2008年の労働者保護法の改正により、職能毎の最低賃金が最低賃金委員会により定められることになった。その後、最低賃金は、上昇の傾向にあり、2011年4月29日告示により、11種類の職能に関して3段階の技能レベルに応じた賃金基準が発表された。その結果、同年8月1日、275パーツ～510パーツの間でレベル別の賃金が施行された。そして、インラック政権の「内需主導政策への転換」政策により、全国一律で日額300パーツへの引き上げが決定された。ただし、2011年の洪水被害からの復興を図るため、バンコク及びプーケットを含む7県のみが2012年4月から実施され、残りの70県については2013年1月より全国一律で引き上げられた。

2024年3月末現在の最低賃金は、2024年1月から施行されたものであり、地域ごとに

異なるもののバンコクでは日額363バーツとなり、前回最低賃金が引き上げられた2018年より全体で平均2.4%引き上げられている。

(2-5) 解雇

通常解雇（会社の都合により解雇する場合）については、120日以上勤続者には勤続年数に応じた解雇手当を支給しなければならない（労働者保護法118条）。事前通告は、1給与期間以上前に文書により通告するか、事前通告に代えて事前通告から解雇の日までに支給しなければならない額の賃金を支給することにより即時解雇することができる（労働者保護法17条）。¹⁹ 勤務年数に応じた解雇手当は、勤続期間が、①120日以上1年未満の場合には退職時の賃金の30日分、②1年以上3年未満の場合には退職時の賃金の90日分、③3年以上6年未満の場合には退職時の賃金の180日分、④6年以上10年未満の場合には退職時の賃金の240日分、⑤10年以上の場合には退職時の賃金の300日分となっている（労働者保護法118条）。なお、2019年労働者保護法の改正に基づき、更に上のカテゴリーが創設され、20年以上の連続した期間勤務した従業員は、直近の給与の400日に相当する解雇補償金を受け取る権利を有する。

懲戒解雇については、正当事由をもって解雇した場合には、雇用者は、解雇手当を支払う必要がない（労働者保護法119条）。ただし、解雇通知の中に、必ず正当事由を記載することが望ましく、後に裁判になった場合に後付けで理由を主張したとしても認められないことが多い。細かな違反に対しては、まず解雇以外の軽い懲戒処分（口頭による注意、警告書の発行、停職、減給処分）を行う必要があり、いきなり解雇をする場合には、合理的ではないという理由から認められない可能性が高い。

その他、機械化・機械の変更・技術の向上の結果として組織・製造・流通・サービス過程を再構成し労働者数を削減する必要があるため、労働者の雇用の終了を望む場合、雇用者は、雇用終了日の60日以上前に、労働監督官と雇用が終了する労働者に対し、雇用の終了日・雇用終了の理由・労働者氏名を通知しなければならない。雇用者が、事業所を移転し、それが労働者やその家族の通常的生活の状況に重大な影響を及ぼす場合、雇用者は事業所の移転の日から起算して30日以上前に労働者にその旨を知らせなければならない。労働者が移転先で働きたくない場合、労働者は雇用契約の終了を通知する権利を持ち、受け取る資格のある解雇手当（118条）の50%以上の特別解雇手当を受け取ることができる。なお、2019年労働者保護法の改正により、「労働者やその家族の通常的生活の状況に重大な影響を及ぼす場合」の判断は、使用者か労働者のいずれが判断するのかが不明確であったが、従業員側で判断できることが明確にされた。

(2-6) 就業規則

2017年の労働者保護法改正前においては、10人以上の従業員を雇用する使用者は、その就業規則を作成し、労働省に提出することが義務付けられていた。しかしながら、本改正により、就業規則の当局への提出義務が撤廃された。労働省への提出義務に代えて、

¹⁹ 1給与期間前とは、事前通告日と解雇日の間に2回給与支給日がなければならないことを意味する。未使用有給休暇については、買取義務がある（労働者保護法67条）。

使用者は、10人以上の従業員を使用する日から15日以内に、その就業規則等の実施を公表するとともに、その写しを事業所又は使用者の事務所に常時備えておかなければならない。また、就業規則は、事業場の見やすい場所に、又は従業員が知りやすく、かつ、容易に閲覧できる電子的方法により、公表しなければならない。

(2-7) 定年

タイの最高裁判所判例に従い、従前から定年退職を使用者の都合による雇用の終了として認めており、これにより、定年退職した従業員は、労働者保護法に基づき解雇補償金を受領する権利を有していたが、2017年の労働者保護法の改正は、上記タイの最高裁判所の判断を、確認的に追記したものである。

労働者保護法118条の1に基づき、従業員は、使用者と従業員との間の合意に基づく年齢又は使用者が決定する年齢に達した時点で雇用契約が終了するものとし、当該退職は同法118条2項に基づく雇用の終了とみなされる。

ただし、定年に関する定めがない場合又は退職年齢を60歳以上とする場合には、退職の意思表示をした日から30日を経過したときに、従業員は退職する旨を告げて退職することができ、この場合も従業員は、労働者保護法の定めるところにより、解雇補償金を受け取る権利を有する。

(3) 労働関係法

労働関係法は、1975年、労働争議が発生した際に円満かつ速やかに解決できるために策定された。従業員が20名以上いる雇用者は、労働条件協定を書面で作成しなければならないとされているが、就業規則が作成されている会社は、就業規則を労働条件協定の代わりにすることができる。

労働条件協定の書面は、①労働条件、②労働日及び労働時間、③賃金、④福利厚生、⑤解雇、⑥労働者の苦情申立、⑦労働条件協定の改定又は更新を記載する。労働条件協定は、労使で合意した日から3年以内の有効期間を定める必要があり、有効期間を定めなかった場合には、労使で合意した日又は雇用者が労働者の雇用を始めた日から1年間有効となる。

9 知的財産権制度

(1) 整備の歴史

タイでは、19世紀から著作権法が存在し、1931年に商標法が制定され、1974年には特許法が、1978年には著作権法が制定されている。

近年では1980年代以降、タイを輸出立国として成り立たせるため、各種法律の整備が進んだ。タイは、1986年から1994年まで行われたウルグアイラウンドに参加していたが、1985年のプラザ合意の後、1987年から急速に増加した諸外国からの進出により輸出が急増し、知的財産権制度を国際基準に合わせる必要を生じた。TRIPS協定(65条)は、経過措置として発展途上国に対し、1995年1月から5年間、義務を免除することを規定

している。しかし、タイは、期間を先取りしてT R I P S協定の内容を、ほぼ実施してきた。1991年には特許法を改正して「小特許」制度を導入し、1996年に知的財産権・貿易裁判所法を制定し、1999年に種苗法を制定、2000年には商標法を再改正しトレードシークレット法も制定した。

この分野の主な法律としては、①特許法、②著作権法、③商標法、④植物品種保護法（種苗法）、⑤営業秘密法がある。

（２）特許法（1974年制定、1992年改正、1999年改正）

特許法は1974年に制定されていたが、1992年改正により、医薬品、農業機械にも対象を拡大させた。1999年の改正により、「小特許」の制度を導入したが、これは日本の実用新案に相当するものである。

- ① 先願主義をとる。
- ② 特許権の保護期間は、出願の日から20年である。
- ③ 1年間の優先権が認められる。これは、国際条約に加盟している国の国籍者又はタイ国籍者に特許出願を認めている国の国籍者については、タイ国外で出願した日から12ヶ月以内にタイ国で出願すれば優先権を認めるものである。
- ④ 手続としては、保護対象となる「発明」であるという方式審査が行われた後、出願の内容は公開される。ただし、公開手数料を、通知の日から60日以内に納付しなければ無効となる。出願された「発明」は、方式審査及び公開を行い、公開後5年以内に審査請求を行うことが要求されている。特許料は、特許権存続期間の5年目から、毎年納付することを要する。
- ⑤ 公開後の異議申立ては、公開後90日以内に行わなければならない。異議申立ての裁定は知的所有権局長が行うが、その裁定に対する不服申立ては、特許法により設立された特許委員会が審理する。委員会の決定に対して不服がある場合、決定通知受領後60日以内に裁判所へ提訴しなければ、委員会決定が最終のものとなる。
- ⑥ 特許権が侵害され、又は侵害されるおそれがあるときの差止請求権がある。
- ⑦ 強制実施権の規定がある。特許登録から3年又は出願から4年のいずれか遅い時期に、合理的な理由なく生産や生産方法の実施をしていないとき、又は高価格の場合や一般の需要に応じていない場合に限られている。この制度については、H I Vの薬が高額であることから、強制実施権の発動が問題になった。
- ⑧ 差止請求権の規定があり、特許権が侵害され、又は侵害されるおそれがあるときに認められる。
- ⑨ 小特許

小特許は、1999年に改正された際に加えられたものであり、日本の実用新案に相当する。先願主義をとり、12ヶ月の優先権が認められ、公開制度や強制実施権が認められている点などは、特許権と同様である。ただし、方式審査のみで実体審査は行われない無審査主義をとる。保護期間は、出願日から6年間であるが、期間満了前90日以

内に申請することにより、二度、1回につき2年間延長することができる。

⑩ 意匠権

特許法に含まれており、6ヶ月の優先権が認められている。保護期間は出願日から10年間。公開制度、審査請求、異議申立ては、特許権と同様である。強制実施権の規定はない。

(3) 著作権法 (1978年制定、1991年改正、1994年改正、2018年改正、2022年改正)

タイは、ベルヌ条約に加盟している。TRIPS協定(9条)に定めるとおり、ベルヌ条約に従った規定を有する。²⁰ なお、コンピュータプログラムは、1994年の改正法により著作権の中に含まれた。

① 著作物とは、「文芸著作物、演劇著作物、美術著作物、音楽著作物、視聴覚著作物、文学・科学・美術分野における著作物であって、創作者が創作したもので、いかなる形態によって発表されるかを問わない」と定義されている。また、コンピュータプログラムは、「コンピュータを動かすため、又は結果を出すために使用されるあらゆる種類のコンピュータ言語の命令及び命令の集合」と定義されている。

こうした定義によれば、日本の著作権法及びTRIPS協定第10条に規定のあるデータベースが、保護されるか否か、保護されるとしてどの文言により保護されているとみるかが明確ではない。

② 著作権の発生要件に登録は必要ではなく、著作行為と同時に著作権が発生する。ただし、商務省知的財産局へ登録を行うことはでき、裁判所での証拠の一つとして扱われると解されている。

③ 1994年の改正により、著作隣接権及び実演者の権利が保護されることになった。²¹

④ 著作権の保護期間は、ベルヌ条約第7条及び第7条の2と同様の規定となっており、著作者の生存期間及びその死後50年間、保護される。具体的には、次のとおりである。

- ・ 共同著作物は、共同著作者の生存期間及び最後に死亡した共同著作者の死後50年間。
- ・ 視聴覚著作物、映画、録音著作物又は音、絵で表現するものの著作権は、創作された時から50年間。その期間中に公表されたときは、最初に公表された時から50年間(2022年の改正で、写真の著作権は、著作者の生存期間及びその死後50年間となった。)
- ・ 応用美術は、創作された時から25年間。ただし、その期間中に公表されたときは、最初に公表された時から25年間。
- ・ 法人著作権については、著作者が創作した日から50年間。ただし、その期間中に公表されたときは、最初に公表された時から50年間。
- ・ 筆名又は匿名により創作した著作物は、創作された時から50年間。ただし、その

²⁰ TRIPS協定第9条は、「加盟国は、1071年ベルヌ条約の第1条ないし第21条及び付属書の規定を遵守する」と定める。

²¹ TRIPS協定(14条)の規定参照。

期間中に公表されたときは、最初に公表された時から50年間。また、著作者が判明したときは、著作者の生存期間及び死後50年間。

- ・ 雇用又は命令、官庁の命令・管理によるものは、著作された時から50年間。ただし、その期間中に公表されたときは、最初に公表された時から50年間。

⑤ 利益を追求せず、著作者の権利に特に影響を及ぼさないものは、著作権侵害とはみなさない。この前提の下に、ベルヌ条約10条に沿った形で、以下のような制限がある。

- ・ 利益を求めない分析や研究
- ・ 自己、家族、親戚の個人のための使用
- ・ 批評、推薦
- ・ 著作者を明記して報道すること
- ・ 裁判のための使用
- ・ 教育のための使用
- ・ 試験問題、解答の一部としての使用
- ・ 図書館における複製

⑥ 著作隣接権及び実演者の権利については、1994年の改正により、T R I P S 協定第14条に沿った規定となっている。

創作者ではないが、著作物の伝達を行う実演者、レコード制作者、放送事業者などに認められることになった。実演者の権利は、実演された年の暦年の最終日から50年間存続する。

⑦ 罰則規定が、第69条以下に設けられている。

法人が行った著作権侵害については、第74条で、「法人が法律違反を犯した場合、法人の取締役、理事又は業務執行者全員は、法人と共同して違反したとみなされる。ただし、法人の違反が、自己の知らない間になされたか又は同意しなかったことを証明した場合を除く。」との規定がある。そして、罰則として、3ヶ月以上2年以下の懲役刑が科され、再犯の場合には2倍の刑罰となるとされているので、注意を要する。

⑧ ノーティス・アンド・テイクダウン

2022年の改正により、いわゆるノーティス・アンド・テイクダウン手続が定められており、サービスプロバイダが著作権者から著作権侵害に関する情報を受領した後、プラットフォームから当該著作権侵害の可能性のある著作物を削除する場合には、サービスプロバイダは法律による責任が免除される。

(4) 商標法（1931年改正、1991年改正、2000年改正、2016年改正）

商標法は、1931年に制定された比較的古い法律であったが、1991年の改正により、サービスマーク、証明商標及び団体商標、企業商標を認めることになった。2000年の改正では、立体商標や国際分類が導入された。T R I P S 協定に沿って改正されたものである。2016年改正では、マドリッド・プロトコール加盟に向け、出願手続の利便性向上が見受けられる。

- ① 商標とは、「商品、商品の包装、役務、証明、団体の識別に使用される標章」と定義されている。2016年の改正で標章には、音も含まれることになった。識別性を有さない標章（音なども含む）であっても、一定の規則に基づく使用証明ができれば、識別力が認められる。
- ② 識別性を有し、禁止されたものではなく、既登録商標と同一又は類似しないものであれば、登録できる。国、官庁の印章、国旗、国王の称号、皇室の肖像、国際機関の旗、記号など通常考えられるものの外、いわゆる周知商標と称される一般に普及している有名な標章と同一、又は類似標章は、登録が禁止されている。
- ③ 優先権として、国外で商標を出願した者が、その出願した日から6ヶ月以内にタイ国内で出願した場合、出願者が次のいずれかの条件を満たしたとき、国外での出願日をタイでの出願日とみなされる。
- ・ タイ国籍者又はタイ法人
 - ・ 出願者の属する国が、タイ国籍者又はタイ法人に対して商標出願を認めているとき
 - ・ 出願者の属する国が、タイ国籍者又はタイ国内に本社のある法人に対して同様の権利を許可しているとき
 - ・ タイ国内に住所を有している者又はタイ国内において事業を営んでいる者若しくは出願者が住所を有している者が、タイが締結している商標保護に関する国際協定又は合意の加盟国であり、かつ出願者がその国で事業を営んでいるときで外国での当該出願が拒否され又は出願者が撤回、放棄した場合は、優先権を主張することができない。
- ④ 商標の登録手続については、審査により、登録資格ありと判断されたとき、公告が行われる。
- 異議申立ては、60日以内に行わなければならない。出願者は、異議申立てに対する答弁書を、異議申立書の写し受領後90日以内に提出することを要し、提出しない場合には出願を放棄したものとみなされる。異議申立てに対する決定は、登録官が行うが、その決定に不服がある場合、出願者又は申立人は、決定通知受領後90日以内に商標委員会に審判を請求することができる。商標委員会の審判に不服がある場合は、決定の日から90日以内に裁判所に提訴することができる。
- ⑤ 商標権は、登録日から10年間有効で、有効期間満了前90日以内に更新出願すれば延長される。2016年改正により、有効期間満了後6ヶ月の間も増加印紙代を支払うことで更新手続を行うことが可能となった。
- なお、不使用取消審判を請求することができる。
- ⑥ 商標権の譲渡やライセンスは、可能であるが、登記を必要とする。ライセンス契約は書面で行い、かつ登記する必要がある。

(5) 植物品種保護法（種苗法）

1947年に種苗法が制定されたが、1998年に全面改正された。タイは、現在まで、U P O V (The International Union for the Protection of New Varieties of Plants) に加盟していないが、新たに1999年に植物品種保護法が制定された。その概要は、以下のとおりである。

- ① 所管は、農業・協同組合省の農業局である。
- ② 「植物品種」に該当するための要件は、以下のとおりである。
 - ・ その品種に特有の遺伝が現れるため、種に形状、生理学上均一な特徴又はその他の特徴があること
 - ・ その品種にとって一般的な方法で繁殖種を生産したとき、その種が毎回定期的な特徴を現すことのできる安定性を有していること
 - ・ 他の品種と異なる遺伝が現れるために、種に他の品種と明白に区別される特徴が形状、生理学上で存在すること又は形状、生理学上のいずれか一つが存在すること
- ③ 保護の対象となるのは、次の品種である。
 - ・ 出願日から1年以上前に、国内外において、その品種の利用がなかった品種
 - ・ 出願日に、その他の植物品種と区別することができる品種その他、タイ国内の特定地域で独自に存在する品種も保護の対象となる。
- ④ 遺伝子組み換えによる新品種は、安全基準に合格するまでは、登録することができない。
- ⑤ 出願資格者は、植物品種改良者であり、かつ、次のいずれかに該当する者でなければならない。
 - ・ タイ国籍者又はタイ国に本社を有する法人
 - ・ 外国籍者の場合、当該者が属する者が、タイ国籍者又はタイに本社を有する法人に対して保護を認めている場合
 - ・ 出願者の属する国が、タイ国が締結している植物品種の保護に関する国際協定又は合意の加盟国である場合
 - ・ タイ国に住所を有する者若しくはタイ国で事業を営んでいる者又は出願者の住所が、タイ国が締結している植物の保護に関する国際協定又は合意の加盟国であるか、又は同じく加盟国でかつ出願者がその国で事業を営んでいる場合。
- ⑥ 優先権については、タイ国外で新品種の出願をした者が、国外で初めて出願した日から1年以内にタイ国で同一品種の出願をする場合、外国で出願した日をタイにおける出願日とすることができる。ただし、出願した日及び出願者の属する国がタイ国籍者に同一の権利を与えている場合に限られる。
- ⑦ 手続については、出願された後、審査が通れば30日以内に農業局長が公告の手続に入る。異議申立ては、公告の日から90日以内に行う必要があり、農業局長は異議申立書又は答弁書を受領した日から60日以内に決定を下し、決定に対する不服申立ては決

定通知書受領日から90日以内に植物品種委員会に不服を申立て、委員会の決定に不服がある場合は、決定通知受領の日から60日以内に裁判所へ提訴しなければならない。

- ⑧ 新品種登録の有効期間は、次のとおりである。
 - ・ 2年以内に栽培された後、生産物をもたらす植物については、12年
 - ・ 上記について2年を超えるものについては、17年
 - ・ 上記について、木質性の植物である場合には、27年
- ⑨ 登録者は、生産、販売、輸出入、所有について排他的な権利を有する。
- ⑩ 身体の安全、環境保護のため農業・協同組合大臣は、委員会の同意を得て、新品種の生産、販売、輸出入を禁止することができる。

(6) 営業秘密法 (2015年改正)

2002年に営業秘密法が制定された。T R I P S 協定の中では、知的財産権の保護として、特許権、意匠権、著作権、商標などのほか、営業秘密の保護も加えられていることから制定されたものである。タイには不正競争防止法がないと指摘されることがあるが、日本では不正競争防止法において規定されている営業秘密が、タイでは独立した法律が制定されている。

なお、「営業秘密」(Trade Secret)の用語は好ましくないとの理由から、T R I P S 協定では、「開示されない情報」(Undisclosed Information)という用語が当てられている。ここでは、「営業秘密」の用語を用いる。

T R I P S 協定は、秘密保護について、概ね以下のことを規定している。

- ・ T R I P S 協定加盟国は、1967年工業所有権の保護に関するパリ条約第10条の2に規定されている不正競争からの保護を講じる。
- ・ 加盟国は、一定の条件に合致する場合、自然人、法人又は自己が保有する営業秘密を他人が公正な商習慣に反する方法で、開示、取得、使用することを防止することができるような法的措置を講じる。
- ・ 営業秘密の定義は、以下のとおりである。
 - 1) 自己の管理下にある情報であること
 - 2) 秘密の情報であること
 - 3) 秘密であることにより商業的価値があること
 - 4) 秘密保持の措置が講じられていること
- ① 営業秘密の定義として、「一般に知られていない営業上の情報又は秘密であることから営業上の重要な部分をなし、所有権が秘密として維持することが適当とするもの」とされている(3条)。²²
- ② 出願禁止の標章として、国、国王の称号、皇室の肖像などがある。

²² 日本の定義は、「秘密として管理されている生産方法、販売方法その他事業活動に有用な技術用又は営業上の情報であって、公然と知られていないもの」と定義されている。

- ③ 商標権の譲渡やライセンスは可能であるが、登記を必要としライセンス契約は書面で行う必要がある。

(7) 知的財産権・貿易裁判所

- ① 序論・・・知的所有権・貿易裁判所設置法に基づき、知的財産権と貿易については、専門の裁判所が設置された。知的所有権と貿易については、裁判官に専門的な知識と経験とが必要とされるからである。TRIPS協定(42条～49条)を意識したものと思われる。
- ② 所轄官庁の一元化・・・知的所有権の所管について、従前は、著作権が教育省、特許法と商標法が商務省と分属していたものが、1992年に商務省に知的所有権局が設置された結果、一本化された。

このように、国際取引及び知的財産裁判所が開設された。東南アジアでは、シンガポールに次いでのものである。

ここでは、年間数千件の刑事事件処理(多くは商標と著作権の事件)を取り扱っている。民事事件は、年間約500件程度である。上級裁判所は、最高裁判所となる。審理は、事件によって異なるものの、2名又は3名(裁判官と準裁判官)が担当する。準裁判官は数十名いるものの、専門により担当を割り振られている。審理は、長いもので10年、簡単な刑事事件の場合には30分で判決が下りる。

(8) タイにおける知的財産権と法律及びその特徴

タイにおける知的財産権とその権利の対象及び該当する法律は、以下のとおりである。

(権利)	(権利の対象)	(タイの法律)
○ 特許権	発明	特許法
○ 実用新案	考案	特許法
○ 意匠法	意匠	特許法
○ 著作権	著作物	著作権法
○ 育成者権	植物新品種	種苗法
○ 集積回路配置利用権	半導体レイアウト	半導体回路保護法
○ 商標権	商標	商標法
○ 商号権	商号	商法
○ 営業秘密権	営業秘密	営業秘密法

タイにおける特徴は、

- ① 特許では約9割弱が外国からの出願であること
- ② 小特許(日本の実用新案に相当する)では、そのほとんどが国内からの出願であること
- ③ にもかかわらず、意匠においては、7割が国内出願であることである。²³

²³ 「タイにおける知的財産活動」井口雅文(パテント2011、Vol.64 No8)24頁。

(9) 発明特許の特徴

タイの特許制度は、発明特許(日本の特許に相当)、小特許(日本の実用新案に相当)、意匠が含まれている。

このうち、発明特許の特徴としては、

- ① 特許の不許可事由(特許法第9条)で、自然に存在する微生物及びその組成物、動物、植物、又は動植物からの抽出物が入っていること。
 - ② 審査請求は公開後から5年以内とされ出願から起算するものではなく、公開公報は出願後に公開すると規定されているが、何ヶ月後に公開されるかは明らかでないこと(特許法28条・29条)。
 - ③ 登録前の異議申立制度を採用しており、公開日から3ヶ月の申立期間を経過すると、無効裁判となること。
 - ④ 新規性の判断基準(特許法6条)の判断基準について、国外での公知が含まれていないこと。なお、日タイ経済連携協定(2007年締結、130条)において、国外公知が含まれたとされているが、未だ法文改正の見込みがない。
 - ⑤ 修正実体審査を採用していること。
- があげられる。その他に、
- ⑥ 強制実施権規定(特許法51条)があること。
 - ⑦ 特許ライセンスの政府登録義務があること(特許法41条)。
- も、日本と異なっている。

(10) 小特許と意匠の特徴

小特許は、1999年特許法改正により、国内産業振興のために導入された制度である。

年間1,000件以上の出願があり、これは東南アジアの国々の中でも「小発明」を保護する制度としては、きわめて多い出願件数である。この権利の対象は、発明と同様に「方法」も含まれている。権利期間が、出願から6年、2年の2回延長できるので、最大10年の期間が得られる。新規性と産業可能性のみが審査要件となっており、無審査登録である。

意匠について、日本との違いは、公開制度を導入しており、公開公報は発行されるが、登録公報がない点である。また、部分意匠制度や慣例制度がない。国外公知は要件ではなかったが、特許と同様、日タイ経済連携協定により含まれるようになった。しかし、法律上この協定の合意結果は反映されていない。

(11) 弁理士制度と日本の弁理士の役割

タイの弁理士制度については、タイ政府局告示に定められている。政府が指定する研修を受け、政府が行う履修試験を受けて資格が生じる。特許も意匠も同じ特許弁理士としての資格が与えられる。

政府に登録している特許弁理士は約2,000人とされるが、実際に知的財産権に関する業務を扱っているのは、その何十分の一とされる。最近では、創造経済施策（Creative Economy）により、大学関係者を特許弁理士として訓練を受けさせる場合が増えている。

知的財産権を扱う事務所としては、大きな法律事務所の一部門を知的財産関連としたものや、特に商標手続を行う法律事務所が多いが、特許、意匠などの専門的な業務を扱う事務所は非常に少ない。

タイにおいて日本の弁理士が活動する場合、現地の知的財産制度及び実務に精通する必要があるほか、現地でのビジネス環境の知識経験が必要なほか、タイ政府及び日本政府の双方から信頼されるコネクションとなり得る存在となる必要があり、現実的には非常に難しい環境にある。

10 環境政策と環境法

(1) 総論

タイの環境政策を支える環境関連の法制度は、憲法、基本的な法令である国家環境クオリティ保全改善法や工場法等の個別法、個別法に基づく省令・告示類がある。構造上は、ピラミッド型になっているように見えるが、法令間の相互の連続性が乏しい面もあり、ビジネス上の具体的なリスクとして顕在化する可能性もある。

(2) 危険物質法（1992年）

危険物質法は、爆発物・可燃物・毒性物質・病原性物質・放射性物質・危険な化学物質など人、動植物、環境に影響を与える物質を広範に規制する法律である。

同法では、約1,400種の危険物質を、その危険性と安全管理レベルに応じ、

- 所定の規制・方法に従い製造・輸出入・所有される物質（第一種）
- 更に行政庁への届出を要する物質（第二種）
- 届出ではなく許可を要する物質（第三種）
- 製造・輸出入・所有が禁止されている物質（第四種）

に分類している。危険物質そのものを規制対象に指定するハザード管理方式を採用しているため、たとえ少量であっても第四種に指定された物質を扱うことは禁止される。

11 個人情報保護法

2019年個人情報保護法が2019年5月27日に公布され、翌5月28日から一部施行された。これは、法律全体が施行されたものではなく、一般企業活動に影響のある第2章（個人情報保護）、第3章（データ主体の権利）、第5章（不服申立て）、第6章（民事責任）、第7章（罰則）及び経過規定を含む大部分は、公布日から一年間経過後の2020年5月27日に施行される予定であったが、2021年6月1日までその施行が延期された。その後更に施行が1年間延期され、2022年6月1日より全面施行された。施行当時は、法律上個人情報保護委員会の定める通達にて詳細が定められることになった事項についての通

達が実際には定められていないことも多く、対象となる企業において具体的にどのような対応をすればよいか明らかではないことも多かった。しかしながら、施行から1年半以上を経過した現在では、多くの通達が定められており、引き続き抽象的な規定は多くあるものの、一定の明確化は図られている。

以下は、個人情報保護法自体の主な内容である。

第6条に基づき、「個人情報」とは、ある者に関する情報であつて、直接又は間接を問わず、当該者を特定することができるものをいい、特に死亡した者に関する情報は含まないとされている。

また、2019年個人情報保護法は、個人情報を取り扱う事業者につき、その役割に応じて大きく2つに分けて規定している。

- ① 「個人情報管理者」とは、個人情報の取得、利用又は開示に係る決断を下す権限義務を有する個人若しくは法人を意味する。
- ② 「個人情報処理者」とは、個人情報管理者の命令に基づき、又は個人情報管理者の名で個人情報の取得、利用又は開示に係る処理をなす個人又は法人を意味し、個人情報管理者に該当しないものをいう。

(1) 適用範囲

第4条に基づき、個人情報保護法は、以下の場合には適用されない。

- ① 自己の利益のため、又は家族の活動のためだけの個人情報の取得、利用、又は開示。
- ② 国家安全保障、資金洗浄、サイバーセキュリティに関連する政府機関の活動。
- ③ マスメディア、芸術、又は文学のためにのみ取得した個人情報を利用する場合（ただし、職業倫理に従い、公益に適うもの）。
- ④ 上院・下院及び議会、並びに当該議会が設置した特別委員会がその権限義務に基づいて個人情報を取得、利用、又は開示する場合。
- ⑤ 裁判所の司法手続、訴訟執行、供託、及び刑事上の司法手続に基づく場合。
- ⑥ 信用情報事業法に基づく信用情報会社及び会員に対する活動の場合。

(2) 域外適用

第5条に基づき、タイ国外に存在する個人情報管理者、又は個人情報処理者も、以下に該当する場合には、タイ個人情報保護法の対象となる。

- ① 個人情報が開示される主体が支払を行うかどうかにかかわらず、タイにいる当該主体に商品又はサービスを提供する場合
- ② タイ国内における当該主体の行動の監視を行う場合

(3) 同意の要件

第19条に基づき、個人情報の収集、使用及び開示をする場合には、原則として、個人情報が開示される主体の明示的な同意（書面による承諾又は電子的方法）が必要である。

個人情報の収集に当たっては、個人情報管理者は、個人情報が開示される主体に対し、収集に先立ち又は収集時に、次の事項を通知しなければならない。ただし、当該主体がすでに当該事項を知っている場合は、この限りではない。

- ① 収集の目的
- ② 収集する個人情報の種類及び当該個人情報を保管する期間
- ③ 収集した個人情報を開示することができる者の区分
- ④ 個人情報管理者の情報、アドレス、及び連絡先の詳細
- ⑤ 個人情報が開示される主体の有する権利

さらに、個人情報管理者は、個人情報が開示される主体以外の情報源から直接個人情報を収集した場合には、30日以内に当該主体に通知し、当該個人情報を合法的に収集することについて、当該個人情報が開示される主体から同意を得る必要がある。

(4) 域外移転

第28条に基づき、個人情報管理者が個人情報をタイ国外に配信又は転送することを希望する場合、当該移転先となる国や国際機関において、個人情報保護委員会が決定する規則及び手続に従って、適切な個人情報保護基準が定められていなければならない。

ただし、第29条に従い、タイに居住する個人情報管理者又は個人情報処理者が個人情報保護に関する方針を有し、それが個人情報事務局により審査され、承認されることを条件に、企業グループ内での個人データの域外移転に関する上記規制の適用が除外される。

(5) プライバシーポリシー

個人情報管理者は、第37条第1項の規定に基づき、委員会が定めて公表する最低基準に従い、個人情報の紛失、不正アクセス、改変又は開示を防止するための適切なセキュリティ対策を実施することが求められる。

(6) 個人情報の侵害の報告

第37条第4号に基づき、個人情報の管理者は、個人情報の侵害があった場合、当該個人情報の侵害が個人の権利及び自由にリスクをもたらし可能性が低い場合を除き、当該侵害を知った後72時間以内に個人情報保護委員会事務局に通知することが求められる。

(7) 代表者の設置

第37条第5号に基づき、タイ国外に居住する個人情報管理者であって、第5条第2項に基づきタイ個人情報保護法の対象となる者は、個人情報管理者の目的に応じて、個人情報の収集、使用又は開示に関して、責任限定をすることなく、個人情報管理者の代表を務めるタイ国内の代表者を指名することが求められる。この点において、当該指名代表者も、個人情報管理者と同様に一定の要件に従わなければならない(個人情報の記録、個人情報保護オフィサーの設置等)。

ただし、第38条に基づき、専門的職業、又は個人情報の収集、使用、又は開示の事業に従事する個人情報管理者であって、第26条に基づく性質を有しない個人情報(機微情

報)、及び個人情報保護委員会が定める大量の個人情報を保有しないものは、上記に定める代表者を置くことを要求されないものとする。

(8) 個人情報の管理

第39条に基づき、個人情報管理者は、個人情報が開示される主体及び個人情報保護委員会事務局が確認できるようにするために、少なくとも以下の記録を保有していることが要求される。なお、これらの記録は、書面又は電子形式のいずれかで作成することができる。

- ① 収集された個人情報
- ② 区分ごとの個人情報の収集目的
- ③ 個人情報管理者の詳細
- ④ 当該個人情報の保存期間
- ⑤ 個人情報にアクセスする権利及び方法(個人情報にアクセスする権利を有する者に関する条件及び当該個人情報にアクセスする条件を含む。)
- ⑥ 第27条第3号に基づく使用又は開示
- ⑦ 第30条第3号、31条3号、32条3号及び36条1号による請求又は異議の拒絶
- ⑧ 第37条第1号による適切なセキュリティ措置の説明

(9) 個人情報保護オフィサーの設置

第41条に基づき、個人情報管理者及び個人情報処理者は、主に以下の場合に、個人情報保護オフィサーを指名する必要がある。

- ① 個人情報の収集、使用又は開示における個人情報管理者又は個人情報処理者の活動で、委員会が「多数」として定める数(現時点では未公表)の個人データを有することを理由として、個人情報又はシステムの定期的な監視を必要とする場合
- ② 個人情報管理者又は個人情報処理者の中核的な活動が、第26条(人種、民族、政治的意見、カルト、宗教的又は哲学的信念、性的行動、犯罪歴、健康データ、身体障害、労働組合情報、遺伝子データ、バイオメトリックデータなどに関連する個人データ。)に規定されている機微情報に基づく個人情報の収集、使用、又は開示をする場合

また、個人情報管理者及び個人情報処理者は、個人情報保護オフィサーの情報、連絡先住所、及び連絡チャネルを個人情報が開示される主体及び個人情報保護委員会事務局に提供する義務を負う。

(10) 罰則

第78条に基づき、裁判所は、裁判所が適切とみなす実際の補償に加えて、懲罰的損害賠償の支払を個人情報管理者又は個人情報処理者に命令する権限を有するが、当該実際の補償額の二倍を超えてはならない。

刑事責任については、個人情報管理者は、第27条又は第28条の違反について、1年以下の懲役又は100万バーツ以下の罰金に処される可能性がある。

行政罰としては、個人情報管理者は500万バーツ以下の過料に処される可能性がある。

(11) 注意事項

第95条に基づき、個人情報保護法の施行日以前に個人情報管理者によって収集された個人情報については、個人情報管理者は、かかる個人情報を元の目的のために引き続き収集し、使用する権利を有するものとする。

ただし、個人情報管理者は、自らの個人情報の収集・利用の継続を望まない個人情報が開示される主体に対して、当該行為に対する同意の撤回を容易に知らせることができるよう、同意の撤回方法を作成し公表することが求められる。

また、上記による個人情報の開示その他の収集及び利用以外の行為については、タイ個人情報保護法の定めるところによる。

(12) 通達

上記に述べたとおり、個人情報保護法の全面施行後、多くの通達が個人情報保護委員会より発行され、施行されている。

12 競争法

近時は世界的に市場における公正で自由な競争を確保するために各国で競争法の整備が進んでおり、日本企業の活動が複数の国に跨って行われることが多くなったこともあり、グローバルに活動する日本企業にとって、日本以外の競争法の内容及びその適用の有無についても無視することができなくなっている。タイにおいても、1999年競争法が存在し、法律上、タイにおいて事業を行う企業によるカルテルや市場における支配的な力を濫用するような行為は禁止されているものの、実際に効果的に適用されていたとはいえない。しかしながら、そのような状態を改善すべく、2017年7月に1999年競争法が廃止され、2017年競争法が施行された。

2017年競争法の主な規制対象行為は、以下のとおりである。

(1) 支配的地位の濫用の禁止

事業者は、次に掲げる方法により、その支配的地位を利用してはならないとされている（2017年競争法第50条）。

- ① 商品若しくは役務の購入又は販売価格の水準を、不当に固定又は維持すること（同条第1号）
- ② 取引先の事業者に対して、商品の製造・売買、役務の供給・受給又は商品を製造・売買する、役務を供給・受給する若しくは他の事業者からの融資を求める機会を制限するため、不公正な取引条件を課すこと（同条第2号）
- ③ 正当な理由なく、役務の供給、商品の製造・販売・流通若しくは国内へ輸入を停止・減少・制限すること又は供給量を市場の需要量以下に削減することを目的として商品を破壊若しくは棄損すること（同条第3号）
- ④ 正当な理由なく他の事業者の事業活動に干渉すること（同条第4号）

(2) 競争制限的行為の禁止

- ① 同一の市場において競争関係にある事業者は、他の事業者と共同して、次に掲げる方法により、当該市場における独占又は競争の減殺若しくは制限をもたらす行為を行ってはならない（第54条第1項）。
- (a) 直接的又は間接的に、売買価格又は商品若しくは役務の価格に影響する取引条件を固定すること（同項第1号）
 - (b) 各事業者が製造、購入、販売又は供給する商品又は役務の量を合意により制限すること（同項第2号）
 - (c) 商品又は役務に関するオークション又は入札において、ある事業者が受注できるように又は他の事業者が当該オークション若しくは入札に参加できないように、故意に合意又は条件を設定すること（同項第3号）
 - (d) 各事業者が商品若しくは役務を販売する、その販売を減少させる若しくは購入する地域を割り当てること又は他の事業者が商品若しくは役務を割り当てられる販売先以外に販売しないことを条件に、各事業者の当該商品若しくは役務の販売先若しくは他の事業者が商品若しくは役務を割り当てられる購入元以外から購入しないことを条件に、各事業者の当該商品若しくは役務の購入元を割り当てること（同項第4号）
- なお、本条の規定は、タイ競争委員会の告示が定める方針又は権限により、親会社と子会社間といった、相互に関連する事業者間で行われる行為には適用されない（第54条第2項）。
- ② 事業者は、他の事業者と共同して、次に掲げる方法により、市場における独占又は競争の減殺若しくは制限をもたらす行為をしてはならない（第55条）。
- (a) 同一の市場において競争関係にない事業者間において、第54条第1項第1号、第2号又は第4号に規定する条件を定めること（第55条第1号）
 - (b) 商品又は役務の質を以前に製造、販売又は供給していたものよりも低下させること（同条第2号）
 - (c) 同一若しくは同種の商品の販売又は同一若しくは同種の役務の供給を排他的に行う者を指定する又は割り当てること（同条第3号）
 - (d) 行為が合意された内容に従うようにするために、商品又は役務の購入又は製造に関する条件又は行為を設定すること（同条第4号）
 - (e) その他タイ競争委員会が告示で定める方法により合意を締結すること（同条第5号）
ただし、第55条の規定は、次に掲げるいずれかの場合には適用されない（第56条第1項）。
- (a) 当該行為が、タイ競争委員会の告示が定める方針又は権限により、相互に関連する事業者間で行われる場合（同項第1号）

- (b) 当該合意が生産の発展、商品の流通又は技術的若しくは経済的進歩の促進を目的とする場合（同項第2号）
- (c) 当該合意が、取引段階の異なる事業者間で締結され、一方の事業者が商品若しくは役務、商標、経営手法又は経営支援に係る権利を付与し、他方の事業者が当該権利のために料金、手数料又はその他の報酬を支払う義務を負う場合（同項第3号）
- (d) 合意の形態又は事業形態がタイ競争委員会の勧告に基づき省令で規定されている場合（同項第4号）

なお、同項第2号（上記b）及び第3号（同c）に基づく合意は、各号が定める利益を達成するために必要な限度を超えるものであってはならず、市場における独占力を生じさせたり、競争を実質的に制限したりしてはならない。また、上記の判断に当たっては、消費者に与える影響が考慮される（第56条第2項）。

（3）不公正な取引方法

事業者は、次に掲げる方法により、他の事業者に損害を与える行為を行ってはならない（第57条）。

- (a) 他の事業者の事業活動を不当に妨害すること（同条第1号）
- (b) 優越的な市場支配力又は優越的な交渉力を不当に利用すること（同条第2号）
- (c) 他の事業者の事業活動を制限又は妨害する取引条件を不当に設定すること（同条第3号）
- (d) タイ競争委員会の告示で定められたその他の方法を行うこと（同条第4号）

（4）国外の事業者との共同行為の禁止

事業者は、正当な理由なく、独占的行為若しくは不当な取引制限につながる、又は経済全体若しくは消費者利益全体に重大な侵害が生じることとなる、国外事業者との法律上の行為又は契約を行ってはならない（第58条）。

また、企業結合に関する事前届出、事後届出の制度も定められている（2017年競争法第51条）。

- ① 事業者は、市場における独占又は支配的な地位が生じるおそれのある企業結合を行おうとする場合、タイ競争委員会から事前に許可を得なければならない（第51条第2項）。
- ② 事業者は、タイ競争委員会が告示で定めた基準に照らして市場における競争を実質的に減少させることとなる企業結合を行う場合、当該企業結合の実施日から7日以内に、タイ競争委員会に対して当該企業結合の実施結果を届け出なければならない（第51条第1項）。
- ③ 企業結合規制の対象となる企業結合には、次に掲げるものが含まれる（第51条第4項）。
 - (a) 一方の事業者が承継して他方の事業者が消滅することとなる又は新しい事業者が設立されることとなる合併（同項第1号）

(b) タイ競争委員会の定める告示に基づき、他の事業者の経営方針、事業の管理、方向性又は経営を支配するための当該事業者の資産の全部又は一部の取得と判断されるもの（同項第2号）

(c) タイ競争委員会の定める告示に基づき、他の事業者の経営方針、事業の管理、方向性又は経営を支配するための直接的又は間接的な当該事業者の株式の全部又は一部の取得と判断されるもの（同項第3号）

第2節 ビジネス関連法令に関するタイ規制当局の規制の実態

1 奨励と規制

タイ国内での対応は、製造業に対する扱いと非製造業に対する扱いでは、全く趣を異にする。製造業に対しては、投資奨励法に基づき、内外の企業を問わず投資を奨励するのに対し、非製造業に対しては、外国人事業法及び外国人就労法に基づき、きわめて規制的である。

ここでは、製造業に対する奨励の実態と非製造業に対する規制の実態を説明する。

2 投資奨励法による奨励

(1) 目的

投資奨励法（Investment Promotion Act）は、タイの産業振興を目的として、1997年に制定された。新規事業を奨励し、条件を満たす投資について恩典を付与している。

恩典の主な内容は、税制上のものであるが、他に事業立ち上げの際の土地保有、外国人労働許可などの便宜供与も含まれている。対象は、外国企業のみならず国内企業も含まれているが、法人に限定されている。

投資の奨励には、別にタイ工業団地公社法（Industrial Estate Authority of Thailand Act）がある。

(2) タイ投資委員会（BOI）

タイ投資委員会（BOI）は、タイへの投資を促進するためのインセンティブを提供する政府機関であり、首相を委員長とし、工業大臣が副委員長、ほかに経済関連閣僚とタイ工業連盟、主要民間団体などの代表、顧問委員で構成されている。

BOIは、投資奨励法に基づく奨励対象業種、投資条件、恩典の決定・変更を行い、BOIの実働組織である投資委員会事務局（Office of the Board of Investment）がBOIの決定事項を具体的に執行し、投資委員会を委員会、小委員会へ提案するための事前審査、認可事業の指導、監督、投資委員会の調査・普及、内外への投資誘致活動、認可事業、これからタイへ進出する企業への支援活動などの活動を行ってきた。

2023年12月当時、投資奨励の対象となる業種は、10類409業種であった。

- ・ 1類 農業、食料及びバイオテクノロジー産業 業種数 52
- ・ 2類 医療産業 17

・ 3類 機械・車両産業	119
・ 4類 電気機器、電子産業	58
・ 5類 金属・素材産業	47
・ 6類 化学・石油産業	36
・ 7類 公共事業	21
・ 8類 デジタル産業	9
・ 9類 創造性産業	17
・ 10類 高価値産業	33

(3) タイ投資委員会（BOI）による奨励を受けるための要件

BOIの恩典を受けるためには、別表に定める以下のような要件を備える必要があった。

- ① 農業、工業、サービス業の競争力を向上させるため、奨励申請プロジェクトは以下の条件を満たすこと。
 - (a)収入の20%以上の付加価値を有すること。ただし、農業及び食品事業、電子及び部品事業、コイルセンター事業は収入の10%以上の付加価値を有すること。
 - (b)委員会が同意した近代的な製造工程及びサービス提供プロセスを有すること。
 - (c)新品の機械を使用すること。中古機械を使用する場合には、タイ投資委員会の定める一定の基準を満たすことでもよい。
- ② 投資金額（土地代及び運転資金を除く）1,000万バーツ以上のプロジェクトは、操業開始期限日より2年以内にISO9000又はISO14000その他相当する国際規格を取得することとし、取得ができない場合、法人所得税免除恩典を1年間取り消される。
- ③ 環境保護
 - (a)環境インパクト予防に充分かつ効率的なシステムを有すること。環境インパクトが発生するプロジェクトに関し、タイ投資委員会は、立地及び公害処理について特別審議を行う。
 - (b)環境影響評価報告書を提出しなければならない対象の種類や規模の事業活動は、関連する環境法規制や内閣の決議を遵守しなければならない。
 - (c)ラヨーン県に立地するプロジェクトは、2011年（仏暦2554年）5月2日付タイ投資委員会事務局布告第Por. 1/2554号（件名：ラヨーン県地域における投資奨励方針）に従わなければならない。
- ④ 最低投資金額及びプロジェクト可能性
 - (a)最低投資金額（土地代及び運転資金を除く）は100万バーツとする。ただし、本布告に添付した奨励対象事業表に定められた場合を除く。ナレッジベースのサービス業については、奨励対象事業表内で指定する年間人件費から最低投資金額を検討する。
 - (b)新規プロジェクトの負債と登録資本金の比率は、3対1以内でなければならない。ただし、奨励対象事業表に定められた場合を除く。拡大プロジェクトについては、

ケースバイケースで検討する。

(c) 投資金額が20億バーツ（土地代及び運転資金を除く）を超えたプロジェクトは、タイ投資委員会が定めた様式で、プロジェクト可能性調査を提出しなければならない。

⑤ 外国人の持ち株基準

(a) 1999年（仏暦2542年）外国人事業法の第1表に示される事業プロジェクトについては、タイ国籍者が登録資本金の51%以上を所有しなくてはならない。

(b) 同法の第2表及び第3表に示される事業におけるプロジェクトは、外国人が過半数又は全株式の所有が可能。ただし、他の法律で別に定められた場合を除く。

(c) 妥当な理由があれば、タイ投資委員会は、特定の奨励プロジェクトに限り、外国籍者の出資比率を定めることができる。

(4) 優遇措置の内容

BOIによる優遇措置の内容は、概ね、①税制面のものと②非税制面のものとに大別できる。

① 税制面の優遇措置

(a) 機械類に対する輸入関税の免除／軽減（投資奨励法第28条、29条）

(b) 主要原材料に対する輸入関税の軽減（同第30条）

(c) 研究開発目的で輸入される物資に対する輸入関税の免除（同第30条の1条）

(d) 奨励されている業種から生じる利益及び利益配当に対する法人税の免除（同第31条、34条）

(e) 奨励されている高度技術・イノベーション分野から生じる利益及び利益配当に対する法人税の免除（同第31条の1条）

(f) 法人税の50%免除（同第35条(1)）

(g) 輸送費、電気代、水道代の二重軽減（同第35条(2)）

(h) 設備導入・建設費用の25%の追加軽減（同第35条(3)）

(i) 輸出製品製造目的で輸入する主要原材料に対する輸入関税の免除（同第36条）

② 非税制面の優遇措置

(a) 外国人に対する投資機会調査目的での入国の許可（同第24条）

(b) 投資が奨励されている業種に従事するための熟練労働者及び専門技術者の入国の許可（同第25条、26条）

(c) 土地所有の許可（同第27条）

(d) 外貨の海外送金の許可（同第37条）

③ 追加恩典

さらに、BOIは追加の恩典を様々な事由により認めている。

(i) 競争力向上のための追加恩典

1) 技術・イノベーション

研究開発（R&D）

タイ国内で開発された技術のライセンス料
製品及びパッケージのデザイン

委員会が同意した、教育機関、専門訓練センター、研究機関、政府機関などの科学技術分野の機関、並びに技術及びイノベーション開発・人材開発に関する基金に対する支援

2) 人材開発

高度技術訓練

科学技術分野のインターンシップの学生に対する技術及びイノベーションのスキルを向上させるためのトレーニング又は職業訓練の実施

3) 事業者の能力向上

タイ国内の原材料及び部品メーカー(Local Supplier)の開発

(ii) 対象区域における追加恩典

1人当たり所得の低い20県

工業団地又は奨励されている工業区

科学技術パーク（例：サイエンスパーク、フードイノベーションパーク、スペースクリノベーションパークなど）

東部経済回廊（EEC）

特別経済回廊（NEC、NeEC、CWEC、SEC）

特別経済開発区（SEZ）

南部国境地域及び南部国境地域におけるモデル都市

(iii) 特別措置に基づく恩典

産業高度化措置 (Smart and Sustainable Industry)

地域及び社会開発のための投資奨励措置

(5) タイ工業団地公社 (IEAT) による推奨

タイ工業団地公社 (IEAT) は、工業団地の開発に責任をもち、工業団地の運営を行うことにより、タイ全国に工業の発展を広める目的で設立された工業省管轄の機関である。

IEATは、タイ工業団地公社法に基づき運営されている工業団地への投資に限り、奨励政策を実施している。工業省の直轄機関として、早くから工場設立許可や工場操業許可などについて、本来は工業省工場局が行う一連の業務を代行するワンストップサービスを提供してきた。例えば、土地の購入や賃貸、適切な工場建設地に関する相談、工場設立の際に必要な様々な許可・認可の申請、工業団地の共同開発などをすべて行えるようにすることである。

3 外国人事業法及び外国人就労法による規制

(1) 目的

外国人事業法（Foreign Business Act）は、はじめは軍事政権下の1972年に、外国人の営む事業を規制する目的で制定された。その後、一定の範囲で外国の資本・技術の導入を促進すべく1999年に抜本的に改正され、2000年3月から施行された。

外国人事業法は、業種を3種43業種に分け、それらの業種に対する「外国人」の参入を規制している。その結果、①個人としての外国人、②法人でタイで登記されていないもの、③外国法人が50%以上出資する会社については、規制されている。

(2) 規制業種3種

規制業種3種は、第1種、第2種、第3種の3グループに分けられている。製造業は規制の対象になっていないが、サービス業については、第3種のリストにおいて「その他のサービス産業」と規定されていることから、すべてのサービス業が外国人事業法の規制対象になる。

規制業種に該当する場合、外国資本が50%以上であれば、原則として事業を行うことはできない。ただし、第2種、第3種に該当する場合には、例外的に外国資本50%以上の会社を設立することが可能である。

第1種は、特別な理由により、「外国人」に対して禁止された業種である。

第2種は、国の安全若しくは保安に関する事業又はタイの伝統文化、工芸、自然遺産や環境に及ぼす業種である。これらは、外国事業委員会の承認を伴う商務大臣の許可又は投資委員会の許可を取得すれば「外国人」が事業を行うことができる。しかし、これらの承認及び許可を得ることは相当に困難なようである。

第3種は、「外国人」との競争力がまだついていない業種で、外国人事業委員会の承認を受け事業開発局の局長より認可を受けるか、投資委員会の奨励を受けた場合にのみ、「外国人」でも事業を行うことができるとされている。²⁴

(3) 外国人の定義

外国人事業法では、「外国人」（コン・ターンダーオ）を、次のとおり定義している（第4条）。

まず、（1）タイ国籍を有していない自然人。

次に、（2）タイ国内で登記していない法人。

また、（3）タイ国内で登記している法人であるが、以下の形態にあるもの。

（a）（1）又は（2）に基づく人が資本である株式を半数以上保有する法人、あるいは（1）又は（2）に基づく人がその法人の全資本の半分以上を投資した法人。

（b）（1）に基づく人が業務執行社員又は支配人である登録された合資会社又は合名会社。

²⁴ この中に「法律サービス」があり、その結果、外国人弁護士が活動できない。いわゆる「外弁規制」の一条項となっている。

さらに（４）として、（１）、（２）又は（３）に基づく人が資本である株式を半数以上保有するタイ国内で登記された法人、あるいは（１）、（２）又は（３）に基づく人がその法人の全資本の半分以上を投資した法人。

これらの定義に資するために株主に対して発行された種類の株券を有する株式会社の株式は外国人の株式とみなされる。ただし、省令に別様の規定がある場合はこの限りではない。なお、「資本」（トゥン）とは、株式会社の登録資本、又は公開株式会社の払込み資本、あるいは社員又は会員である者が合名・合資会社（パートナーシップ）又はその法人に出資した金銭を意味する。

以上を要するに、総資本のうち50%を超えて外国資本が占める場合は、「外国法人」とみなされる。他方、例えばタイ側が51%、日本側が49%の出資比率で合弁企業を設立した場合は、タイの法人であり、「外国法人」には該当しないので、外国人事業法の規制を受けることはない。

（４）外国人就労法

外国人就労法は、同法第12条の規定の下、外国人が就労することを全面的に禁止又は条件付きで禁止する業務を勅令をもって定めるとする。これを受けて、1979年外国人就労禁止職業規定勅令がある。

外国人就労法の具体的内容については、第2章第1節「4 直面する問題② ～ビザ及びワークパーミット～」の項目で説明する。

第3節 タイの裁判制度及びその運用の実態

1 タイの裁判制度

（１）裁判制度

タイ憲法に従い、タイにおいては、司法裁判所、行政裁判所、憲法裁判所、軍事裁判所の4つの裁判所の系統がある。

①司法裁判所

司法裁判所は、一般の民事・刑事事件を扱う一般裁判所及び特定の事件のみを扱う専門裁判所から構成される。

（a）一般裁判所

一般裁判所は、憲法その他の法律に特別の定めのある場合を除くほか、民事事件、商事事件及び刑事事件の一切を扱い、第一審裁判所、控訴裁判所及び最高裁判所からなる。

一般裁判所の第一審裁判所は、専門裁判所の管轄に属しない民事及び刑事の事件について裁判権を有する。第一審裁判所は、バンコクにおける民事裁判所・刑事裁判所（汚職・不正事件刑事裁判所を含む）並びに各地方の地方裁判所及び地方簡易裁判所に分かれている。

地方簡易裁判所では、民事については30万バーツを超えない少額訴訟を審理する権限を有し、刑事については6ヶ月以下の懲役若しくは1万バーツを超えない罰金、又はそ

の両方が最高刑となる事件を扱う。

民事裁判所、刑事裁判所及び地方裁判所は、上記の地方簡易裁判所が扱う事件以外のすべての事件を審理する管轄権を有する。汚職・不正行為事件刑事裁判所は、公務員又はその関係者が汚職及び不正行為犯罪で告発された刑事事件について管轄権を有する。

(b) 専門裁判所

タイには以下の5つの専門裁判所がある。

(i) 労働裁判所

労働裁判所は、雇用契約並びに日本の労働基準法に相当する労働者保護法及び日本の労働関係調整法、労働組合法に相当する労使関係法に基づく権利の行使から生じる事件について審理し、裁定することができる。労働裁判所は、中央労働裁判所、地域労働裁判所又は地方労働裁判所で構成される。審理においては、当事者主義が採られている。

タイ労働裁判所の裁判官は通常、雇用者よりも被雇用者を優遇すると考えられているが、現在は必ずしもそうではなく、裁判官も、現代の企業活動に対する配慮をし、雇用者のビジネスについてより深い理解を有するようになっている。したがって、労働訴訟の当事者である雇用者と被雇用者の双方が、労働裁判所から公正な扱いを受けるといえる。

(ii) 知的財産・国際取引裁判所

知的財産・国際取引裁判所は、外国仲裁による裁定の執行及び知的財産に関する刑事事件を含め、知的財産及び国際貿易に関する事件を審理し、判決を下すことができる。中央知的財産・国際取引裁判所は、バンコク及びその周辺地域、すなわち、ナコーンパトム、ノンタブリー、パトゥムターニー、サムットプレーカーン及びサムットサーコーンを管轄するとされているが、依然として地方には知的財産・国際取引裁判所貿易裁判所がまだ設立されていないため中央知的財産・国際取引裁判所裁判所の管轄権はタイ全土に及んでいる。

知的財産・国際取引裁判所裁判所における手続は、証人尋問等におけるテレビ会議の利用、コンピュータデータを証拠として提示することができる等のITによる手続の遂行を認めており、当事者は訴訟が提起される前であっても一時的差止請求を行うことができること（一般訴訟では本訴と同時でなければ提訴できない）、裁判所の許可があれば英文の証拠を提出することができること等から、タイにおいて最も合理化が進んでいる裁判所である。

(iii) 破産裁判所

破産裁判所は、事業再生事件及び破産に伴う刑事事件を含む破産関連事件を審理し、判決を下す。中央破産裁判所はバンコクを管轄するとされているが、地方における破産裁判所が設置されていないため、中央破産裁判所は、現時点ではタイ全土の案件を扱う。

(iv) 租税裁判所

租税裁判所は、税金及び関税に関連する事件を審理し、判決を下すことができる。租税裁判所における訴訟のほとんどは、個人と税務当局又は関税・消費税当局との間の紛争に関するものである。

租税裁判所はバンコクにある中央租税裁判所だけであるので、中央租税裁判所においては、タイ全土の案件を扱う。

(v) 少年家庭裁判所

少年家庭裁判所は、未成年者に関する民事事件及び刑事事件並びに家族の関係及び権利に関する民事事件を審理し、裁判する。少年家庭裁判所は、中央少年家庭裁判所、地方少年家庭裁判所及び地方裁判所少年家庭裁判所から構成される。

専門裁判所の控訴については、法律上、専門裁判所の判決又は決定が終局であるとされている場合を除き、当事者は、専門裁判所がその判決又は決定を告知した日から1ヶ月以内に、通常裁判を扱う控訴裁判所とは別の、控訴専門裁判所に控訴することができる。

②行政裁判所

行政裁判所はタイ憲法に従って設置された特別裁判所である。行政裁判所は、政府機関、州機関、国営企業及び地方公共団体の機関の間、又は州職員と私人との間、並びに州機関又は州職員相互間の紛争について管轄権を有する。ただし、行政裁判所は、行政事件が提起される第一審の裁判所であるが、行政最高裁判所に上訴することができ、行政最高裁判所は、直接提起された訴訟事件、特別の意義を有する一定の事件及び第一審の行政裁判所の判決又は決定に対する上訴について審判する権限を有する。

第一審の行政裁判所は、大規模州に位置する中央行政裁判所と他の14の地方行政裁判所から成る。中央行政裁判所の管轄権は、バンコク首都圏及び周辺のいくつかの州に及び、その他の地方行政裁判所の管轄権に属する行政事件を自らの裁量で受理することを検討することができる。行政裁判所における事案の審理は、職権主義により進められ、各事案は裁判官の合議体によって審理される。

③憲法裁判所

憲法裁判所は、タイ憲法の規定に基づいて、1997年10月11日に設立された独立した裁判所であり、立法行為、勅令、法案、公職者の任免、政党に関する事項などにつき、その合憲性を判断するものである。憲法裁判所における事件の審理は、職権主義により進められる。憲法裁判所の判断は、終局的なものであり、上訴の対象とはならない。また、その判断は、国会、内閣、その他の裁判所を含むすべての国家機関を拘束する。

④軍事裁判所

軍事裁判所は、タイ憲法の規定に基づいて設立された司法機関であるところ、タイの軍隊の構成員及び軍事裁判所を侮辱した民間人に対する刑事事件を審理し、判決を下す裁判所である。タイのその他の裁判所と異なり、軍事裁判所は防衛省の管轄であり、軍

の軍主任法務官室が運営している。

(2) 弁護士制度

タイには、約6万人の弁護士資格を有する者がいるとされるが、実際に弁護士として活動しているのは、約半数程度とされている。次の項目で紹介するとおり、弁護士資格は、大学の法学部を卒業した後に弁護士会が定める試験を合格するなどすれば取得できるため、弁護士の能力にはかなりの差がみられる。

弁護士報酬は、会社設立、労働許可証（ワークパーミット）取得などは定額の場合が多いが、法律相談や契約書の作成などは実際にかかった時間を基準に定められるのが通常である。

2 タイの法曹教育と法曹資格

(1) タイの教育制度と大学の法学部

タイの教育制度は、日本と同様、6・3・3・4年制度である。²⁵ 大学の法学部は、文学部や経済学部と同じレベルであり、米国のようなロースクール制度は採用していない。弁護士資格を取得するためには、まず法学部を卒業して学士号を受けなければならない。

(2) タイにおける法曹資格の取得

大学の法学部を卒業した後、弁護士資格を取得するには、二つの方法がある。まず、①少なくとも1年間法律事務所で勤務し、その後、実務試験に合格すれば弁護士としての正式な資格を取得する（これを「Y E A R」と呼ぶ）。又は、②まず筆記試験（弁護士会が提供）を受け、これに合格すれば実務試験を受けることができ、双方の試験に合格すれば、弁護士としての正式な資格を取得する（これを「B a t c h」と呼ぶ）。いずれの方法で弁護士資格を取得しても、それらの権威又は権限に違いはない。このように弁護士となるためには、司法試験（Bar Examination）に合格する必要はない。

これに対して、裁判官や検察官になるためには、弁護士資格を取得した上で、少なくとも1年間は弁護士の資格を保持して弁護士活動を行うか、又は弁護士資格を保持した上で法律を扱う機関で1年以上職員として活動しなければならない。その上で、法曹協会（Thai Bar Association）による1年間の履修を経て、法廷弁護士の学位を取得する。そして司法試験を受験することになり、これに合格すれば裁判官又は検察官になることができる。司法試験は年に1回実施されるが、この司法試験は非常に難しいとされており、一度の挑戦で合格する者は稀で、ほとんどの者が2年～3年を費やすことになるという。

法曹協会の課程を履修している研修生ら数名に実際に会ってヒヤリング調査したところ、裁判官や検察官希望の他に弁護士希望の者も多数見受けられた。これらの研修生に対して、法曹協会でも履修し司法試験を受験する理由を質問したところ、「よい仕事に

²⁵ ただし、名称は、就学前教育（幼稚園に相当）、初等学校（小学校に相当）、前期中等学校（中学校に相当）、後期中等学校（高校に該当）、高等教育機関（大学）である。

就くため」又は「高い給与を取得するため」という回答であった。

(3) 弁護士会 (Lawyers Council)

弁護士は、以前は裁判官及び検察官とともに、法曹協会の正式な構成員であった。しかし、1985年の弁護士法の改正により弁護士会 (Lawyers Council) を設立した。²⁶ 弁護士の独立性を確保する目的のためとされている。弁護士会は、規則制定、資格審査、綱紀懲戒等について法務大臣の関与はあるものの、相当高度な自治権を有する。

法曹協会の構成員は、強制加入会員の裁判官、検察官、弁護士と任意加入の大学教授や政府職員である。会長は、最高裁判所の長官が就任する。弁護士は、以前は法曹三者からなるこの団体に属していたが、独立性が確保されないため、1985年の弁護士法改正により、独立を果たした。これが、タイ弁護士会である。そのため、現在では裁判官と検察官が正式な構成員であり、弁護士は仮の構成員であるとされている。現在では、タイの法曹養成のうち、特に裁判官や検察官になろうとする者が修了しなければならない課程及び司法試験を提供している。

なお、弁護士は弁護士会を設立した後も法曹協会の構成員である。その理由として、法曹協会の名誉会長が国王であり、法曹協会に所属して国王と同様のガウンを法廷で着用するという名誉を捨て難いからといわれている。

(4) タイ人弁護士の資質

上記のとおり、タイで弁護士となるためには司法試験に合格する必要はない。

弁護士業務として法律相談を受けることについては、一般には法学部を卒業しないといけないとされることもあるが、こうしたコンサルタント業務は、法律の素養のある者であれば、誰でもなし得ているのが実情である。

次に、裁判に提出する書面を作成したり、裁判所で訴訟活動を行うことは、弁護士としての資格が必要であるが、それ以上に、法曹協会が提供する課程を履修したり、司法試験に合格することは、必要ではない。

タイでは、国際的な取引や紛争に対応できる十分な能力と経験を有する弁護士は少ないとされる。一定の要件を満たせば、弁護士資格を取得できるため、弁護士の能力にはかなりの差が見られるので、選任にあたっては十分な注意を払う必要があると指摘されることがある。

弁護士の法律相談や契約書の作成などは、実際にかかった時間を基準に定められるのが通常である。英語に堪能で十分な実務経験のある弁護士の場合、1時間当たりの報酬額は、500米ドルから800米ドルとされる。

²⁶ 弁護士会は、2005年に英語の表記を「The Law Society of Thailand」から現在のものに変更したが、実体に変化はなくタイ語の表記も従前と変わらない。

3 タイの仲裁制度

(1) 仲裁法制

タイでは、裁判外における紛争解決が古くから行われてきたとされるが、あくまで事実上の調停などに頼るところが大きく、仲裁は深く浸透して来なかった。

しかし、通産省 (Board of Trade of Thailand) 等の主導により、1987年に仲裁法が成立した。その後、2002年仲裁法 (以下、「タイ仲裁法」という) が制定され、同年4月30日に施行され、タイの仲裁を規律している。

タイ仲裁法は、基本的にUNCITRALモデル法に沿っているが、特有の規定も設けられている。例えば、タイの仲裁手続については、タイの民事訴訟法 (Civil Procedure Code) の証拠に関する規定が適用され、訴訟手続と類する点も多い。また、UNCITRALモデル法にない防訴抗弁も認められる (タイ仲裁法14条)。²⁷ タイ仲裁法は、外国仲裁判断及び国内仲裁判断所のいずれにも適用される。

(2) 仲裁機関

タイにおける主要な仲裁機関として、以下の三つの仲裁機関がある。

- ① Thai Arbitration Institute (TAI)
- ② Thailand Arbitration Center (THAC)
- ③ Office of the Arbitration of the Board of Trade of Thailand (BOT)

BOTはタイの最も古い仲裁機関であり、タイ貿易院 (Board of Trade of Thailand) が運営している。TAIは、1990年に設立され、国際貿易、国際投資、知的財産権、建設契約等の紛争解決の場となっており、BOTよりも多くの仲裁事件を取り扱っているとされる。その理由として、TAIが司法省による運営されていることがあげられる。THACは2007年に設立された仲裁機関で、2015年にその運営が開始されている。THACはタイの国際仲裁機関として売り出すべく設立された。

TAIにおいては、仲裁人リストを準備しているが、当該仲裁人リスト外から仲裁人を選定しても問題はない。仲裁人には、経験のある弁護士や専門家が指名されている。仲裁において使用される言語は、タイ語に限定されず、当事者の合意する言語を用いることができる。仲裁を提起するには、契約においてその旨が規定されているか、事前に当事者双方が合意することが必要になる。仲裁の結果出された判断は、当事者を拘束し、(裁判所の裁判と異なり) 一審限りで終結するため、迅速な解決が可能である。

タイでは、ICCなどの海外の仲裁機関に申し立てることも有効であり、実務的にも頻繁にみられる。

(3) ニューヨーク条約

タイは、外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約 (以下、「ニューヨーク条約」という) に加盟しており (1959年批准、1960年加盟)、条約に基づき仲裁判断を外国にお

²⁷ タイ仲裁法14条は、「当事者の一方が、仲裁契約に従って紛争を仲裁人の仲裁に付さないで訴訟を提起した場合、訴訟を提起されたもう一方の当事者は、提起の前又は法律に基づく期限内に管轄の裁判所に対して、仲裁により解決を行い、訴えを取り下げるよう異議を申立てることができる」と定めている。

いて執行することが可能である。なお、タイは、ICSID条約に加盟しているが、いまだ批准されていない。

TAIは、日本の東京商工会議所及び大阪商工会議所との間で提携を行っている。他方、盤谷日本人商工会議所では、現在のところ、商事仲裁を行うための部局がなく、今後これを実施する予定はないとのことである。

(4) 外国仲裁判断の承認・執行方法

タイ仲裁法は、第7章（第41条～45条）において、仲裁判断の承認・執行に関する規定を設けている。

タイ仲裁法41条は、仲裁判断の承認・執行を行うことが可能であることを定めており、同条はUNCITRALモデル法35条1項を反映した条項となっている。仲裁判断がどの国で行われたかを問わず、拘束力あるものとして承認され（第42条及び43条）、管轄権のある裁判所に申し立てることにより執行することができる。

外国仲裁判断の承認・執行については、多くの場合、知的財産及び国際取引中央裁判所（Central Intellectual Property and International Trade Court）が管轄裁判所となる。知的財産及び国際取引中央裁判所は、国際的な要素のある事件や国際取引に関連する事件を取り扱う裁判所である。

外国仲裁判断の承認・執行を求める当事者は、仲裁判断の執行を認める判決が出された場合には、同判決に基づいて国内判決と同様の執行手続を行うことができる。タイにおける執行手続においては、①裁判所による債務者又は債務者の情報を知っていると考えられる第三者に対する尋問手続、②第三者が債務者に対して負っている又は譲渡する資産に対する差押え、③強制執行部（legal Execution Department）職員に対する債務者の資産の差押えや強制競売を行う権限の付与などを行うことができる。

(5) タイにおける仲裁判断の承認・執行の実情

タイでは、仲裁判断（国内及び国外）の承認・執行に関して、一定の実務の実績があり、東南アジア諸国の中では比較的安定的に運用されているとされる。²⁸ また最終的に、当事者間の和解により解決する事例も少なくない。

仲裁判断の承認・執行を求める申立てに対する裁判所の判断は、最高裁判所による一部の判断を除き原則として公開されていない。そのため、外国仲裁判断の承認・執行の情報を得ることは難しい。ここでは、最近出版された書物から引用する。²⁹

(5-1) 外国仲裁判断の承認・執行が認められた事例

株式譲渡契約違反に基づき譲渡代金の返還と損害の賠償を求めた事案で、日本でなされた仲裁判断に基づきタイでの執行が申立された事案がある。

この事案では、債務者が争わなかったため、外国仲裁判断の承認・執行が申立されたから、約3～4ヶ月程度で裁判所の承認・執行の判断が下された。

²⁸ Alastair Henderson著「Journal of International Arbitration」26巻6号852頁

²⁹ 栗田哲郎・編著「アジア国際商事仲裁の実務」（LexisNexis）

(5-2) 外国仲裁判断の承認・執行の取消請求等が認められた事例

裁判所が外国仲裁判断の執行を拒絶し、並行して申立されていた仲裁判断の取消請求が認められた事案がある。この事例では、上訴がなされ、最終的には当事者間の和解により解決が図られた。

別の事例においては、ロンドン国際仲裁裁判所 (London Court of International Arbitration) でなされた仲裁判断について、タイの裁判所は、仲裁判断の執行自体は認めたものの、執行を認める金額については減額する判断を行った。これは、仲裁費用の全額を他方当事者に負担させることがタイの公序良俗に反するものとして、弁護士費用についてのみ承認・執行を認めたものである。

(6) 商事仲裁制度の活用が秘めた可能性

日本の法曹有資格者（弁護士）は、弁護士業務がサービス業務に該当し、外国人事業法及び外国人事業法の適用を受けて規制される結果、タイ国内の裁判制度で活動を行うことができない。そのため、例えば、タイ国内で日系企業どうしが日本語で契約を行った結果紛争を生じた場合でも、日本の弁護士は、代理人として紛争解決に関与することができない。

そのため、日系企業に対しては、合意管轄をタイ国内の商事仲裁とすることを推奨することが考えられる。そうすれば、日本人弁護士もまた、商事仲裁裁判所における紛争解決の過程に関与できることになるだろう。

第2章 タイにおける日本企業・在留邦人が直面する法的問題の実態 及びこれに対する対応の在り方

第1節 日本企業や事業者が直面する法的問題の実態及びこれに対する対応の在り方

1 アンケート調査の結果

2015年度に実施したアンケート調査によって、タイにおける法的支援の内容は、(a) 製造業と (b) 非製造業とで、大きな差があることが判明した。タイでは、(a) 製造業については内外企業を問わず奨励する反面、(b) 非製造業においては規制を行っているから当然のことといえる。

(a) 製造業においては、主に、

- ① タイへの進出形式の選択
- ② タイ投資委員会 (BOI) の承認を得る手続
- ③ 会社の運営方法 (株主総会の運営等)
- ④ 現地従業員の採用と労務管理
- ⑤ 税務対策

などに存在しており、これらはタイ国内の問題ではあるが、原理が共通することから、法律の専門家としての法的助言が求められる。³⁰

他方、(b) 非製造業においては、上述の⑤税務対策のほか、

- ⑥ 名義貸しをめぐるトラブル
- ⑦ ビザやワークパーミットの問題

において適切な法的助言が求められている。³¹

その他に、⑧タイの現地企業の買収やM&A、⑨現地に所在する日本企業どうしの取引における契約書の作成などが相談の対象となることが考えられる。

2 法的支援のニーズの所在 (概略)

報告者が、バンコクの日本人会などでインフォーマルな形で在留邦人から話を聞き、また実際に相談を受けた各項目の質問内容 (法的ニーズ) は、概ね次のとおりである。

(1) タイ国内への進出の形式

日本企業が、タイに進出するに当たって、どのような形態・様式で進出したらよいかについて疑問が生じる。

- ・ 駐在事務所か現地法人か
- ・ タイの会社としてか外国会社としてか

(2) ビザの取得

タイが用意しているビザのうち、どのビザを取得することが適切か。また、労働許可証 (ワークパーミット) との関係で、雇用するタイ人に規制があるか否か。

- ・ 就労ビザとその更新の要件

³⁰ 日本弁護士連合会「自由と正義」2015年7月号63頁。

³¹ 日本弁護士連合会「自由と正義」2015年7月号63頁。

- ・ ワークパーミットにおける「1対4」の原則とその例外

(3) 名義貸し（ノミニー）

外国法人（特に非製造業）では多くの規制があることから、実質は日本人が経営する会社でも、タイのローカルな会社とすること（すなわち外国法人でないとする）が多い。

- ・ 名目上はタイの会社としながら、日本人が主導権を握るための方策
- ・ 実際にタイ人に乗っ取られた場合の対応策

(4) 会社の運営の問題

タイの会社法は、日本の会社法と異なる規定をもつことがあり、日本で常識と考えられている会社の運営方法がタイでは通用しないことがある。

- ・ 代表取締役の概念がないことに基づく、会社の代表者の設定
- ・ 手形や小切手の振り出しにおける代表者の表記

(5) BOI や IEAT の承認手続と恩典手続

タイでは、特に製造業において、タイ投資委員会（BOI）やタイ工業団地公社（IEAT）の承認を得れば、特定の恩典を受けることができる。

- ・ 実際の承認手続はどのようにして申請するのか
- ・ 実際の恩典を受ける手続はどのようにして行うか

(6) 労務管理の問題

タイでは労働組合の結成率が低いが、日本企業においては、相当高い割合を占めている。しかし、労使間の問題は、必ず発生する。

- ・ 労働組合との交渉
- ・ 労働条件の見直し

(7) 行政手続の問題

タイでは、税関や税務の問題についての官僚の裁量が広く、その結果、賄賂などの温床となっているとの指摘がある。

- ・ 関税品目の決定の問題
- ・ 税金の遡及的（追徴）課徴の問題

(8) その他

タイ国内では、自動車産業や電子電気機器産業について、非常に高度な集積がみられる。こうした企業は、いわゆる「系列」を離れて独自のルートでの取引関係を生じるようになっており、こうした企業間の取引の際相談を受けたり、契約書の作成の依頼を受けたりすることが考えられる。

- ・ タイ国内での企業間の契約交渉や契約書の作成
- ・ タイ国内の日系企業と外国企業との契約交渉や契約書の作成

3 直面する問題① ～タイへ進出する形式～

予想される相談例

私の会社では、タイに進出することを検討していますが、現地法人を設立した方がよいのでしょうか？単に駐在員事務所を置いた場合と比較してどうですか？また、日本法人としたままでの進出は無理でしょうか？

(1) 問題の所在

日本企業が、タイに進出する場合、特に中小企業においては、そもそもどのような形態・様式で進出したらよいかについて、全く研究しない状態で進出する 경우가少なくない。そこで、タイへはどのような形式で進出すべきかについて相談を受けることがある。

具体的には、①駐在員事務所にするのか会社（法人）として進出するのか、②タイの会社（法人）とするのか外国会社（法人）として進出するのかといった問題がある。

(2) 駐在員事務所の抱える問題点

日本企業が、いきなりタイ国内に法人を設立することに躊躇を覚える場合、駐在員事務所の設立が考えられる。

駐在員事務所は、情報収集等の「非営利活動」を行うことを目的として登録される事務所のことである。租税条約上は、「恒久的施設」(Permanent Establishment)とはみなされず、法人税の課税を受けない代わりに、収入を得ることができず、タイ国内の個人や法人と商談を行う権限を持つ権限はなく、商行為を行うことができない。

また、以前は駐在員事務所がそのまま営業活動を行うことを防ぐため、駐在員事務所設立の審査も厳しく外国人事業許可証(Foreign Business License)が必要であったが、現在は必要事項を記載した申請書を商務省事業開発局に提出すれば、その設立が認められることになっている。以前の最低300万バーツ以上の事務所経費の持込要件も不要になったが、外国人事業法に基づき200万バーツの資本金相当額の送金については必要とされている。

駐在員事務所の事業範囲は、認可されたものに限定されるため、それ以外の営業活動を行った場合には、「恒久的施設」と認定され、その結果、法人所得税が課税されるリスクがある。

なお、駐在員事務所においては、ワークパーミットの条件として「1対1」の原則があり、日本人の駐在員と同数以上のタイ人を雇用する。³²

(3) タイ人（タイ法人）か外国人（外国法人）か

外国人事業法では、外国人（及び外国法人）が行い得る業務を限定しており、特にサービス業においては包括的にすべてが規制の対象となっている。外国人事業法では、「外国人」（コン・ターンダーオ）を、次のとおり定義している（第4条）。

³² これに対して、外国会社（法人）には、「1対4」の原則があり、日本企業がタイ人を採用する場合、日本人1人に対してタイ人を4人以上雇用しなければならない。

まず、①タイ国籍を有していない自然人。

次に、②タイ国内で登記していない法人。

また、③タイ国内で登記している法人であるが、以下の形態にあるもの。

(a) ①又は②に基づく人が資本である株式を半数以上保有する法人、あるいは①又は②に基づく人がその法人の全資本の半分以上を投資した法人。

(b) ①に基づく人が業務執行社員又は支配人である登録された合資会社又は合名会社。

さらに④として、①、②、③に基づく人が資本である株式を半数以上保有するタイ国内で登記された法人、又は①、②、③に基づく人がその法人の全資本の半分以上を投資した法人。

以上を要するに、総資本のうち50%を超えて外国資本が占める場合は、「外国法人」とみなされる。他方、例えばタイ側が51%、日本側が49%の出資比率で合弁企業を設立した場合は、タイの法人であり、「外国法人」には該当しないので、外国人事業法の規制を受けることはない。

その結果、日本企業がタイに進出する場合、タイの会社（法人）とするか日本の会社（法人）とするかが問題となり、こうした相談を受けることになる。製造業の場合には、外国企業でも投資奨励法に基づき進出が促進される場合が多いが、非製造業の場合、外国企業は外国人事業法に基づき業務活動が規制されることが多い。タイの会社として進出するか日本の会社として進出するかは、非常に重要な検討課題である。また、次項で説明するとおり、外国人就労法に基づき労働許可証（ワークパーミット）の制約がある。

仮にタイの会社として進出する場合、タイ人（又はタイ法人）の資本を名目上は過半のものとしながら、日本企業が実質的に経営を掌握する方法を確立する必要があり、さらにこの点で相談を求められる。

4 直面する問題② ～ビザ及びワークパーミット～

予想される相談例

タイで仕事をするにはビザを取得する必要がありますが、どのような種類がありますか？また、現地で日本人が働く場合、ビザ以外にも「労働許可証」を取る必要があると聞きましたが、どのようなものですか？

(1) 問題の所在

タイ政府が用意している外国人のためのビザのうち、どのビザを取得することが適切か。また、雇用するタイ人との関係でワークパーミットの規制があるか、あるとしてその規制の内容などが相談の対象となる。

(2) ビザの種類

タイに入国する際の主なビザには、次のものがある。

① ビジネスビザ（Bビザ）

- ② 留学ビザ（EDビザ）
- ③ ボランティアビザ（Oビザ）
- ④ タイ国籍者の配偶者又はその子供のためのビザ（Oビザ）
- ⑤ 就労者家族ビザ（Oビザ）
- ⑥ 年金ビザ（Oビザ）
- ⑦ ロングステイビザ（O-Aビザ）
- ⑧ メディアビザ（Mビザ）
- ⑨ 外交ビザ
- ⑩ 公用ビザ
- ⑪ エリートビザ
- ⑫ 観光ビザ

（3）ノンイミグgrantビザ

日本人の場合、観光目的以外で30日を超えてタイに滞在する場合にはビザが必要となる。就業目的でタイへ入国する場合には、まず日本のタイ大使館又は領事館でノンイミグgrantビザ（Non Immigrant/Business Visa）を取得する必要がある。ノンイミグgrantビザで滞在可能な日数は90日間である。

ノンイミグgrantビザは、更に10種類の細目に分かれるが、使用頻度の高いのは、「カテゴリーB」と「カテゴリーO」の2つである。前者は、入国目的が労働であり、入国後労働許可を申請する場合である。後者は、タイで労働する者の家族がタイで居住するために申請する場合である。

（4）ビザの更新

次の項目で説明するワークパーミットを更新する場合には、ビザも同時に更新する必要がある。ビザの更新にあたっては、以下の項目が基準となるとされる。

- ① 月給が5万バーツ以上であること。
- ② 会社の払込資本金が外国人1人につき200万バーツ以上であること。
- ③ 前年度の財務諸表によって事業が健全に継続できる状況であることが明らかであること。³³
- ④ 外国人1人につき、常勤のタイ人従業員が4人いること。

（5）ワークパーミットの取得

日本人がタイで就労する場合、ビザとともに労働許可証（ワークパーミット）を取得する必要がある。ビザは、外国人としてタイに滞在するために必要な許可証で入国管理局が所管するが、ワークパーミットは、外国人としてタイで就労するために必要な許可証で労働省の所管である。

ノンイミグgrant・ビジネスビザでタイに滞在することを許可された外国人は、投資奨励法又はその他の法令に基づき、関係当局部署が許可する期間に限り、労働許可を取

³³ 事業が健全に継続できる状況にあるか否かについては、源泉所得税の申告を毎年行っているか否か、社会保険料の申告を毎月行っているか否かなどで審査される。

得できる。最長期間は、2年。一時滞在で、特に期限が定められていない許可を受けた外国人に対しては、労働許可の発行日から30日が許可期間となる。

(6) 外国人就労法³⁴

ワークパーミットの取得に関し、外国人就労法及びこれに基づくワークパーミットにより、以下の39業種については、その地域を問わず、外国人が就労することが禁止されている。³⁵

- (1) 肉体労働
- (2) 農業、畜産業、林業、漁業
- (3) 大工などの建設業者
- (4) 木彫品製造
- (5) 自動車等の運転や運搬具の操縦
- (6) 店員
- (7) 販売業
- (8) 会計業としての監査役務の提供
- (9) 貴金属類の切除や研磨
- (10) 理容師、美容師
- (11) 織物製造
- (12) 葦、藤、麻、竹を原料とするマット等の製品製造
- (13) 手すき紙製造
- (14) 漆器製造
- (15) タイ特産楽器製造
- (16) 黒象眼細工
- (17) 金、銀等の貴金属製品製造
- (18) 真ちゅう工芸品
- (19) タイ特産玩具の製造
- (20) マットレス、上掛け布団類の製造
- (21) 托鉢用鉢の製造
- (22) 絹手芸品製造
- (23) 仏像製造
- (24) ナイフ製造
- (25) 紙製、布製の傘製造
- (26) 靴製造
- (27) 防止製造
- (28) 仲介業、代理店業
- (29) 建設、土木に関し企画、計算、組織、分析、計画、検査、監督、助言をする職

³⁴ 翻訳により「外国人就労法」とされたり、機能面から「外国人職業規制法」と呼ばれることもある。

³⁵ 1979年外国人就労禁止職業規定勅令

業

- (30) 建設業における設計、図面引き、コスト計算、助言をする職業
- (31) 服仕立て
- (32) 陶磁器類の製造
- (33) 手巻タバコ
- (34) 観光案内人及び観光案内業
- (35) 行商・露店業
- (36) タイ字のタイプ・写植
- (37) 絹を手で紡ぐ業務
- (38) 事務職、秘書
- (39) 法律、訴訟に関する業務

(7) 外国法人が外国人を雇用する場合

外国法人が外国人労働者のワークパーミットを取得するためには、外国法人は、労働者1人につき最低200万バーツの払込済資本金の登録をする必要があり、登録した企業は10名までの外国人労働者の雇用が可能となる。日本企業が日本人を雇用する場合にも、この要件があてはまる。

ただし、10名を超えて外国人労働者を雇用するためには、1人につき200万バーツの資本金払込の他に、以下のいずれかの要件を充足する必要がある。

- 雇用者が前年度に納めた法人税が最低300万バーツであること。
- 雇用者が輸出業を営み、前年度に最低3,000万バーツ相当の外貨をタイにもたらしたこと。
- 雇用者が観光業を営み、前年度に最低5,000人の外国人観光客をタイに呼び寄せたこと。
- 雇用者が最低100名のタイ人を雇用していること。

しかし、上記のいずれの要件を充たさない場合であっても、以下のいずれかの要件に該当すれば、ワークパーミットを取得できる人数の制限はない。

- タイ人が利用できない、又は、利用できるタイ人が非常に限られている技術を使える外国人。ただし、一定期間に少なくとも2人のタイ人に技術の移転を行うものとする。
- 期間が定められたプロジェクトを達成するための専門技術を有する外国人。
- 一時的な契約でエンターテインメント・ビジネスに従事する外国人。

(8) 小括

このように、ビザの問題やワークパーミットの問題は微細目にわたるが、ときおり条件が変更になるため、日本企業からの相談に応じるには、変更点を常に把握しておくことが必要となる。

5 直面する問題③ ～名義貸し（ノミニー）～

予想される相談例

タイでは、日系企業が外国法人としてサービス業を営むことは非常に難しいと聞いています。それでは、数多く進出しているサービス業の人たちは、どのような方法で会社を運営しているのですか？

（１）問題の所在

外国法人に対しては多くの規制があることから、実質は日本人が経営する会社でも、タイのローカルな会社とすること（外国法人でないとする）が多い。

そこで、理屈上はタイの会社としながら、日本人が主導権を握るための施策や、実際にタイ人に乗っ取られた場合にどのような対応をすべきかの相談が求められる。

（２）具体的な相談例

資本金2,200万バーツの自動車部品製造会社。タイ以外では、シンガポールやインドネシアにも工場がある。もともと日本国内にも工場があったが、十数年前に東南アジアに進出した。その際に、外国企業に対する規制には様々なものがあり現在よりも相当厳しかったこと、また知り合いからタイの会社にするのを強く勧められたので、タイの人に株を持ってもらい、実際には日本人の取締役社長が運営してきた。

名義を貸した3人のうち、Aさんは会社の部長であり、年間約250万バーツの給与を支払っており、これとは別に株式の配当として年間約100万バーツを支払っているが、会社にはほとんど出てこない。Bさん（Aさんの妹）は、会社の課長であり、会社には毎日まじめに出てきている。年間約200万バーツの給与を支払っており、これとは別に株式の配当として年間約50万バーツを支払っている。Cさんは、会社の役職はなく、自分で農園を経営している。

最近になって、Bさんが会社を辞めたいと言い出した。社長は、東南アジア全体での会社組織及び企業結合の再編を考えており、Aさんから、いったん株式を取り戻したいとの意向がある。Aさんは、日本人の取締役社長の元愛人である。実際に相談を受けたこの事例は製造業の会社であったが、非製造業、特にサービス業の会社では、外国企業に対する規制が厳しいため、避けて通れない。

このように名義貸し（ノミニー）の問題は、進出させる企業の資本の過半数をタイ側に持たせる以上、避けて通れない問題である。そのため、一つ間違えれば、本件のような深刻な問題が生じることが多い。

（３）最近の状況

ただし、名義貸し（ノミニー）は、最近ではより洗練された形になってきており、日本の銀行やコンサル会社等がタイに設立した現地法人（したがってタイの会社）が行う場合が多い。

この場合、名義貸し（ノミニー）する側の目的は、名義貸し（ノミニー）の手数料（報酬）又は会社の利益の配当にあるから、金員を支払いさえすれば会社の方針に反対することは多くない。したがって、この問題は、比較的古くから進出した日本企業に生じることが多く、新たに進出する企業には解消されつつあるともいえる。

ただし、規制が強化される方向であることに変化はなく、特に外国人出資比率が登録資本金の40%以上の場合には、タイ側株主に過去6ヶ月間の銀行の預金通帳の記録提出が求められたりしている。

6 直面する問題④ ～会社の実際の運営～

予想される相談例

私の会社は、タイに進出し現地法人を設立しました。近い時期に株主総会が開催されるのですが、これを運営していくうえで問題となる点はありますか？

（1）問題の所在

タイでは、株式会社（有限責任会社）が企業の主たる形態である。株式会社に関する法の規定は、民商法典と会社法とに分かれる。タイでは、その会社が公開会社の場合には公開株式会社が適用され、非公開会社の場合には民商法典が適用される。公開株式会社法は、民商法典の特別法として位置づけられ、公開株式会社法に規定のない場合には民商法典に拠ることとなる。

会社法に関する規定の概要は、第1章第1節「7 会社法の概要」において説明した。

民商法典及び会社法における会社の規定は、日本の法律（会社法や会社法制定前の商法）と異なる規定をもつことがあり、日本で常識と考えられている会社の運営がタイでは通用しない。

（2）相談を受ける具体的な例

タイの会社法では、「代表」取締役の規定がない。そのため、会社の代表権限を有していることの証明をどのようにして行うのか、また手形や小切手を振り出す場合にタイのローカルな人材の署名だけに任せてしまってもよいか否かという問題を生じる。

また、株主総会における決議の方法が、日本とは異なる。タイでは、株主総会の決議の方法によって議決権の付与方法が異なるものとされ、原則として挙手によるが、挙手により決議が行われる前に2名以上の株主が投票による決議を要求した場合には、投票による決議が行われることになる（民商法典1190条）。また、挙手による決議が行われる場合には、（一株式一議決権ではなく）出席株主1名につき1議決権が与えられる（民商法典1182条）。

このように、タイの法律は日本のそれとは異なることがあるので、会社の運営上の問題の相談を受けるには、民商法典や会社法の規定を予め学習しておかねば相談に応じられない。

7 直面する問題⑤ ～BOIやIEATの承認手続と恩典手続～

予想される相談例

私の会社は製造業ですが、タイでは投資委員会（BOI）の承認手続をもらったり、工業団地省（IEAT）の推奨する工業団地に入ると税金の面で非常に大きな恩典を受けられると聞いているのですが？

（1）問題の所在

タイでは、外国企業の進出について、製造業においてはこれを積極的に奨励するのに対して、非製造業においては規制的・制約的である。

そこで、製造業においては、特にタイの法人としなくても投資奨励法に基づくタイ投資委員会（BOI）や、タイ工業団地公社（IEAT）の承認を得ることにより、特定の恩典を受けることがある。

そこで、BOIの承認を受ける手続や恩典を受ける手続について相談を受けることがある。

（2）投資奨励法の目的

投資奨励法（Investment Promotion Act）は、タイの産業振興を目的として、1977年に制定された（1991年及び2001年に改正）。新規事業を奨励し、条件を満たす投資について恩典を付与している。

恩典の主な内容は、税制上のものであるが、他に事業立ち上げの際の土地保有、外国人労働許可などの便宜供与も含まれている。対象は、外国企業のみならず国内企業も含まれているが、法人に限定されている。

投資の奨励には、別にタイ工業団地公社法（Industrial Estate Authority of Thailand Act）があり、公社が勧める工業団地への進出を促している。

（3）BOIによる奨励を受ける要件と優遇措置の内容

BOIの恩典を受けるためには、投資奨励法の別表に記載された要件を備える必要がある。その他の条件として課される条件の例としては、奨励証書に記載された製品、役務のみの提供を行うことなどがある。

BOIによる優遇措置の内容は、概ね、①税制面のものと②非税制面のものとに大別された。

① 税制面の優遇措置

- ・ 機械類に対する輸入関税の免除／軽減（投資奨励法第28条、29条）
- ・ 主要原材料に対する輸入関税の軽減（同第30条）
- ・ 研究開発目的で輸入される物資に対する輸入関税の免除（同第30条の1条）
- ・ 奨励されている業種から生じる利益及び利益配当に対する法人税の免除（同第31条、34条）
- ・ 奨励されている高度技術・イノベーション分野から生じる利益及び利益配当に対する法人税の免除（同第31条の1条）

- ・ 法人税の50%免除（同第35条(1)）
 - ・ 輸送費、電気代、水道代の二重軽減（同第35条(2)）
 - ・ 設備導入・建設費用の25%の追加軽減（同第35条(3)）
 - ・ 輸出製品製造目的で輸入する主要原材料に対する輸入関税の免除（同第36条）税務上の恩典
- ② 非税制面の優遇措置
- ・ 外国人に対する投資機会調査目的での入国の許可（同第24条）
 - ・ 投資が奨励されている業種に従事するための熟練労働者及び専門技術者の入国の許可（同第25条、26条）
 - ・ 土地所有の許可（同第27条）
 - ・ 外貨の海外送金の許可（同第37条）

(4) 小括

このように、投資奨励法に基づくBOIの制度は、外国からの投資を受ける中核的なものとなっているため、タイに進出し又は進出を希望する日本企業からも相談を受けることになる。

投資奨励制度は、今後も制度が変更になる可能性があり、常に実施要領を把握しておく必要がある。

8 直面する問題⑥ ～労務管理～

予想される相談例

タイでは、現地従業員を採用して雇用する場合に気をつけなければならない問題がありますか？労使慣行の違いといったものはあるのでしょうか？

(1) 問題の所在

タイでは労働組合の結成率が低い³⁶、日本企業においては、相当高い割合を占めている。しかし、労使間の問題は、必ず発生する。

その中で、従業員の賃金上昇の問題が顕在化している。2024年1月から適用される新たな最低賃金は、バンコクでは日額363バーツとなっている。労働需給の逼迫に最低賃金引き上げが重なり、賃金は大幅な上昇が続いている。

(2) 労務管理で相談を受けることの意義

タイの法律は日本のそれとは異なるが、労働法の考え方や原理原則は同じであるため、日本の弁護士や法律事務所でも相談に乗りやすい傾向がある。

実際、すでにタイに進出を果たしている日本の法律事務所の弁護士が、タイのフリーマガジンなどに記事として掲載されたり法律相談を受けているが、そこでは労務問題が

³⁶ タイのローカルな企業における労働組合の結成率が2%程度であるのに対し、日本企業における労働組合の結成率は約50%とのことである（バンコク週報）。

取り上げられることが多い。³⁷

また、労務問題を扱うことにより、企業法務全般に進出できるとの可能性もある。したがって、労務の問題は、今後日本の弁護士がタイに進出する場合に大きな可能性を秘めていると考えられる。

9 直面する問題⑦ ～行政手続～

予想される相談例

タイでは、過去にさかのぼって税金を払わされたり、関税の徴収基準が不明確であったりするというのを聞きますが、本当ですか？

(1) 問題の所在

タイでは、税関や税務の問題についての官僚の裁量が広く、その結果、賄賂などの温床となっているとの指摘がある。

(2) 不満の声

例えば、税関については、税関の担当官による不透明な運用が行われる場合が多い。関税分類番号（HSコード）の認定基準やロイヤルティー、ライセンス料がどの程度、関税評価額に含まれるのかなどに関して、担当官の裁量が広すぎるという不満の声が多く聞かれる。

進出企業にとってのリスクは事後調査であり、調査によりHSコードや関税評価額の間違いが指摘され、最大10年間に遡って罰金やサーチャージ（加算税及び延滞税）なども含めて追徴を課されるケースが多数発生しているとの報告がある。

また、税務においても同様の問題があり、すべてが税務署の担当官の判断により決まってしまうため、追徴課税のリスクを負ったまま営業しなければならない事態が生じる。報告者の聞き取り調査でも、税務や通関の担当官の裁量が広範な結果、恣意的な取扱いを受けたり、過去に遡って追徴課税を受けたとの不満の声が多く聞かれた。

(3) 対応策

行政官の裁量の幅が広いことは、賄賂が授受される原因の一つとなっており、問題の根は深い。ただ、タイにおいても、徐々にではあるが、民主主義及び法の支配の原理とこれに基づく適法性と適正性の観点が重視され始めており、これらの行政官との交渉を粘り強く行っていく必要があると思われる。

³⁷ フリーマガジン「A r a y z」の2014年8月号は、「タイの労働法務」を特集するものであり、ここでは、長島・大野・常松法律事務所及び千代田中央法律事務所の弁護士が記事に登場し、労務問題一般やタイにおける労働判例の解説を行っている。

10 直面する問題⑧ ～タイ国内での日本企業どうしの取引～

予想される相談例

私の会社は、ある自動車会社の子会社でタイに進出しています。ところが、タイ国内では、日本と異なり、系列の枠を超えて別の系列の子会社とも取引することが多くなりました。このような場合に、何か気をつけなければならないことはありますか？

(1) 問題の所在

タイへの直接投資について、JETROが2013年に行った調査によれば、「投資環境上のメリット」に関わる選択項目として、①市場規模・成長性、②安定した政治・社会情勢、③駐在員の生活環境が優れていることなどが上位を占めた。³⁸

第⑥番目の項目として「取引先（納入先）企業の集積」があり、第⑩番目の項目として「裾野産業の集積（現地調達容易）」がある。タイは、これらの項目においてトップの地位を占めており、タイに進出している日系企業がメリットを感じている点が注目される。タイの進出日系企業は、4,500社から5,000社とみられ、ASEANでは随一の企業集積を誇る。³⁹ タイでは、日系自動車、家電メーカーの生産の拡大に合わせ、部品メーカーの進出が進み、そうした分品調達環境の改善から、メーカーが更に生産を拡大するという形で、「集積が集積を呼ぶ」好循環により産業集積が形成されてきた。上記調査によれば、タイでの現地調達率は53.7%であり、タイに続くマレーシアの42.3%を大きく引き離している。

特に自動車産業は、「アジアのデトロイト」と呼ばれ、世界的な産業集積地になっている。2013年の生産台数は、国内販売が低迷したものの輸出が穴埋めし、前年比0.1%増の245万7,086台と過去最高を更新している。

こうした機械製品の生産により、膨大な部品・原材料・設備・関連サービスなどの需要が発生している。部品や素材メーカーの立場からみれば、取引先が豊富にあり、ビジネス機会が大きいということになる。特に中小企業の場合、取引先は日系企業どうしであることが多く、日系企業の多いタイはそれだけチャンスが多いという見方ができる。JETROによる日系企業の調査でも、タイの投資環境上のメリットとして（複数回答可）、「市場規模・成長性」（64.7%）、「駐在員の生活環境が優れている」（56.3%）に次いで、「取引先（納入先）企業の集積」（45.6%）が挙げられている。

(2) タイ国内での日系企業間の取引

こうした裾野産業を形成する中小企業は、当初、いわゆる「系列」の親会社である大企業から急かされて進出してきたものが多かった。しかし、最近ではタイ国内でのこうした「系列」の箍が外れ、中小企業どうしでの取引が活発になっていることが、各種調

³⁸ JETROが、2013年10～11月に進出日系企業を対象に実施したアンケート調査「在アジア・オセアニア日系企業実態調査」（2013年度）

³⁹ JETROが、2013年8月にタイ商務省に確認したところ、タイには日系企業7,739社が登録されている。

査で明らかになっている。

例えば、これまでA社の自動車の部品を製造していた会社が、B社の自動車の部品を製造する会社と組んで新たな取引関係を創出するという事態となっている。そして、こうした関係は、タイ国内の会社どうしやタイ国内の会社と日本の会社のみならず、タイ国内の会社と第三国の会社との間にも生じる。

こうした状況において、特に日本企業どうしやタイ国内の日本企業と日本に所在する会社の取引がなされる場合、契約書さえ作成されず、INVOICEとともに製品や商品の納入により契約の成立とみなすことが、現在でも多いとのことである。

そのため、渉外取引の原則に立ち返り、少なくとも①使用言語、②準拠法、③合意管轄だけでも合意しておくようにアドバイスすることが考えられる。③合意管轄として、タイ内外の商事仲裁機関におくことにより、タイ国内の裁判所では訴訟活動に従事できない日本人の弁護士にも代理人となる機会が与えられることになる。

タイでは、司法省の管轄の下に仲裁機関が設置され、国際貿易、国際投資、知的財産権、建設契約等の紛争解決の場となっている。仲裁人として、経験ある弁護士や専門家が指名され、必ずしもタイ語を使用する必要はない。タイは、仲裁判断の執行に関するニューヨーク条約に加盟しており、条約に基づいて仲裁判断を外国で執行することが可能である。

タイの仲裁制度については、第1章第3節「3 タイの仲裁制度」の項目で説明した。

第2節 在留邦人が直面する法的問題の実態及びこれに対する対応の在り方

1 はじめに

タイの在留邦人が問題となる件は、概ね家族法の適用が問題となるケースである。そこで、ここでは、

- ① 日本人がタイ人と離婚するケース
 - ② 日本人どうしがタイ国内で離婚するケース
- の二つの事例を取り上げて考察する。

2 直面する問題⑨ ～タイ人との離婚～

予想される相談例

私は、日系企業の駐在員ですが、現地の飲食店の女性と結婚しています。しかし、離婚したいと思うようになりました。どのような点に注意したらよいですか？

(1) 事例

30代の日本人男性は、日系企業の駐在員としてバンコクに赴任してきた。飲食店に勤める女性と親しくなり、結婚することになった。その後、二人の間に、女の子が生まれた。ところが、妻が怠惰な生活を送っており、そのことを夫が注意したところ、妻は子どもを連れて出て行き、その後、別居生活が始まった。

(2) 事態の推移

夫は、代理人を立て、タイの家庭裁判所に離婚調停の申立てを行った。申立ての内容は、①離婚すること、②親権者を父である申立人とするものである。

妻も代理人を立てて反論した。妻は、①離婚することは認めながら、②親権者は母にすべきであるとし、さらに③養育費の支払を求めるとともに、④財産分与を求めた。妻の代理人は、③養育費について、月額3万バーツを要求し、④財産分与については夫名義で所有するコンドミニアムの半分の価値に相当する金員の支払を求めた。妻の代理人によれば、夫の資産は総額で1,500バーツ（日本円で約5,000万円）あるという。

このケースでは、妻は、一定額以上の金員の支払を受けるために、あえて欲しくもない親権を求めているように見える。タイでは、原則として外国人の不動産所有は認められていないが、コンドミニウムについては例外的に外国人も所有できる。夫によれば、結婚する以前に約500万バーツで購入したものであり、それは財産分与の対象とはならない財産であるとのことである。

(3) 家庭裁判所の手続の実際

報告者は、上記の事例につき、当事者（夫）の了承を得た上で、当事者（夫）及びその代理人（弁護士）とともに家庭裁判所に出頭し、手続の推移を見学した。

法廷は、日本の法廷と同じくらいの大きさであるが、傍聴席の部分がなく単にイスを置いているだけの状況で、出頭した関係者が次々に座る。指定された時刻になると、代理人は、その日までに用意してきた書面を持参して裁判官の前に出る。裁判官は、双方の代理人から書面の趣旨を聞きとりし、その要旨を書記に伝える。

裁判官からは、双方の代理人に対していくつかの質問を行い、その結果を要約し、また書記官に伝える。書記官は、伝えられた内容について、その日の期日調書らしきものを作成してタイプする。タイプされた内容は、その場でプリントアウトされ、裁判官の前で内容が確認され、双方の代理人が署名を行う。

第1回期日であったこの日は、次回期日までの宿題が課され、また期日間での交渉内容が確認された。

このように、タイでは、離婚も訴訟形式で開始になるが、その実態は期日間の交渉を促すものであり、事実上の調停に近いものとなっている。

(4) 日本の法曹有資格者の対応のあり方

タイでは、日本の法曹有資格者（弁護士）が法廷で活動を行うことはできない。そのため、日本人への支援としては、アドバイスが中心になる。

今回の裁判で印象に残ったのは、日本人の夫が、「妻は一日中、遊んでばかりでいて働かないから、財産分与や子どもの養育費を受け取る権利はない」と声高く主張していたことである。そのため、妻の怠惰な性格を根拠として夫婦の共有財産の分配や養育費の支払を拒絶することができないことを説明する必要があった。

タイでは、在留邦人が「タイだから、こうした事実が発生する」といった誤解を持つ場合が少なくない。今回の事例においても、同じことは日本でも生じ得ることを説明しタイ固有の問題ではないことを理解してもらうことで、早期の解決が促進される。

他方、タイでは離婚の際の親権について、「男児は母親に、女児は父親に」との慣行があるとされている。これは、母親が若くして離婚して女児の親権者となった場合、再婚相手又は新しいパートナーが、女児に対して性的迫害を加える可能性があることを考慮したものとされる。日本人とタイ人の夫婦においても、それがタイにおける調停である以上は、この慣行が実現される可能性が高い。

日本の法曹有資格者（弁護士）としては、個別の問題の中で、それが普遍的な問題であるのか、現地におけるローカルルールであるのかを見据えた上で、依頼者の利益に沿った適切な助言を行うことが求められている。

3 直面する問題⑩ ～日本人どうしのタイでの離婚～

予想される相談例

私は、日本国内で結婚しましたが、夫も同じ会社で働いています。初めは上海に赴任になり夫婦で転居しましたが、この時に不仲になりました。その後夫婦ともにバンコクに転勤になりました。私は、会社を辞めましたが、バンコク市内で働いています。離婚する場合に、どのような点に気をつければよいですか？

(1) 事例

日本人どうしの30代の夫婦の事例。日本国内で社内結婚した後、上海に夫婦で転勤になったが、この時に不仲になった。そのため、妻は、上海で離婚調停の申立てを行った。

しかし、上海の家庭裁判所は、夫婦の離婚事件を扱う権限がないと判断した。その後、夫婦はバンコクに転勤になった。妻は、会社を辞め、バンコク市内にある別の日系企業で働いている。夫は、バンコク市内にコンドミニアムを購入し、子ども2人と暮らしている。妻は、夫から暴力を受けたため、同居できなくなり、別居を始めた。

その後、子どもは、日本国内の夫の実家に呼ばれて帰って行った。なお、夫婦ともに外国生活が長くなったため、日本の住民票は除籍している。

(2) 問題点

この事例では、

- ① 離婚するか否か
 - ② 未成年者の親権者
 - ③ 慰謝料及び財産分与
 - ④ 子どもに対する養育費
 - ⑤ 特に親権を得られなかった者の子どもとの面会交流
- という離婚に関するすべての論点が登場する。

協議離婚の交渉において、夫は、②親権が自分のものであることを主張し、③別居後の妻の不貞行為を根拠に慰謝料請求を主張しているため、難航している。

このため、離婚調停をせざるを得ないが、問題は、これを日本国内で行うか、タイ（バンコク市）で行うかである。日本で行い得る可能性はあるが、仮に妻が調停を起こしたとしても、夫はバンコク市内で居住しているため、調停期日に出頭してくる可能性は低い。

そのため、タイ（バンコク市）において離婚調停の準備を行っている。

(3) 日本の法曹有資格者の対応のあり方

タイでは、日本の法曹有資格者（弁護士）が、法廷に立つことはできない。そのため、仮にタイで裁判手続（調停を含む）を行うためには、信頼できるタイ人弁護士を依頼し、そのサポート役に徹することになる。

ここでも、依頼者の利益を最優先に考え、タイ人の弁護士と相談しながら、妥当な解決を図っていくことが必要になろう。

第3章 日本の法曹有資格者がタイで提供できる法的支援の在り方

第1節 日本の法曹有資格者がタイで提供できる法的支援の在り方（タイの外弁規制等、日本の法曹有資格者の活動環境を含む。）

1 序論

日本の法曹有資格者（弁護士）が行う業務は、サービス業に分類される。

その結果、タイで日本の弁護士が弁護士活動を行う場合、①外国人事業法による規制があり、さらに②外国人就労法に基づく労働許可証（ワークパーミット）の観点からも規制がなされている。

その結果、外国人である日本の法曹有資格者の活動は、おおむねコンサルタント業務を中心とする活動に限られる。

2 外国人事業法

外国人事業法については、第1章第2節「3 外国人事業法及び外国人就労法による規制」の項目で説明したが、ここでは法律サービスとの関係で外弁規制の観点から説明する。

（1）目的

外国人事業法は、はじめは軍事政権下の1972年に、外国人の営む事業を規制する目的で制定された。その後、外国の資本・技術の導入を促進すべく1999年に抜本的に改正され、2000年3月から施行された。

（2）「外国人」に対する規制

外国人事業法は、業種を3種43業種に分け、それらの業種に対する「外国人」の参入を規制している。その内容は、第1章第2節「3 外国人事業法及び外国人就労法による規制」の項目で説明したとおりである。

その結果、①個人としての外国人、②法人でタイで登記されていないもの、③外国法人が50%以上出資する会社については、規制されている。

（3）規制業種3種

規制業種3種は、第1種、第2種、第3種の3つのグループに分けられており、第3種は、「外国人」との競争力がまだついていない業種で、外国人事業委員会の承認を受け事業開発局の局長より認可を受けるか、投資委員会の奨励を受けた場合にのみ、「外国人」でも事業を行うことができるとされている。

この第3種には、次のものがある。⁴⁰

- 精米、米及び穀物からの製粉
- 養魚
- 植林
- 合板、ベニヤ板、チップボード、ハードボードの製造

⁴⁰ この項目の整理及び翻訳については、「タイの投資・M&A・会社法・会計税務・労務」久野康成公認会計士事務所ほか著（TCG出版）を参考にした。

- 石炭の製造
- 会計事務所
- 法律事務所
- 建築事務所
- 技術事務所
- 建設（以下を除く）
 - ・ 外国人の最低資本金額が5億バーツ以上で、特別の機器、機械、技術、専門性を要するもので、公共施設又は通信運輸に関する国民に基礎的なサービスを提供する建設業
 - ・ 省令で定めるその他の建設業
- 仲介業・代理用（以下を除く）
 - ・ 証券売買仲介・代理業。農産物又は金融証券の先物取引
 - ・ 同一企業内における製造に必要な売買・商品発掘の仲介・代理又は製造に必要なサービス・技術サービス
 - ・ 外国人の最低資本金額が1億バーツでタイ国内で製造されたか外国から輸入された製品を売買するための仲介又は代理業、国内・国外の市場開拓、販売業
 - ・ 省令で定めるその他の仲介、代理業
- 競売業（以下を除く）
 - ・ タイの美術・工芸・遺物でタイ国内の歴史的価値のある古物・古美術品又は美術品の国際的入札による競売
 - ・ 省令で定めるその他の競売
- 法律で禁止されていない地場農産物の国内取引
- 最低資本金が1億バーツ未満又は1店舗当たりの最低資本金が2,000万バーツ未満の全種類の小売業
- 1店舗当たりの最低資本金額が1億バーツ未満の全商品の卸売業
- 広告業
- ホテル業
- 観光業
- 飲食店
- 種苗・育種業
- その他のサービス業（省令で定める業種を除く）

（4）外国の弁護士に対する規制

上記のとおり、法律事務所は、第3種の規制業種として掲げられている。

そのため、日本の弁護士又は日本の法律事務所が日本の「法律事務所」として活動することは、この法律の適用により、行うことができないことになる。

そこで、日本の弁護士が、弁護士又は法律事務所として活動するためには、タイ人が経営する法律事務所で稼働するか、又はタイ人と共同して設立した法律事務所の過半数の資本をタイ人のものとし、その結果タイの法人となった法律事務所として活動することが必要となる。

3 外国人就労法とワークパーミット

外国人就労法については、第2章第1節「4 直面する問題② ～ビザ及びワークパーミット～」の項目で説明したが、ここでは法律サービスと外弁規制の観点から説明を行う。

(1) ワークパーミットの取得

日本人がタイで就労する場合、ビザとともに労働許可証（ワークパーミット）を取得する必要がある。ビザは、外国人としてタイに滞在するために必要な許可証で入国管理局が所管するが、ワークパーミットは、外国人としてタイで就労するために必要な許可証で労働省の所管である。

ノンイミгранト・ビジネスビザでタイに滞在することを許可された外国人は、投資奨励法又はその他の法令に基づき、関係当局部署が許可する期間に限り、労働許可を取得できる。最長期間は、2年。一時滞在で、特に期限が定められていない許可を受けた外国人に対しては、労働許可の発行日から30日が許可期間となる。

(2) 外国人就労法⁴¹

外国人は、ワークパーミットの取得に関し、39業種については、外国人就労法及びこれに基づくワークパーミットの制度により、その地域を問わず就労することが禁止されている。⁴²

その具体的な業種は、第2章第1節「4 直面する問題② ～ビザ及びワークパーミット～」の(6)に掲げたとおりである。

その(39)項に、

(39) 法律、訴訟に関する業務

この項目があり、その結果、外国人は、この業種についてワークパーミットを取得することができない。したがって、日本の法曹有資格者もまた、ワークパーミットを取得することができず、「法律、訴訟に関する業務」に従事することはできない。

(3) 外国の弁護士に対する規制

外国人は、ワークパーミットなしで働くことができず、上記の39種類の業種については、就労が禁止される結果、ワークパーミットを取得することができない。その(39)項に「法律、訴訟に関する業務」が規定されている。

⁴¹ 外国人就労法は、「外国人就労法」と訳されたり、その機能に着目して「外国人職業規制法」と訳されたりする。

⁴² 1979年外国人就業禁止職業規定勅令に規定されている。

そこで外国人弁護士が、タイ国内において「法律・訴訟に関する業務」を行おうとしても、外国人就労法が外国人の就労を禁止しているため行うことができない。よって、日本人弁護士又は日本の法律事務所は、タイ国内において、法律、訴訟に関する業務を行うことができない。

他の項目で述べるとおり、弁護士資格を有しない者でも、事実上、法律に関するコンサルタントを行っていることとの関係で、外国人である日本の法曹有資格者もまた、法律に関するコンサルタント業務のみが行えるというのが実情となっている。

第2節 日本の法曹有資格者による法的支援に対するニーズの質及び量

1 日本の弁護士の活動領域とその可能性

(1) 日本の法律事務所

現実には、以下の法律事務所が、タイ国内に事務所（又はオフィス）を持っていることを、ホームページなどで宣伝している。

- ① アンダーソン・毛利・友常法律事務所⁴³
- ② 西村あさひ法律事務所⁴⁴
- ③ 長島・大野・常松法律事務所⁴⁵
- ④ 森・濱田松本法律事務所⁴⁶
- ⑤ TMI 総合法律事務所
- ⑥ GVA 法律事務所
- ⑦ TNY 国際法律事務所

④は、現地法律事務所である旧チャンドラー・アンド・トンエック法律事務所を買収し、2017年1月よりChandler MHM Limitedとして営業を行っている。また、②も現地法律事務所であるSCL Law Groupを買収及び経営統合し、「SCL Nishimura」としてタイ拠点を運営されることが2019年10月に公表されていた。今後も、こうした流れは続くものと思われる。

また、日本で司法修習を終了した後、タイで法学の修士を取得した弁護士が、日本国内でタイの法律相談を受けている。⁴⁷

(2) 活動できる根拠と限界

タイにおける外国の法律事務所の活動が、まず、①外国人事業法により規制されているにもかかわらず、これら日本の法律事務所が現実に活動できるのは、いずれの法律事務所も、タイ国内の弁護士らと共同経営を行い、又は過半数の資本をタイ人又はタイの法人が拠出しているからである。

⁴³ <https://www.amt-law.com/services/practices/international-practice/thailand>

⁴⁴ <https://www.nishimura.com/ja/global-coverage/bangkok>

⁴⁵ <https://www.noandt.com/practices/thailand/>

⁴⁶ <https://www.mhmjapan.com/ja/offices/bangkok.html>

⁴⁷ 西澤総合法律事務所 <https://nishizawa-law.com/lawyer.html>

さらに、法律関連の業務のうち、外国人弁護士がなし得るのは、②外国人就労法及びこれに基づくワークパーミットの制度により、法律相談又はコンサルタント業務に限定される。

そのため、日本の弁護士がタイに進出してなし得るのは、法律相談を中心としたコンサルタント業務である。

(3) コンサルタント業務を中心とした相談内容

日本の弁護士が行い得る業務がコンサルタント業務に限定されるとしても、上述したとおり、以下のような業務について相談を受け、又はコンサルタント業務として行うことが可能であることを指摘した。

- ① タイへの進出形式の選択
- ② タイ投資委員会（BOI）の承認を得る手続
- ③ 会社の運営方法（株主総会の運営等）
- ④ 現地従業員の採用と労務管理
- ⑤ 税務対策
- ⑥ 名義貸しをめぐるトラブル
- ⑦ ビザやワークパーミットの問題

さらに、⑧現地法人の買収やM&A、⑨現地にある日本企業どうしの契約書の作成やチェックなどの業務が考えられる。

2 コンプライアンスの問題

(1) コンプライアンスが実現していない現実

タイでは、担当官僚が有する裁量の幅が広いなどの問題から、行政手続（関税手続も含む）などにおいてコンプライアンスが実現していない現実がある。具体的には、制度的に行政官の裁量の幅が広いために賄賂の授受が横行している。

そのため、コンサルタント業を行う弁護士に対する評価の仕方も、日本の場合とは異なる。

例えば、A弁護士は、大変まじめで優秀であり、顧客との関係でも誠実であるため、依頼された案件を進めるにおいても、手続一つ一つについて依頼者に意思確認を行った上で委任状の交付を受ける。A弁護士に仕事を依頼した場合、支払う報酬は安いが委任事務の完了まで時間がかかる。一方、B弁護士は、大雑把なところがあり、顧客に会うのも最初の一度限りであるが、後は全部引き受けたとって仕事を開始し、そのプロセスは不明であるが仕事を早く完了してくれる。その代わり、報酬は高い。

B弁護士の報酬が高額であるのは、公務員等に対する「アンダーテーブル」（賄賂）が含まれているからである。この2人の弁護士のうち、現実には、B弁護士の方が圧倒的に人気がある。多くの日系企業では、このような弁護士を望んでいることが、インフォーマルな聞き取り調査の中で明らかになっている。

(2) コンプライアンスを求める声

東南アジア諸国連合（ASEAN）域内では、贈収賄は「business as usual」であるとの声も聞かれる。米国では、タイ国内での贈収賄に対しても贈収賄防止法（ECPA）といった国内法令が域外適用されるが、（タイのような）米国と関係のない取引でも訴追することは筋が通らないとする説もある。

しかし他方で、世界的に汚職撲滅のために活動するNGOなどは、汚職が結果的に国民の貧困を助長するとの考えを行動原理に活動している。

日本の国内法で日本企業による国外での汚職を取り締まるものとして、外国公務員への贈賄を禁じた不正競争防止法第18条がある。⁴⁸ しかし、この法律は、施行された1999年以来、きわめて限られた適用例しかない。2008年には、経済産業省が外国公務員贈賄防止条約を管轄するOECDに呼びつけられ、積極適用を求められた。

トランスペアレンシー・インターナショナル（Transparency International）⁴⁹ によれば、同条約の執行状況で、日本を、当時の締結国39ヶ国中、4ランク中の最低のランクとした。こうした状況の中で、日本の弁護士がタイに進出した場合、どのようなスタンスをもって対処していくべきかは、大きな問題と考えられる。

2018年7月22日、1999年汚職防止法に代わって、2018年汚職防止法が施行された。

2018年汚職防止法は、自然人及び法人の双方について贈賄に係る刑事責任を課している1999年汚職防止法の考え方を維持し、1999年汚職防止法の下で国家汚職防止委員会が2017年に公表した、贈賄行為に係る法人の責任を軽減するために実施すべき適切とみなされる内部統制に関する基本指針も、2018年汚職防止法の下でも、引き続き有効とされている。

2018年汚職防止法は、1999年汚職防止法の贈収賄罪と同じ罰則（受給した給付の額以上その二倍以下の罰金）を維持し、1999年汚職防止法と同様に、法人に対し、基本的な内部統制についてのガイドラインが整備されたことを証明することにより責任を軽減することを認めている。

2018年汚職防止法に定められた主な改正点は、以下のとおりである。

- ① 贈賄罪の対象となる者の定義が広がり、タイ国外で設立され、タイで事業を営む外国法人も含まれるようになった（第176条3項）。
- ② 法人については、「関係者」（法人の代理人、使用人、子会社及びこれらの法人等のために又はこれらの法人等のために行為する者を含む。）を通じて賄賂が供与されたときにも、処罰の対象となる（第176条4項）。
- ③ 2018年汚職防止法に基づく犯罪の捜査手続においては、汚職防止委員会は、国際的

⁴⁸ 不正競争防止法第18条第1項は、「何人も、外国公務員等に対し、国際的な商取引に関して営業上の不正の利益を図るために、その外国公務員等に、その職務に関する行為をさせ若しくはさせないこと、又はその地位を利用して他の外国公務員等にその職務に関する行為をさせ若しくはさせないようにあつせんをさせることを目的として、金銭その他の利益を供与し、又はその申込みを若しくは約束をしてはならない。」と規定している。

⁴⁹ <https://www.transparency.org/en/>

な協力を要求することができ、NACCは、タイにおける賄賂の供与者及び受領者の双方に対する刑事事件の捜査を促進するため、外国の捜査機関と協力して証拠を取得することができる（第138条）。

贈賄罪に関する捜査は、しばしば国境を越え、多くの国や規制当局が関与する必要があり、このような状況において、汚職防止委員会は外国の捜査機関と協力して証拠を入手し、タイの贈賄者や収賄者に対する司法手続を起こす手助けを得ることができる。

④ 汚職防止委員会の調査費用を援助し、情報提供者に報奨金ベースのインセンティブを提供し、タイにおける腐敗防止の意識を高めるため、国家汚職防止基金を設立した（第162条）。

⑤ 汚職防止委員会のメンバー、独立機関の役職にある者、又は汚職防止委員会が指定するその他の公務員は、当該公務員が直接、間接に役員として関与している国家又は国営企業を相手とする契約の当事者となっており、またそれらから報酬を受け取っている民間の会社の株式を保有することは認められていない。ただし、汚職防止委員会が規定する額を超えない株式の額を有することは許容されている。この例外は、1999年汚職防止法にはなかった2018年汚職防止法によって新たに導入されたものである。

（3）日本の弁護士との競争相手

このように、日本人弁護士が、タイ国内においてなし得る業務が、コンサルタント業務を中心とするものに限定される以上、次の者が競争者となることが考えられる。

- ・ タイ人の弁護士
- ・ タイ以外の外国（例、米国）の弁護士
- ・ タイの税理士・会計士
- ・ タイ以外の外国（例、米国）の税理士・会計士
- ・ 日本人の税理士・会計士
- ・ タイのコンサルタント会社
- ・ タイ以外の外国（例、米国）のコンサルタント会社
- ・ 日本のコンサルタント会社

特に相談の内容が、タイ投資委員会への申請など政府機関とのやり取りが必要となり、また税務や関税の問題に及ぶことが多いので、従来の典型的な弁護士のように裁判所で仕事のみを念頭に置いた法律家として活動をするだけでは足りない。タイ国内法の法令に精通した上、税務や会計制度に対する理解も深めなければならない。

（4）期待される新たな領域

外国人弁護士としての日本人弁護士の業務が、①外国人事業法及び②外国人就労法及びこれに基づくワークパーミットの制度により、コンサルタント業務に限定され、訴訟活動を行えないことは上述のとおりである。

他方、タイ国内には、自動車産業や電気電子機器産業が高度に集積しており、こうした企業間での取引交渉や契約が実行されている。また、サービス業についてもタイへ進

出し、その業務を拡大する傾向にある。このような業務過程において日本人弁護士が活躍できる余地が残されている。

第4章 その他タイの実情に鑑み特筆すべき事項や調査受託者 において特に力点を置いて実践した事項

第1節 日本の諸機関との連携の可能性

1 日本大使館及び領事館

(1) 日本大使館及び領事館の役割⁵⁰

在タイの日本大使館は、バンコク市内のルムピニー公園の東側、ウィッタユ通り(Witthayu Rd.) 沿いにある。大使館の中に領事部があり、タイにおける在留日本人に対する各種行政サービスを提供し、トラブル等が発生した際の邦人援護を行っている。

また、タイ人他外国人に対する査証(ビザ)の発給業務を行っている。最近では、タイ人に対して査証(ビザ)を発給する条件が緩和されたことなどから、タイ人の日本への観光客が急増している。

なお、タイ国内では、チェンマイにも領事館がある。

領事部の活動内容は、ホームページに分かりやすく記載されている。⁵¹

「領事関連情報」のコーナーには、在留届や旅券関係のほか、在外選挙関係や海外子女教育支援のコーナーまである。邦人援護関係では、緊急時の連絡先やタイ国内で日本国籍を持つ者が死亡した場合の手続についての案内もある。

また、タイは、子の奪取に関する「ハーグ条約」⁵²を締結しているため、「子の親権関係」として、この条約について説明するリーフレットが置かれており、そこを訪れる在留邦人に情報を提供している。

「日本企業支援」のコーナーでは、日本企業支援の取り組みを行っている関係諸機関が、連絡先とともに掲載されている。

(2) 連携の可能性

まず、在留邦人がタイ国内で何らかの被害に遭い、又は被疑者・被告人として身柄を拘束され、又は刑事裁判になった場合には、領事部の仕事の領域であるが、タイ人の弁護士が就くことになる。外国人弁護士は、訴訟活動ができない。⁵³そこで、仮に日本人が逮捕された場合でも、日本人弁護士は、弁護活動を行うことはできない。

次に、経済活動について、日本企業の進出や活動を領事部と日本の弁護士が連携できないだろうか。

ヒヤリング調査によれば、現在のところ、領事部がタイの在留邦人から相談を受け、それが法律問題で、かつ専門家の判断が必要と考えた場合には、JETROの窓口を紹介するとのことである。さらに、紹介先のJETROが、専門家による相談が必要と判断した場合、複数の法律事務所やコンサルティング会社を紹介しているとのことである。したがって、現在のところ、領事部を通じて日本の弁護士が仕事を請ける機会はない。

⁵⁰ 住所は、バンコク都パトゥムワン区ルンピニ町ウィタユ路177番。

⁵¹ https://www.th.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

⁵² 日本語での正式名称は、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」。

⁵³ 1979年外国人就労禁止職業禁止規定勅令の末尾のリストに39項目が規定されており、(39)項に、「法律又は訴訟におけるサービス」と規定されている。

では、今後、領事部と連携して日本の弁護士が活動を行うことができるであろうか。領事館の目的は、邦人保護にある。しかし、そのホームページ上で自ら規定するように、「公務員としての公平性・中立性」を害しない範囲で日本企業に対する協力とこのことであれば、日本企業にとって、親身になって相談に乗ってもらえるとの印象は持ち得ない。

そもそも在留邦人は、自らの行為について違法性が疑われる場合には、領事館に相談することをためらう傾向がある。例えば、タイでは業務を円滑に進めるため、リベートや賄賂を受け渡しすることが事実上行われている。しかし、日本企業の担当者は、日本国内で違法なものとして禁止された行為について、タイでも違法とされる可能性があることは十分に認識している。むしろ日本企業の担当者は、タイ国内でも日本と同様にコンプライアンスを堅持した経済活動を行うのか、それとも違法の可能性はあるがタイでは常識的に許された活動を行うことがよいのか、また、違法・適法の限界は何かという判断に悩んでいる。そのため、自らの法律相談の過程で違法な行為が発見される可能性のある法律相談をはたして領事館で受けるかについては、疑問が残る。

また、例えば、最近ではタイ国内の医療機関において代理母制度を利用して子どもを持つ夫婦らが日本からタイを訪れている。代理母制度そのものが日本国内ではデリケートな問題として正面から扱う医師がいないため、タイを訪れて代理母制度を利用している。この場合、生まれた子どもは、母子関係は分娩の事実により認められるため、（仮に卵子提供者が妻であったとしても）日本人夫と出産したタイ人女性との間の子どもとして届け出られ、その後子どもを連れて帰国する。このとき、出生届を領事部に提出することになるが、一般には代理母制度を使ったことは秘密にされたままである。このように、領事部に対しては、違法かもしれない自身の行為を相談しづらいという傾向がある。

政府は日本企業の海外進出を支援するため、複数の国において、大使館など在外公館へのアドバイザー業務を弁護士に委託している。タイでも過去には、外務省からの委託を受けた弁護士が、月に一度程度の割合で法律相談に応じており、バンコクの大統領館においても実施されていた。投資や労働に関する法制度や法令運用の実情を調査し、企業への情報提供や現地政府への状況改善の働きかけに役立てることを目的としていた。こうした試みが成功するためには、担当する弁護士が現地の法制度（タイの場合には、ビザやワークパーミットのほかB O I制度やI E A T制度）や税務・会計制度に精通するとともに、現地の弁護士との協働体制をとり得るようにすることが必須の前提条件になる。

また、大使館や領事部の方針として、あくまでアドバイザーの機会を提供するものであって、日本の弁護士が受けた相談内容は当然に守秘義務の対象とし、しかもこのように活動することが大使館又は領事部の役割とは異なることを明確にしなければならない。このように考えるとすれば、大使館又は領事館は、日本法人又は在留邦人が日本

の弁護士と相談できる機会を設定すれば十分であると考えられる。

2 盤谷日本人商工会議所（JCC）⁵⁴

（1）商工会議所の役割

JCCの目的は、①日タイ両国の商工業及び経済全体の促進、②会員相互の親睦、③会員の商活動発展のための援助及び便宜供与、④仏暦2509年商工会議所法に基づき会議所として行うことである。⁵⁵

JCCによれば、JCCに登録している企業は、2023年4月現在、1,651社であるとのことである。従前は製造業と非製造業との割合がほぼ半数ずつであったが、現在は非製造業の会社が製造業の会社を上回っている。

JCCには、全部で16の部会があり、会員企業の業務の種類により部会に所属する。部会では、交流会や見学会、講演会等を開催し、同じ業種や関係する業種の会員と相互の交流を深め、経営に役立つ情報などを提供している。毎月、発行される雑誌上で経済統計を掲載しているほか、2年に一度の割合で、「タイ国経済概況」を発行し、詳細な経済指標を提供している。⁵⁶

JCCは、各種委員会を運営している。各委員会の目的として、会員企業のためのビジネスサポートや、在タイ日系企業としてタイ社会との連携協力を行っている。

この委員会の一つに法制委員会がある。法制委員会は、タイ国内の工業団地を巡回し日本企業の法律相談会を催しているとのことである。アマタナコーン工業団地に実際に赴き、ヒヤリング調査したところによれば、工業団地又はその経営会社が依頼しているというわけではなく、日本企業とJCCとが直接やりとりしているとのことである。

また、JCCは、日本からタイに対する直接投資や、タイ国内における日本企業の活動について、タイ政府と交渉し、実質的に日本国政府の代理として通商交渉を行ってきた。

（2）連携の可能性

JCCが行う法律相談は、一般に会員向けのものに限られており、かつ会員は法人に限られているため、JCCに加盟していない法人や個人企業を対象としたリーガルサービスを届けにくい環境にある。

また、企業からの相談を受け付けるため、取引法の問題が中心となり、家族法の問題にまでは手が届きにくい。また、例えば、相談の内容が相談者の雇用先との労働問題の場合、雇用先自身がJCCの会員であることから法律相談には来ないと思われる。仮に相談があったとしても相談を受ける日本の弁護士に利益相反の問題を生じる。

⁵⁴ バンコク市ワイヤレス路87/2所在。

⁵⁵ 盤谷日本人商工会議所定款第3条。 <https://www.jcc.or.th/ruleplan/>

⁵⁶ 最新の「タイ国経済概況」は2023年に発行された2022/2023年版である。 <https://www.jcc.or.th/activity/detail/103>

したがって、JCCと連携して日本の弁護士がリーガルサービスを提供する場合、JCCだけの活動ではなく、領事部や日本人会における業務と合わせて実施して行くべきと考える。

3 国際協力機構（JICA）タイ事務所

（1）役割

JICAは、国際協力事業団の業務を引き継ぎ、政府ベースの技術協力等を実施する機関として、独立行政法人国際協力機構法に基づき、2003年（平成15年）10月に設立された。

その目的は、開発途上地域に対する技術協力の実施、無償資金協力の実施の促進、開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務等を行い、これらの地域等の経済及び社会の発展又は復興に寄与し、国際協力の促進に資することにある。

JICAは、タイについて、すでに開発途上国の域を脱し、中進国になっているものの、産業競争力の強化、高齢化対策、環境・気候変動対策及び周辺国とのコネクティビティ強化といった課題を有するとする。そしてタイに対する協力重点分野は、①持続的な経済の発展と成熟する社会への対応、②ASEAN域内共通課題への対応、③ASEAN域外諸国への第三国支援の3つであるとする。

また、2011年に発生した大洪水被害への対策を引き続き行うほか、競争力強化に向けたインフラ整備、気候変動への対策や地方での環境分野における取り組み、地方の中傷企業支援、高齢者への介護サービスの改善等、中進国となったタイが抱える課題に対する協力を実施しているとする。⁵⁷

現地事務所でのヒヤリング調査によると、タイはすでに発展途上国ではなくなったが、第三国支援の拠点として今後も存続させていくとのことである。そのことにより、日本国内で失われた技術（例えば、畑地での稲作）を継承させるとの意味が認められる。今後の活動は、上記の協力重点分野の指摘と合致しており、①日本とのナレッジ・シェアリング、②ASEANの連結性確保に協力していくこと（例えば、電圧がタイとラオスでは異なるが、双方で使用できる配電盤を供給すること）、③タイのドナー化に協力すること（例えば、アフリカにおいてタイ（例、タイ米）のプレゼンスが高いことから、更に高めることに協力し、第三国支援の拠点にしたい）とのことであった。⁵⁸

（2）連携の可能性

JICAは、開発とつなげることを条件に、進出企業に対して数千万円規模の補助金を出すことができ、この点は、せいぜい数百万円しか出せないJETROプラス中企庁

⁵⁷ JICA各国における取り組み/タイ <http://www.jica.go.jp/thailand/>

⁵⁸ タイに進出している日系企業の工夫の例としては、次のものがある。味の素は大きなボトルで販売していた商品をタイ国内では小分けして販売することとした。蚊を寄せ付けない薬品を蚊帳に塗った商品を製造販売する会社を応援したが、マラリアに罹患する者が減少するとの効果を持つ。北海道のある畜産業者からタイ国内での肉の販売を提案されたので、畜産局に紹介をした。

の事業と異なるところであるという。⁵⁹

JICAにおける法律相談は、無償支援等を行い得るか否か等の観点からなされるであろうから、タイに進出する日本企業からの一般的な法律相談は、なかなか難しい。

反面、業務の性質上、タイにとって有益な企業を応援する日本企業が選別されていることから、これをサポートするとの名目上、日本人弁護士を業務に関わらせることをタイ政府に対して承認させやすい。

JICAでのリーガルサポートだけでは充分ではないものの、他の機関との連携に加えたJICAと日本の弁護士との連携も検討に値する。

4 タイ国日本人会^{60, 61}

(1) 役割

タイの在留邦人は、59,271人となっている（2023年6月現在）。

タイの日本人会は、1913年（大正2年）に設立され、創立110周年を超えた世界でも長い歴史をもつ日本人会とされる。規模としても世界最大規模の日本人会とされる。その目的は、会員間の親睦を図ることにあるが、具体的には、会報誌「クルンテープ」の発行・送付や各種サークルの運営、大使館からの安全緊急情報の提供などを行っている。1987年にサートンロードのサートンタニ・ビル1階（723㎡）を購入して本館を開設し、日本食レストラン、図書館、会議室を設置している。

タイ国内には、他に、チェンマイ、チョンブリ・ラヨーン、プーケットにも日本人会がある。

日本人会では、現在のところ、法律相談又はそれに類似する活動を行っていない。ただ、2～3年に一度くらいの割合で日本から司法書士らで構成するNPO団体が来て法律相談を行っているとのことである。

こうした機会には、比較的多く人が集まるとのことで、相談の内容は、家族に関するものが多い。その性質上本来は日本でも法律相談できるが、タイに居て帰国する機会がないため、タイの法律相談で申し込んでいるようである。例えば、日本国内で居住していた家族が亡くなり相続が発生したといったケースである。

(2) 連携の可能性

日本人会の目的は、あくまで会員相互の親睦を図ることであるから、会員に対して、日本の弁護士が法律相談を行う要請は必ずしもない。しかし、在留日本人が生活で困っている問題について、私的な親睦団体として向き合うことを拒否する理由もない。むしろ親睦を強めるものとして積極的に導入をアプローチすべきである。

日本人会の性質上、相談の内容は、会社関連や取引法に関連するものは少なく、家族

⁵⁹ 例として、サイアム・クボタがある。こうした事業は、いわゆるBOP（Base of pyramid）ビジネスであり、新しいODAの利用方法として注目されている。

⁶⁰ 住所は、1st Fl. Sathorn Thani Bldg. II, 92/2 North Sathorn Rd. Bangrak Bangkok 10500

⁶¹ ホームページ<https://www.jat.or.th/jp/about_jat.php>には、入会案内とともに多様な活動の様子が報告されている。

法関連や個人的なものが多いと考えられる。ここでの法律相談を契機にあらためて日本の法律事務所や日本人弁護士又はタイ人の法律事務所を紹介することも可能である。したがって、リーガルサービスを提供する契機としては、最も適しているのではないかと考えてきた。

そのため、別の項目で指摘するとおり、日本人会において無料法律相談を実施できないかを検討してきた。

5 日本貿易振興機構（JETRO）バンコク事務所⁶²

（1）役割

JETROは、日本貿易振興機構法に基づき、前身である日本貿易振興会を引き継いで設立された機関である。

その目的は、我が国の貿易の振興に関する事業を総合的かつ効率的に実施すること並びにアジア地域等の経済及びこれに関連する諸事情について基礎的かつ総合的な研究並びにその成果の普及を行い、もってこれらの地域との貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与することにある。⁶³

（2）活動

ホームページがあり、その記載により活動内容が分かる。⁶⁴

ビジネス展開支援として、各種セミナーや展示会を行い、ビジネスサポートセンターとして、タイでビジネスを立ち上げるために必要な投資制度情報やノウハウとオフィス機能を兼ね備えた施設を、バンコク市内に開設している。また、食品・農林水産物など特定の分野の専門家が問い合わせを受けるサービスを提供し、JETROの専門家による新興国進出に向けた支援サービスを提供している。

輸出入・海外進出の実務として、タイ進出に関するタイの制度を紹介し、日本から輸出する場合のタイの制度を紹介している。

また、税務・労務等ビジネス関連情報として、現地の専門家によるレポートを掲載している。

その他、詳細な経済指標を提供しており、日本企業に役立つようにしている。

（3）連携の可能性

日本の弁護士としては、タイの法制度を熟知した上で、JETROと協力してタイに進出する日本企業に対するサポートを行うことになる。

このとき、日本の弁護士は、リベートや賄賂の収受が事実上の常識となっているタイの慣行とコンプライアンスの問題に直面することになる。日本国内と同様に高度の遵法精神を維持するのか、それともタイの慣行を受容した方式を採用するのかの判断を迫られる。

⁶² 住所は、127 Gaysorn Tower, 29th Floor, Ratchadamri Road, Lumpini, Pathumwan, Bangkok 10330

⁶³ 独立行政法人日本貿易振興機構法第3条

⁶⁴ <http://www.jetro.go.jp/jetro/>

第2節 無料法律相談の提案

1 無料法律相談の目的

バンコクにおいて無料法律相談を実施することを提案し試行していきたいが、その際には、タイ人弁護士の同席が不可欠である。その理由は、タイにおけるコンサルタント業務の内容は、BOIやIEATとの交渉が多く、したがってタイ語の使用が不可欠だからである。

この無料法律相談の目的は、必ずしもその場ですべての問題を解決しようとするものではなく、相談内容について適切に対応してくれる相談先を紹介することにある。その結果、バンコク市内にある日本の法律事務所を紹介することであろうし、タイ人の法律事務所や税務・監査事務所を紹介することであろう。

2 日系企業を対象とした無料法律相談

(1) 製造業と非製造業

からこれまで述べてきたことから明らかなとおり、日系企業からの法的支援のニーズの必要性は、①製造業におけるものと②非製造業におけるものとは、大きく異なる。

まず、①製造業については、基本的には内外法人を問わず、タイ投資委員会(BOI)の承認を得られれば多くの特典を得られる。民商法の適用の問題や労務管理、また税務上関税上の問題がある。

次に、②非製造業については、「外国人事業法」及びワークパーミットの制度により、外国法人及び外国人が行うことができないことから、名義貸し(ノミニー)が重要な問題となる。

(2) タイ人弁護士の協力を得ること

そして、①製造業及び②非製造業のいずれの場合でも、日本の弁護士は、タイ国内の法廷で訴訟活動の代理人として活動することはできない。したがって関与できるのは、コンサルタント業務のみである。

仮に今後、日系企業の活動に対して日本の弁護士が直接関与できるようにしようとするれば、日系企業が関与する取引の契約条項の合意管轄において、紛争発生時にはタイ国内の商事仲裁裁判所を利用する条項を設けることが考えられる。商事仲裁裁判所であれば、日本の法曹有資格者が、紛争解決のプロセスにおいて協力することが可能となることも考えられるが、実際に仲裁案件において関与しようとした場合には、就労許可証を取得する必要性も考えられ、個別の事案ごとの検討が必要となる。

また、在留邦人については、タイ国内で離婚調停や相続といった家事事件の相談に応じる必要性がある。例えば、夫婦ともにタイの就労ビザを取得してタイ国内で就労している場合、日本での住民票は除籍となっており、日本国内で離婚調停を行うことは不可能であるし、仮に理屈上可能としても全く実効性がない。この場合、タイ国内における家事調停手続を利用することになる。タイ国内でも離婚では、調停手続が利用されてい

る。ただし親権の問題について、男子は母親に女子は父親に親権を与えるという慣習又は慣習法が存在しており、外国人である在留邦人についても適用されることになる。

こうした手続について日本人弁護士は直接関与することができず、タイ人弁護士に依頼するしかないが、日本人弁護士は、助言の限度で関与することが考えられる。